

特定非営利活動法人 ガイドブック さいたま市版



さいたま市 PR キャラクター



【目次】

○ 本書で登場するNPO法人の設定条件について	3
○ NPO法人の設立・運営・解散等の流れ図	4
○ 特定非営利活動法人（NPO法人）相談・申請等窓口	5
○ 表記の略し方について	6

PART-1

Q & A 特定非営利活動法人制度の概要	7 ~ 24
I 特定非営利活動法人（NPO法人）とは	8
II 特定非営利活動法人（NPO法人）の活動目的	12
III 特定非営利活動法人（NPO法人）の組織の要件	16
IV 特定非営利活動法人（NPO法人）の運営上の特徴	20
V まとめ - 法人の設立・運営の要件 -	24

PART-2

特定非営利活動法人の設立	25 ~ 64
I 法人設立までの手続	26
1 設立の準備から申請まで	28
2 申請書類受理から認証（不認証）決定まで	29
3 認証決定通知から設立登記完了届まで	29
II 設立申請に必要な書類	30
1 提出書類一覧	30
2 定款	32
III 申請書類の補正	57
1 補正とは	57
2 所轄庁に提出する書類	57
IV 設立の登記	59
1 登記とは	59
2 登記事項	59
3 登記に必要な書類	60
4 設立登記完了の届出	60
V 税務に関する手続	62
1 県税事務所・さいたま市役所への届出手続	62
2 税務署への届出手続	62
VI 労務管理に関する手続	63
1 労務管理	63

PART-3

特定非営利活動法人の運営	65 ~ 92
I 書類の作成と提出	66
II 変更に伴う書類作成と手続	79
1 役員の変更等	79
2 定款の変更	83
3 変更に伴う登記等の事務	88

III 総会の開催実務	90
1 総会の種類と権限事項	90
2 総会開催の実務	90
3 通常総会に関わる業務スケジュール例	91
IV 貸借対照表の公告	92
1 貸借対照表の公告について	92
2 公告の方法	92

PART-4

特定非営利活動法人の解散と合併..... 93～110

I 解散・清算の手続	94
1 解散	94
2 清算	96
3 解散・清算に関わる登記	98
4 清算終了の届出	98
II 合併の手続	104
1 合併	104
2 合併の手続	105
3 社員総会の議決	105
4 合併認証申請の手続	106
5 債権者への公告及び催告	107
6 合併の登記	108
7 合併に関わる登記の完了届	109

PART-5

情報公開・監督・罰則..... 111～116

I 所轄庁による情報公開	112
II 所轄庁の監督	114
1 報告及び検査	114
2 改善命令	114
3 設立認証の取消し	114
III 罰則	115
1 50万円以下の罰金に処せられる場合	115
2 20万円以下の過料に処せられる場合	115
3 10万円以下の過料に処せられる場合	115

PART-6

参考資料・情報..... 117～146

I 税務関連	118
1 法人税（国税）の課税	118
2 法人住民税（地方税）の課税	118
II 認定NPO法人	120
1 認定NPO法人の優遇措置	120
2 認定NPO法人になるための要件	120
3 認定・特例認定制度の比較	121
III 関連法規	122
○ 特定非営利活動促進法	122
IV 関連行政機関	143
さいたま地方法務局	143
税務署	143

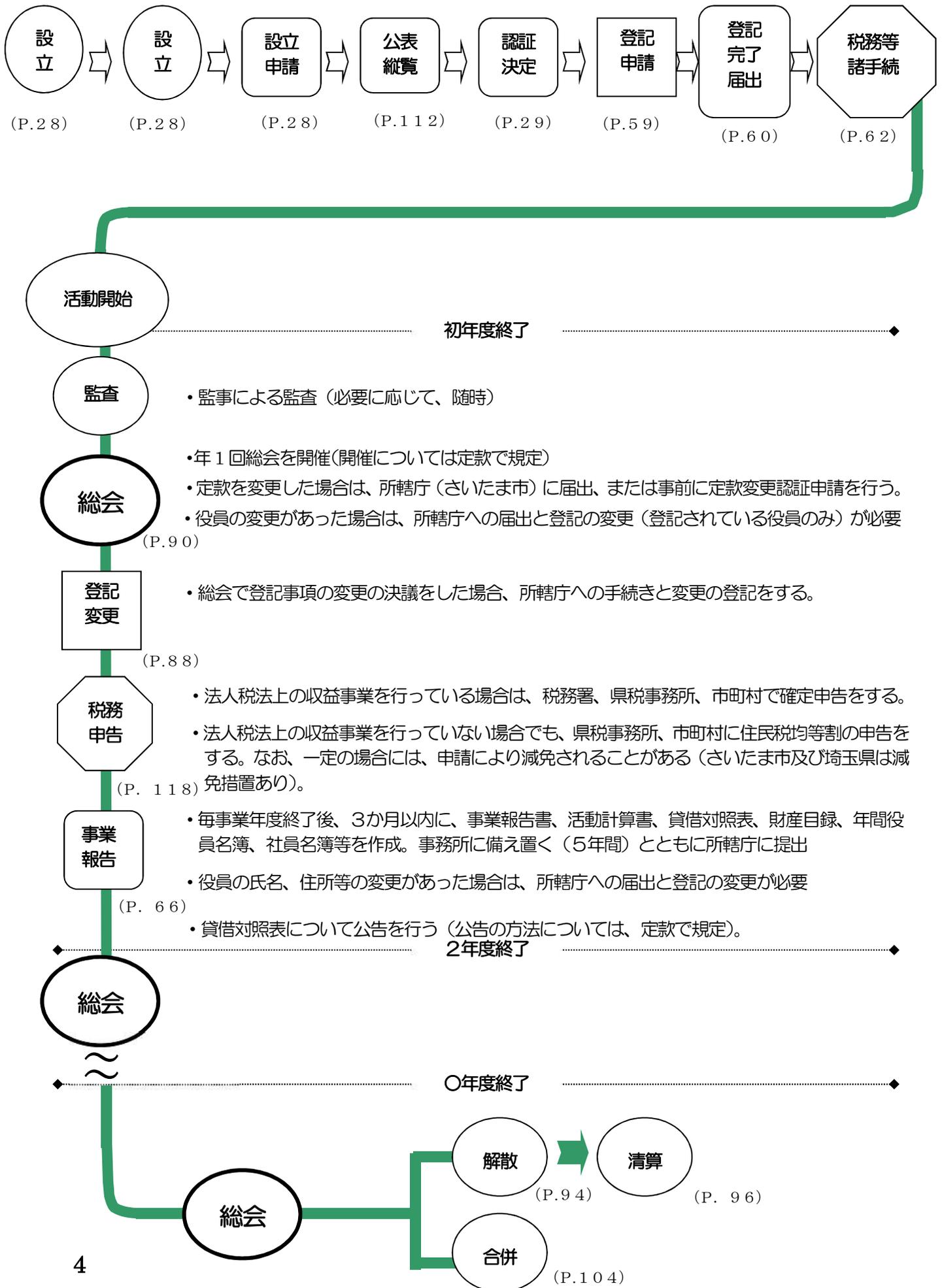
県税事務所	143
さいたま市役所	143
公共職業安定所（ハローワーク）	143
労働基準監督署	144
年金事務所（日本年金機構）	144
V 参考	145
法人情報の変更について	145

本書で登場するNPO法人の設定条件について

本書では、書式類の記載例を多用しています。記載例は、次の架空の団体を設定し、事例として解説しています。

◆名称	特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ
◆事業所	埼玉県さいたま市〇〇区〇丁目〇番〇号△△△マンション〇〇号室 その後、埼玉県さいたま市××区×丁目×番×号△△△ビル3階に変更
◆事業目的	〇〇地区の高齢者や障害者に対して、ふれあいと健やかな食生活を提供することで、だれもが豊かに暮らせる地域社会を創造する。
◆主な事業	<特定非営利活動に係る事業> 1) 配食サービス提供事業 2) 講習会・イベント開催事業 3) 地域ふれあい促進事業 *設立3年目に、4) 食に関わる専門家を擁しての「調査・コンサルティング事業」を定款変更にて追加。 <その他の事業> 1) 駐車場の運営事業
◆成立日	〇〇年8月20日
◆事業年度	4月1日～3月31日
◆役員構成	<成立時> 理事：埼玉一郎（代表理事）、鈴木〇〇、山田〇〇、小林〇〇、佐藤〇〇 監事：加藤〇〇 <任期満了時> 渡辺〇〇が、新理事に就任 小林〇〇が、理事を任期満了で退任 その他の役員は、再任

NPO法人の設立・運営・解散等の流れ図



特定非営利活動法人（NPO法人）相談・申請等窓口

さいたま市の窓口

さいたま市 市民局 市民生活部 市民協働推進課

住 所 〒330-0055

埼玉県さいたま市浦和区東高砂町11番1号 コムナーレ9階

電 話 048-813-6404

FAX 048-887-0164



- * さいたま市内のみに事務所を置くNPO法人の設立の相談や、設立申請書類・事業報告書・各種届出書等の提出先は、上記の窓口です。
 - * 事前相談等をご希望の際には電話等での予約をお願いします。
 - * ウェブ報告システムによる提出の場合、必要な数の書面等が提出されたものとみなします。
-
- * なお、次のNPO法人の所轄庁は埼玉県です。
 - ・県内二以上の市町村に事務所を置き、主たる事務所をさいたま市内に置く法人
 - ・二以上の都道府県に事務所を置き、主たる事務所を埼玉県内に置く法人
 - ・主たる事務所をさいたま市以外の県内に置く法人

埼玉県 共助社会づくり課（県庁第3庁舎3階）
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
TEL 048(830)2823 FAX 048(830)4751

〈表記の略し方について〉

略した記載	略称の解説
「法第〇条」、「法第〇条第〇項」と記してある場合の「法」	特定非営利活動促進法を略しています。
「NPO法」	特定非営利活動促進法を略しています。
「さいたま市条例」、「条例第〇条」と記してある場合の「条例」	さいたま市特定非営利活動促進法施行条例(平成23年さいたま市条例第52号)を略しています。
「さいたま市規則」、「規則第〇条」と記してある場合の「規則」	さいたま市特定非営利活動促進法施行細則(平成24年さいたま市規則第9号)を略しています。

PART-1

Q&A 特定非営利活動法人 制度の概要

I 特定非営利活動法人（NPO法人）とは

Question 1 NPOとボランティア団体、NPOとNPO法人との違いは？

Answer 1

NPOのなかに、ボランティア団体、NPO法人を含めて考えます。

(1) NPOの意味とボランティア団体

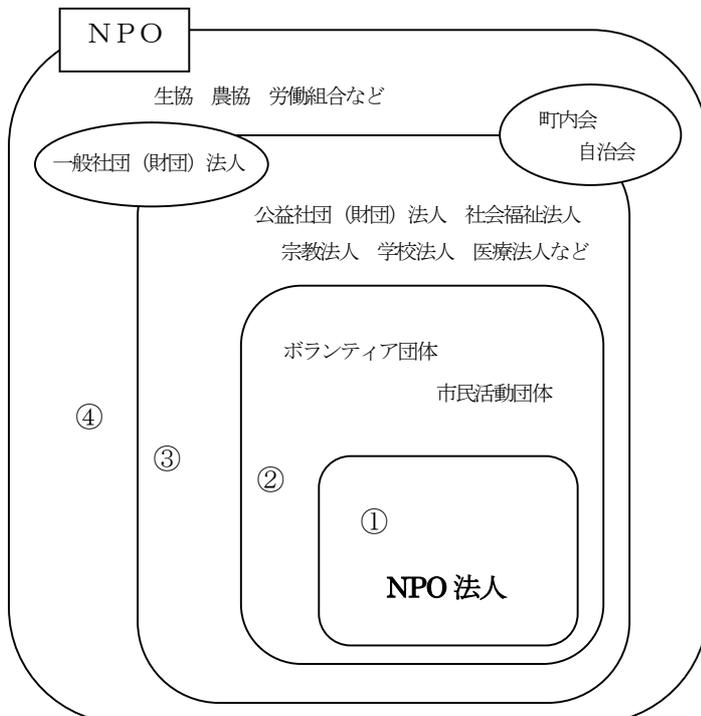
NPOとは「Non=非」「Profit=利益」「Organization=組織」の頭文字をとった略語で、一言で表すと「営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間の組織」と定義できます。

一方、ボランティアを一言で表すと「個人が善意で行う個々の活動」となります。この活動が広がり、定例化し、会の名前を付けたり、メンバーの名簿を作るなどして、活動報告をする段階になれば、組織体としてのボランティア団体と呼ばれるようになります。さらに活動が活発化し、会則を定めたり、役員会や代表者を置いたりするようになり、人が入れ替わっても組織の同一性が失われず、継続的に活動を続けていけば本格的なNPOと言えるでしょう。

いずれにしても、ボランティア団体は、ボランティアが組織化していくという活動の発展経緯において、NPOの分類に含めるのが一般的です。

(2) NPOの分類体系

さて、NPOという言葉も、人によってはその意味するところが違うことがあるようです。現在、日本においてNPOと言ったとき、その言葉が意味することについては、下図に示す4通りに分類できます。



- ① 最も狭義の意味では、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、特定非営利活動法人（NPO法人）になった団体のみを指します。
- ② 最も一般的なNPOの使い方、①に加えてボランティア団体や市民活動団体といわれる団体を指します。
- ③ 広義の理解で、公益社団（財団）法人、社会福祉法人、学校法人、宗教法人、NPO法人、ボランティア団体など、すべての営利を目的としない公益団体を指します。
- ④ 最も広い意味で、営利団体以外のすべての団体を指します。この場合は、上記の団体に農協や生協、共済組合、自治会、町内会や一般社団（財団）法人などの公益団体を含めます。

(3) NPO 法人と法人格

次に①NPO法人について考えてみましょう。

NPO法人とは、前述のとおり、NPO法に基づき、法人になった団体のみを指します。

「法人」になる、ということは法律によって人格を付与されるということです。つまり、団体として法人格を持つということは、社会的に人格を持つ団体になるということです。

たとえば、事務所を借りる際に、個人ではなく法人として契約を結ぶことができます。また、銀行口座や不動産などの所有権なども、法人の名前で契約できます。法人格を持たない任意団体において、実質は団体としての契約でも、名目上は代表者個人の名前で結ぶ、という矛盾とあいまいさが、法人格を持つことによって解消されるのです。法人格があることのメリットについては、22ページを参照してください。

法人格を持つための手続として、NPO法は「所轄庁の認証」という方法を採用しています。団体がNPO法に定める公益活動を行うものであることなどを所轄庁が確認し、認証するというものです。法に定める要件を満たしていれば法人格を得ることができるので、限りなく届出制に近い内容となっています。

トピック —NPOに関する用語—

●ボランティアとNPO

一般にボランティアは個人を、NPOは組織を指して使われています。NPOは、社会貢献・社会変革の志をもった市民が、その志を実現するために自発的に（ボランティアに）集まったものです。個人ではなく、組織的に展開することで、目的を達成しようとするのがNPOです。

また、ボランティアが活動に参加する側の人であるのに対して、NPOはボランティアの参加する場を作り、参加を求める側の組織であるという整理もできます。志を持つ一人ひとりの市民の力を生かしていくための手段として作られた組織がNPOであり、理事、ボランティア、会員など立場が違ってもすべてボランティア（自発的に参加した人）と呼ぶことができるかもしれません。

●NGOもNPO？

NGOとは、「Non=非」「Governmental=政府」「Organization=組織」の略語で、日本語に訳せば、「非政府組織」となります。国際協力などの国境を超えた活動を行っている民間の非営利団体の総称として使われている場合が多く見受けられます。NGOは、実質上NPOと同じ意味ですが、政府（行政）に対して民間であることを強調した場合はNGO、企業に対して非営利であることを協調した場合はNPOといわれることが多いようです。

●非営利と無償

「非営利」というと、「無償」（お金をもらわないこと）ではないかと思うかもしれませんが、そうではありません。NPOの「非営利」は「無償」とは別の概念です。非営利とは、団体の利益を構成員に分配しないことをいいます。

たとえば、「非営利なのに、お金をとるの？」という質問は、非営利という考え方と、無償という考え方が混同して使われていることが多いことからくる誤解と言えます。

●市民

単に「〇〇市」という地域内に住む住民という意味でなく、権利・義務を伴った社会的な存在である個人を意味します。また、「市民」は、自然人だけではなく、法人や任意団体なども含まれるものと解される場合もあります。

NPO法の第1条でも、「市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動」といった表現がされています。

●所轄庁

NPO法人は、所轄庁の認証を経て、法務局で登記することにより成立します。所轄庁は、法人の主たる事務所が存在する都道府県知事（事務所が一つの指定都市の区域内のみにあるときは、指定都市の市長）となります。所轄庁には、法人に対して報告を求める、改善命令を出す、認証を取り消すなどの権限が与えられていますが、法令や定款等に違反していないかの視点に基づいて監督することになっており、NPO法ではその権限の行使について厳格に規定しています。

機動性・柔軟性に富んだNPOの活動は、新しい「公益」の担い手として、企業や行政にはないさまざまな可能性を秘めているからです。

(1) さまざまな可能性を秘めた NPO 法人

NPOという言葉が一般的に知られるようになったのは、阪神・淡路大震災（1995年）の時でした。当時、NPOやボランティアが行政にはできなかった活動を展開し、広く注目されました。自発的に取り組まれるNPOやボランティアは、自分の意志で目の前の課題に順次取り組んでいくことが可能でした。また、NPOやボランティアは自らがその結果に対して責任を取りさえすれば、どのような課題にどのような形で取り組むかは自由に選ぶことができました。このようなことから、NPOやボランティアは震災当時、きわめて「機動的」で「多彩な（柔軟な）」救援活動を「迅速性」をもって行うことができたのです。

機動性、柔軟性、そして迅速性に富んだNPOの活動は、規模や範囲は限られるものの、現在の多様化する社会のニーズに対し、行政の弱い分野、対応が難しい分野をきめ細かく担っていける可能性を秘めています。また、企業が参入しない採算性の合わない事業分野でも、社会に必要とされれば、NPOが事業化する可能性を多分に持っています。

こうした背景のもと、1998年に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行され、NPOに法人格が与えられるなど、NPOの活動を促す法制度が整備されました。これにより、多くのNPO法人が設立されることとなり、社会的な注目を集めるに至っています。

(2) 特定非営利活動促進法（NPO法）の社会貢献活動とは

特定非営利活動促進法 第1条

この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

これは、NPO法の第1条です。この中に出てくる社会貢献活動とはどのようなものなのでしょう。現在、NPOの活動は私たちの社会の中で、さまざまな分野に広がっています。そこで、ほんの一部ですが、各分野での活動を紹介します。

まず、社会福祉の分野では、高齢者や障害者への介護サービスを提供したり、障害者の働く場を作る共同作業所や、高齢者同士で助け合って暮らすグループホームの運営をするNPOなどがあります。

まちづくりの分野では、歴史的な建造物の保存活動、お祭りによるまちおこしの活動、インターネットでの地域情報の提供、といったまちの発展を支えていこうという活動があげられます。

環境分野では、自然や動物の保護を行う活動、環境測定を行う活動、リサイクルの促進、河川をきれいにする活動などがあげられます。また、美しい自然を守るためにその土地を市民が買い取って保全するナショナルトラスト運動などを行うNPOなどもあります。

この他にも医療、芸術・文化、男女共同参画、国際協力、人権・平和、他のNPO団体の活動支援など、NPOの活動がさまざまな分野で大きく広がっています。そして、これらのNPOの活動は、いずれも何ら

かの社会的な意義を持っています。このように社会貢献活動とは、社会全体の利益に寄与すべく、不特定多数のものの利益の増進を図る活動であり、いわゆるボランティア活動、市民活動、市民運動と呼ばれてきた、市民の社会的な活動のすべてが含まれます。

(3) NPO法における「公益」の考え方

NPO法の第1条（前ページ参照）には、法律の目的として「公益の増進に寄与することを目的とする」とあります。この中に出てくる「公益」の考え方は、NPO法において重要なことなので、ここに整理をしておきましょう。

そもそも「公益」には2つの考え方がありました。

一つは「公益」とされるものについての責任をすべて行政が持つべきだという考え方を前提に、市民活動を行政の手の届かないところを補完するための活動として位置づけ、法制度を整備し、補助金や助成金が受けやすいようにしようというものです。

もう一つは行政のみがすべてに責任を持つ時代ではなく、サービスの供給の主体が、必ずしも行政とは同じ価値観でなくても、契約や取引、所有の主体となれる民間の組織を育てるために、法人格を取得できるようにしようという考え方です。

NPO法では多くの団体や市民の法制定に向けた活発な活動や、国会内外でのさまざまな議論の結果、後者の考え方が採用されました。NPO法は多様な価値観の下に行われる自由な社会貢献活動（市民活動）を社会的に保証していこう、という新しい公共性・社会のあり方を提示した画期的な法律なのです。そして、民間にありながら公益の増進を図ることを目的としているNPOの重要性が大きくなってきています。

また、NPOの認識が広がるにつれ、公益の担い手であると同時に、新たな事業やビジネスの拠点、雇用の受け皿としてNPOを活用する動きも見られ、経済主体としても重要な役割を担うことが認識されるようになってきました。

トピック ー新たな公益法人制度ー

●公益社団（財団）法人と一般社団（財団）法人

2008年12月1日、新たな公益法人制度が施行されました。これは、従来の社団法人、財団法人をその公益性に応じて、公益社団（財団）法人と一般社団（財団）法人に分けるとともに、主務官庁による許可制度を廃止し、登記のみで法人が設立できるようにするものです。

旧民法第34条は、主務官庁が社団法人や財団法人などにその公益性を認め、「許可」という方法により、法人格を付与する形式をとっていました。主務官庁は、これらの団体の活動内容について責任を持つ代わりに、その活動の内容に関与していました。

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、従来の公益法人制度にみられた様々な問題に対応するため、一般社団（財団）法人を登記のみで設立できる制度が創設されました。また、そのうちの公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、公益等認定委員会などの意見に基づき、公益社団（財団）法人に認定する制度が創設されました。

●NPO法人との類似点と相違点

法人の事業活動により発生した利益を構成員に分配しない、「非営利性」という点において、両者は共通しています。一方、「公益性」については違いがみられます。NPO法人は公益事業を行う必要があります。公益社団（財団）法人は、公益目的事業が全体の50%以上を占める必要があります。一般社団（財団）法人は、公益事業を行う義務はありません。

このほかにも、NPO法人の設立には役員4名、社員10名が必要なのに対し、例えば一般社団法人では役員1名、社員2名で設立できるなど、より法人を作りやすい仕組みとなっています。

また、一般社団（財団）法人は登記のみで設立できるので、それを監督する主務官庁もありません。NPO法人の場合は、法に定める範囲内で所轄庁に監督権限が付与されています。

Ⅱ 特定非営利活動法人（NPO法人）の活動目的

Question 3 NPO法人が活動できる分野とその内容には、どのような制約があるの？

Answer 3

特定非営利活動促進法（NPO法）は、NPO法人の活動目的について以下の点を挙げています。

- NPO法第2条第1項別表の20項目のいずれかの活動を行うことを主たる目的としていること（第20号に該当する活動は、さいたま市では定めていません [R2.3.1 現在]）
- 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていること
- 営利を目的としていないこと
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと
- 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと
- 暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと
- 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行わないこと
- 特定の政党のために利用しないこと

（1）活動分野20項目（NPO法第2条第1項別表）の内容

NPO
法

①保健、医療又は福祉の増進を図る活動	⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
②社会教育の推進を図る活動	⑬子どもの健全育成を図る活動
③まちづくりの推進を図る活動	⑭情報化社会の発展を図る活動
④観光の振興を図る活動	⑮科学技術の振興を図る活動
⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	⑯経済活動の活性化を図る活動
⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
⑦環境の保全を図る活動	⑱消費者の保護を図る活動
⑧災害救援活動	⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
⑨地域安全活動	⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動	
⑪国際協力の活動	

NPO法人は、公益法人の一形態であり、NPO法は民法の特別法として位置付けられます。NPO法では、公益的な非営利活動として20項目の活動が列挙されています。

20項目に含まれるかどうかの判断は、「常識的に含まれると考えられるものは、積極的に含まれると扱う」という解釈が、国会では答弁されています。

また、NPO法第2条第2項中には「特定非営利活動を行うことを主たる目的とし」と明記されていますが、この主たる目的とは、活動全体の中で、50%以上を占めている活動のことをいいます。50%以上であるかの判断は、単に活動の事業費の額だけでなく、総合的に判断する必要があります。

(2) NPO法人の目的による規定

NPO法 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていること（法第2条第1項）
「不特定かつ多数のものの利益」とは団体の活動による「受益者」が特定されてはならないことを意味し、特定の団体や個人の利益である、いわゆる「私益」や構成員相互の利益である「共益」のような、受益者が特定されている活動は含みません。

例えば、特定非営利活動によるサービスの提供に関して登録制をとる場合でも、誰でも登録できるようなものは、「不特定かつ多数のものの利益」を目的としているといえます。要件を設けても、非常に緩やかなもので、一般の方々を排除する趣旨ではないということが明白であれば差し支えありません。

また、福祉の増進を図る活動をしている団体が、対象を「障害者」や「高齢者」に限定していたり、国際協力の分野の活動をする団体が「海外の特定地域」の支援をすることも、活動の地域や対象を絞るという意味であって、「不特定かつ多数のものの利益」といえます。

NPO法 営利を目的としていないこと（法第2条第2項第1号）
その活動によって得た利益（寄附金も含む）を構成員に分配することを目的としないことをいいます。無償で奉仕しなければならないということではありません。

また、従業員に支払う給与など、労働の対価としての適当な額の報酬は、事業実施のための費用と考えられ、利益の分配にはあたりません。

NPO法 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと（法第2条第2項第2号イ）

宗教団体は、特定非営利活動法人の管理監督を定めるNPO法の対象とするのになじみません。代わりに、設立、管理監督の面で規定を設ける宗教法人法による法人格取得の途があります。ただし、宗教団体の関連組織であっても、その組織自体が、宗教の教義を広める等を目的としていなければ、NPO法の規定に反しません。

NPO法 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと（法第2条第2項第2号ロ）

政治上の主義とは、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理原則をいいます。NPO法人は、このような主義を推進、支持、あるいは反対することを主な目的とすることができません。ただし、たとえば、公害の防止、人種差別の反対、自然保護、中小企業振興など個別具体的な「政治上の施策」に関しては、反対又は賛成の意見の表明をしても、これにはあたりません。

NPO法 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと（法第2条第2項第2号ハ）

特定の公職者や、公職の候補者への支持などは、それを団体の従たる目的として行っても法に抵触するので注意が必要です。ただし、団体の活動目的と合致する候補者等の唱える政策を応援することは禁止していません。

NPO法 暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体ではないこと（法第12条第1項第3号）

暴力団がNPO法人を設立し、非営利活動を隠れ蓑にして反社会的活動を行うことは問題であるため、平成15年の法改正では暴力団の排除をさらに強化する改正となりました。

NPO法 特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として事業を行わないこと（法第3条第1項）

NPO法 特定の政党のために利用しないこと（法第3条第2項）

Question 4

NPO法人は利益をあげてはいけないの？

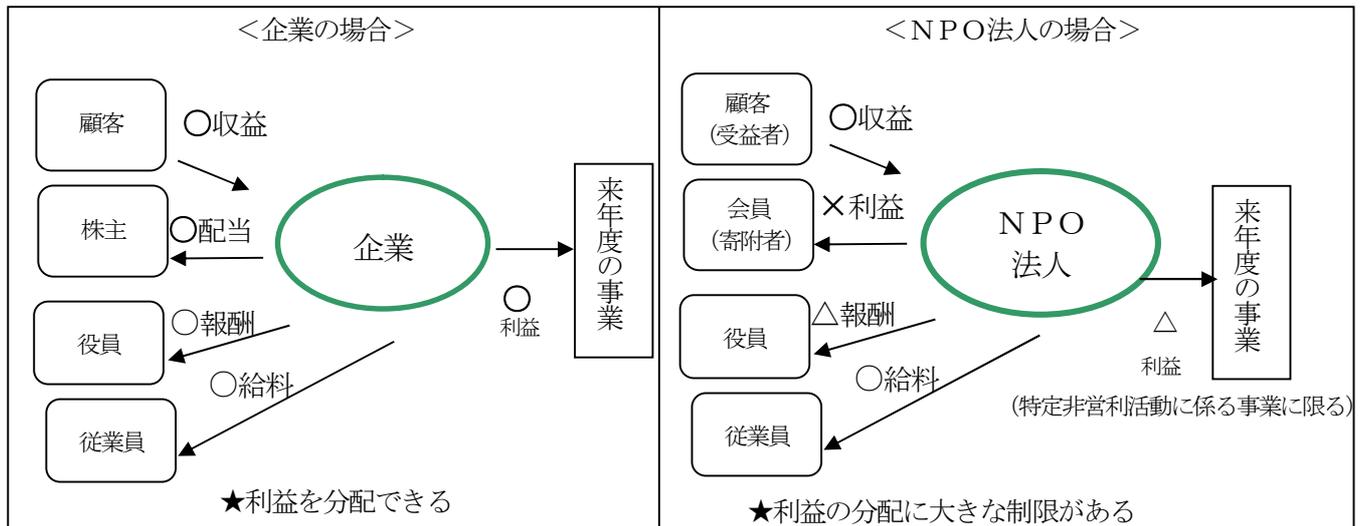
Answer 4

利益をあげてもかまいません。ただし、利益の分配について制限が課せられています。

(1) 剰余利益の扱い方

NPO法人の事業というと、無償のボランティア活動というイメージを持つ人もいるかもしれませんが。しかし、これは誤った考え方で、NPO法人は、報酬を受け取ってサービスをしなくても構いません。非営利とは、儲けてはいけない、スタッフが給料をもらえないというわけではないのです。儲けてもよいし、スタッフに給料を出してもよいのですが、その剰余利益を関係者が受け取ることはできません。つまり、物の販売代金やサービスの手数料として収入を得てもよいのですが、その利益を会員に還元したり、役員や職員の特別賞与に使うなどメンバーに分配することはできず、あくまでその利益を団体の目的の実現のため(公益のため)に使うことが、NPO法人の大きな特徴の一つとなります。

■企業とNPO法人における関係者と金銭的な関係



(2) 役員報酬

NPO
法

役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること

(法第2条第2項第1号ロ)

特定非営利活動促進法(NPO法)では上記の条文により役員(理事と監事)の報酬について制限が設けられています。

ここでいう報酬とは、役員としての「役職」に対しての報酬などの対価という意味です。

理事が有給の職員などを兼職している場合は、給与(労働の対価)ですので、これには含まれません。

また、会議などに出席した際の交通費などは「費用の弁償」であって、報酬には含まれません。

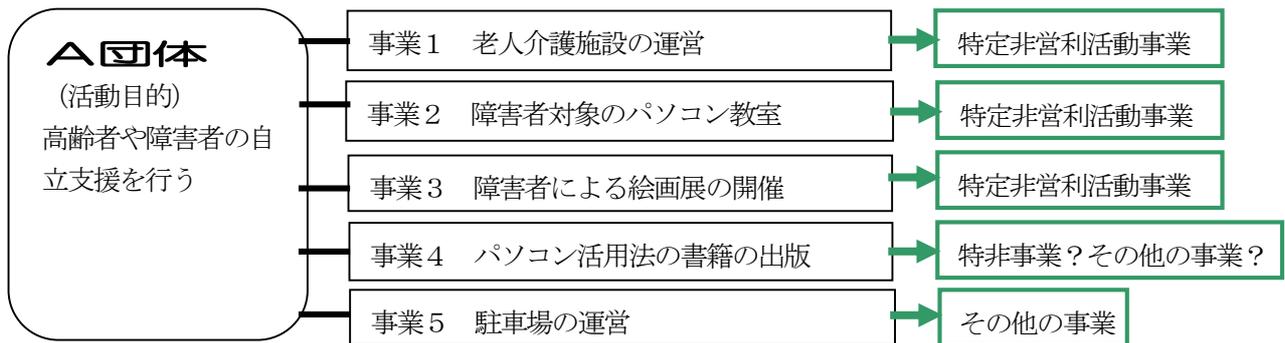
なお、役員報酬といっても不当に高い額である場合などは、非営利の要件に該当しない、いわゆる利益の分配にあたることもありますので、注意が必要です。

(3) 特定非営利活動に係る事業とその他の事業の位置づけ

NPO法人は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業(その他の事業)を行うことができます。ただし、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければなりません(法第5条第1項)。事業が特定非営利活動に係る事業であるか、

その他の事業であるかは、団体の目的に照らして、団体自身が判断します。

これを、ある福祉系の団体の事業例を挙げて考えてみましょう。



上図の例では、まず、事業1～3は高齢者や障害者の自立支援の事業に含まれていると考えてよいでしょう。つまり、活動目的と照らして特定非営利活動に係る事業と位置づけられます。

次に事業4では、例えば高齢者や障害者向けの書籍ということであれば、特定非営利活動に係る事業と考えられますが、活動目的と関係の薄い一般の人を対象とした書籍の出版となると、その他の事業と考えられます。さらに、事業5のように目的とはまったく関連付けられないものは、その他の事業となります。

ここで、注意しなければならないのが、特定非営利活動に係る事業、その他の事業とも、得られた利益は、今後の団体の特定非営利活動に係る事業の活動費に充てなければならないということです。

トピック -NPO法人の資金源-

NPO法人には、下記のような多様な資金源があります。これらのバランスをとることが大切です。

- 会費**： NPO法人の多くは会員から会費をとる制度を採用しています。会費は団体にとっての使い道の自由度が高く、毎年継続的に会員から支払われる会費は安定財源の一つとなります。その法人の理念に共感し、会員となる人が増えれば、それだけ会費収入は増えていきます。
- 寄附金**： 個人、あるいは企業等から、そのNPO法人の理念に共感し、支援するために行われる会費以外の金銭的な寄附です。会費と比べて一般的に大口の資金が望めますが、継続性を期待できるものではありません。他に、物による寄附も考えられます。会費同様に使い道の自由度は比較的高いものです。
- 事業収入 (特定非営利活動に係る事業・その他の事業)**： 団体が行うサービス提供の対価、イベントや講座の参加費、出版物や生産物の売上などの事業を行うことによって得られる収入です。事業収入には「特定非営利活動に係る事業」「その他の事業」の2つの事業収入があり、特定非営利活動に係る事業による収入は、行政からの受託事業に対する対価としての収入と、そのNPO法人が自ら開発・実施する事業に対する対価としての収入により得られる収入を指します。その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に利益を補填するために^{ほくみ}行われるものです。
- 助成金**： 自治体、助成財団、基金などの実施主体により、一定の審査を経て得られるもので、NPO法人の活動に対して、その費用の一定割合を助成する資金です。助成者側により申請の基準が異なり、事業内容が限定されていたり、人件費に対して助成されなかったり、事業費の一部を自ら調達しなければならないなどの制約があるので、申請を行う前に確認が必要です。毎年継続的に提供される助成制度はあまり見られず、事業の立ち上げのための資金として活用するものが多く見られます。
- 補助金**： 特定の事業を行うために必要な経費を政府や自治体が補助するものです。公共サービスの一端を担っているという自負があるNPO法人からの行政への要望が高い資金です。また、助成金同様、支給要件や継続性の問題があります。
- 借入金**： 金融機関、団体、個人などから借り入れる資金のことです。通常、金利を付して返すものであり、返済の保証がなければ借りることはできないので、金融機関などから借入金による資金調達を行えるNPO法人は極めて限定されることとなります。債務超過の場合には、NPO法人の理事に対して破産申立義務があります。

Ⅲ 特定非営利活動法人（NPO法人）の組織の要件

Question5 NPO法人は10人いれば組織として成り立つの？

Answer5

10人いれば、NPO法人は設立できます。NPO法人の構成・組織についての要件としては以下の点があげられます。

- 常時10人以上の社員がいること
- 社員の資格を得たり、脱退することに不当な条件をつけないこと
- 社員総会を年1回以上開催すること
- 3人以上の理事、1人以上の監事をおくこと（社員との兼務が可能です）など

(1) 社員の定数とその資格要件

NPO法 **社員が10人以上いること**（法第12条第1項第4号）
ここでいう「社員」とは株式会社等のサラリーマンや職員、従業員のことでなく、社員総会で表決権を持つ会員のことです。社員の必要数である「10人以上」とは、団体の組織体として活動するための最低限の人数を定めたものです。

NPO法 **社員の資格を得たり、脱退することに不当な条件をつけないこと**（法第2条第2項第1号イ）

■社員資格取得の条件

誰でも社員になれることがNPO法人の原則となっています。社員の資格取得に条件を付けることは、活動目的に照らして、合理的、かつ客観的なものでなければ認められません。

以下に資格条件の設定に可能な例、不適当な例を記します。

○条件設定の可能な例（団体秩序の維持を目的とする最小限の制限）

「社員になるためには、理事会の同意を得なければならない。理事会は、相当な理由がない限り、入会の申し出を拒むことはできない」

○条件設定の不適当な例（推薦や検定試験の基準が不明確）

「社員になるためには、現に社員である者の推薦を要する」

「社員になるためには、会の実施する講座を受講し、検定試験に合格しなければならない」

■社員の資格喪失の条件

原則的に、社員はいつでも自由に退会できなければなりません。たとえば、定款に「社員が脱退するときは、理事会の承認を得なければならない」などといった規定は不適当といえます。

(2) 社員総会の開催要件と位置づけ

NPO法 **総会を年1回以上開催すること**（法第14条の2）

■総会の開催義務

社員総会は株式会社の株主総会にあたるもので、法人の最高意思決定機関です。法人を代表する機関ではありません。社員総会では、基本的な業務や予算、事業計画などを審議して議決します。少なくとも年1回は通常社員総会を開催しなくてはならず、また、社員総数の5分の1以上が会議の目的となる事項を示して開催の請求をしたときは、臨時社員総会を開かなければなりません。

■総会の位置づけ

原則として、通知された会議の目的に関する内容について決議します。特に、①定款の変更の議決、②法人解散の議決、③法人の合併の議決の3つの事項については、社員総会でしか議決することができません。

(3) 役員の定数とその資格要件

NPO法 役員は理事3人以上、監事1人以上いること（法第15条）
 理事は3人以上置かなければなりません。理事は必ずしも社員である必要はなく、社員以外から理事を選出することも可能です。また、職員を兼ねることもできます。
 監事は必ず1人以上置かなくてはなりません。

■ 役員の欠員補充

役員が定数の3分の2未満になった場合は遅滞なく補充しなければなりません（法第22条）。

（ただし、法第15条により、理事は3人、監事は1人を欠くことは許されません）

NPO法 役員は、法第20条に規定する欠格事由に該当していないこと（法第20条）
 法第20条において、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、暴力団の構成員、心身の故障のため職務を適正に執行することができない者などの欠格事由を役員に対して求めています。

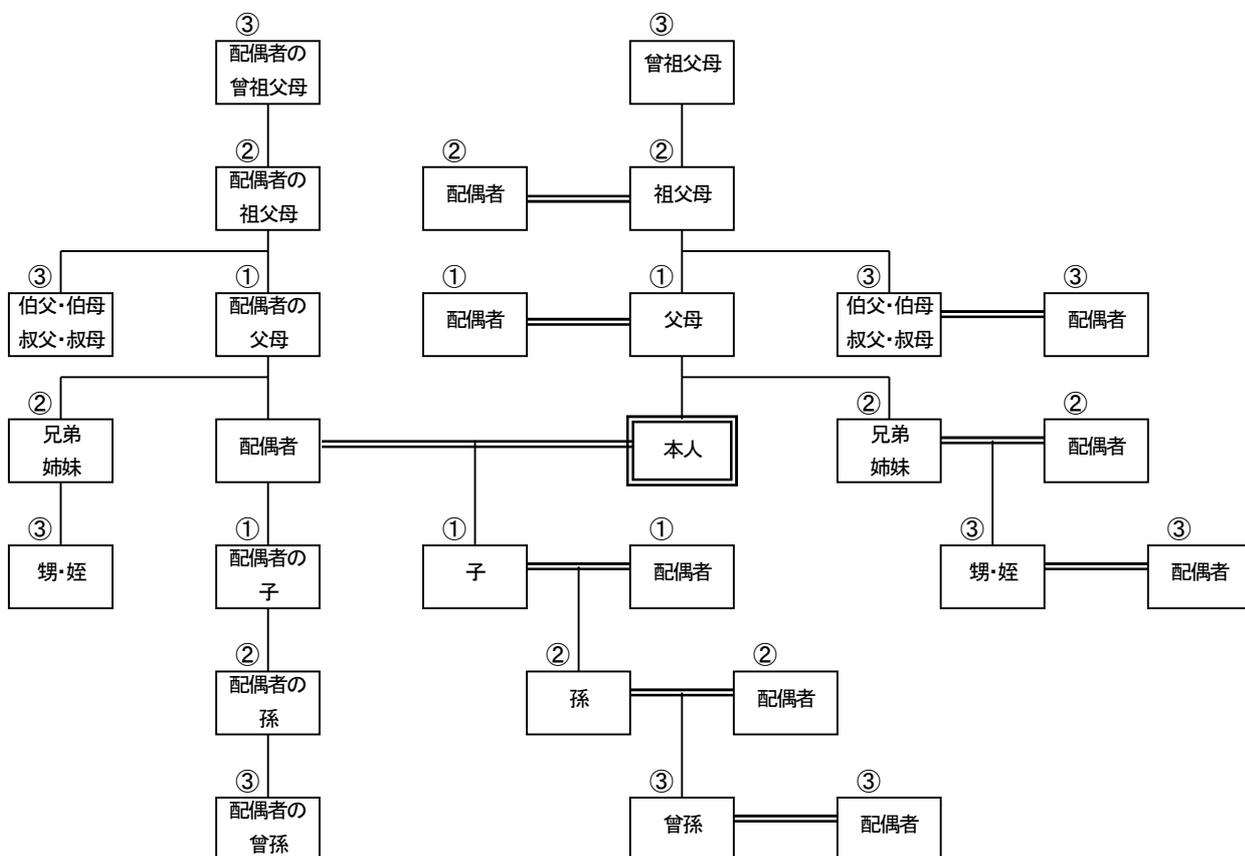
NPO法 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこと（法第21条）

役員の子を排除する理由については、NPO法人の業務は、原則として理事の過半数によって決定される（法第17条）ため、親族が集中することで専断のおそれが発生するからです。

役員が6人以上の場合、それぞれの役員につき、配偶者または3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます。

NPO法 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること
 （法第2条第2項第1号ロ） 14ページを参照してください。

3親等以内の親族の図



(4) 役員の権限と責任

■理事の権限

NPO法人の業務は理事が代表します。理事はそれぞれに単独で代表権を有していますので、それぞれの理事はその名前で業務を執行することができます。ただし、定款で定めることにより、代表権に制限を加えることが可能です。(法第16条)。

NPO法人の業務は通常、理事総数の過半数で決定することになります(法第17条)。決定の方法は、理事で理事会を構成して意思決定する場合があります。ただし、理事(理事会)がNPO法人のすべての業務にわたって意思決定するのではなく、各団体が定款で定めた総会からの委任事項のみを決定することができます。

■理事の責任

理事は、法人から業務の執行について契約により委任を受けたものと考えられますので、善良なる管理者の注意義務をもって法人の業務の執行にあたらなければなりません。理事が善良なる管理者の注意義務を怠ったため、法人に損害を与えた場合には、理事はこれを賠償しなければなりません。

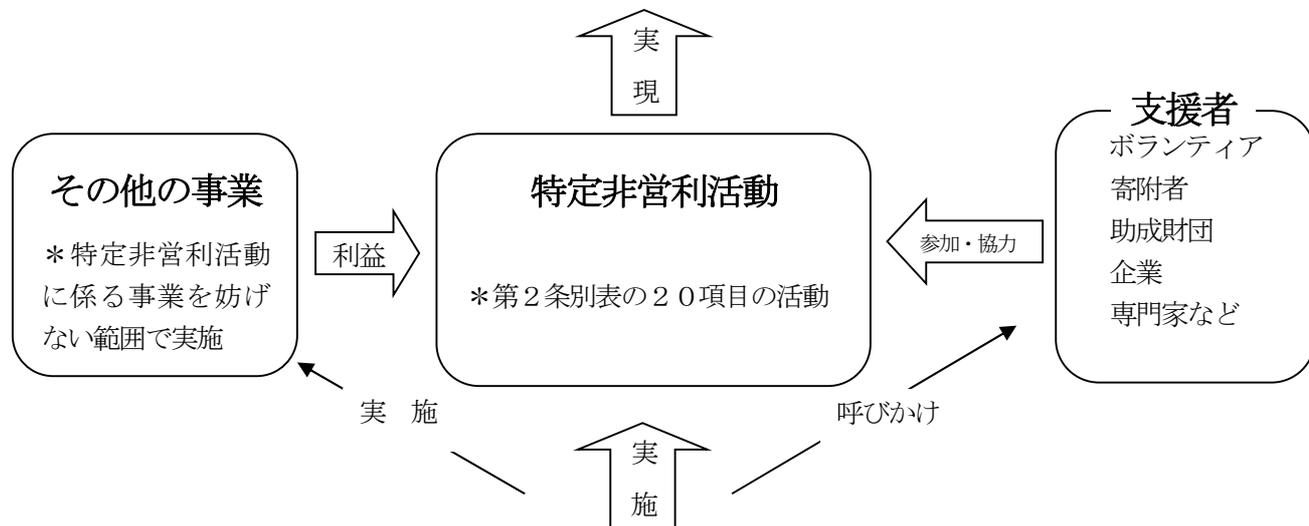
また、理事は、法令に違反して、登記することや書類の提出を怠ったとき、法人が債務超過であることを知りながら、破産手続開始の申立てをしなかったときなどに、過料に処せられる場合があります。

■監事の権限と責任

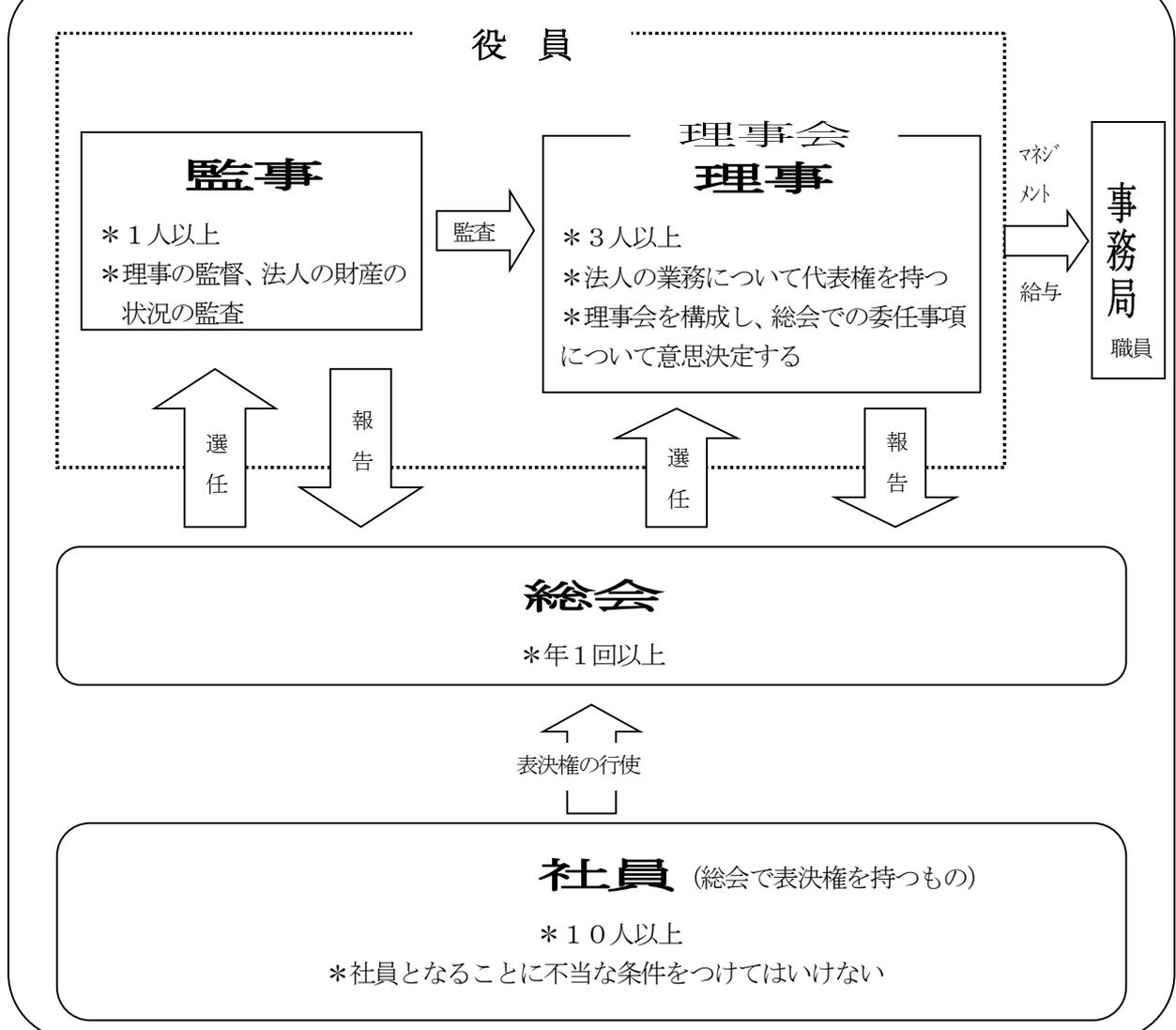
監事は理事を監督したり、法人の財産の状況を監査します(法第18条)ので、理事等の執行機関からの独立性が要求されます。従って、法人の業務を執行する理事や職員を兼務することができません(法第19条)。監事は法人の業務や財産に関し、不正の行為や法令(定款)違反を発見した場合には、所轄庁や社員総会に報告又は理事に意見を述べる義務があり、また、監事には社員総会を招集するなど、強い権限が与えられています。

また、監事も理事と同様に、法令に違反して、登記することや書類の提出を怠ったときなどに、過料に処せられる場合があります。

目的
(不特定かつ多数のものの利益)



特定非営利活動法人 (NPO法人)



Ⅳ 特定非営利活動法人（NPO法人）の運営上の特徴

Question6 NPO法人の会計処理は大変なの？

Answer6

会計処理の大変さは、一般の会社と同等と考えてよいでしょう。ただし、NPO法人ならではの会計ルールがありますので、注意が必要です。

会計に関するNPO法が規定する要件

NPO法人においても、一般の会社と同様に、日々の取引の帳簿をつけ、財務諸表を作成するなど、会計業務が求められてきます。とくに、NPO法が情報の公開による公益の判断を市民に委ねているという点から、会計処理は最も大切な業務と考えられます。

NPO法では次に示す要件を定めており、企業会計と異なるルールもあります。

■要件①－区分会計－

NPO法 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない（法第5条第2項）

その他の事業を行う場合は、特定非営利活動に係る事業とは区分して会計を行い、事業年度毎の報告も区分して報告する必要があります。区分の具体的な内容は法には記載されていません。記帳を別にするかどうか、金庫を別にするかどうかは事業の性格や規模によって団体ごとに自ら判断することになります。

■要件②－正規の簿記－

NPO法 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること（法第27条第2号）

NPO法は「正規の簿記」の具体的な方法等については記載していません。一般に正規の簿記であるためには、取引が客観的に証明可能な証拠によって作成されていること、記録、計算が明瞭、正確に行われ、かつ順序、区分などが体系的に整然と行われていることなどが必要とされています。

また、法は正規の簿記の条件として、必ずしも「複式簿記」までは要求していません。単式簿記か複式簿記かは（例えば、事業性が高いかどうかといった）団体の活動の内容や財源によって、また、事業全体の規模によって、自らにあった形の「正規の簿記」を行うことになります。

■要件③－財務諸表による財政情報の明瞭性－

NPO法 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること（法第27条第3号）

NPO法人は、下記の計算書類を作成し、所轄庁に提出することになっています。

- ①活動計算書（69ページ参照）
- ②貸借対照表（75ページ参照）
- ③財産目録（76ページ参照）

また、NPO法人は、会社のように損益計算書を作成する必要はありませんが、法人税法上の収益事業を行う法人は、税務署に損益計算書を提出することがあります。詳しくは、お近くの税務署にご確認ください。

■要件④－会計処理の基準・手続の継続性－

NPO法 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと（法第27条第4号）

Question7

なぜ、特定非営利活動促進法（NPO法）に情報公開が義務付けられているの？

Answer7

活動の公益性を市民に判断してもらうため、情報公開が義務付けられました。

(1) NPO法における「公益性」の認定

NPO法は、行政による監督を極力排しました。そのため、法人活動の公益性を誰がどう保障するのかという点が問題になります。そこで、NPO法は団体の組織、活動内容、会計等の情報を広く市民に公開することで、その団体が信用できるに足る、または、法人格を付与するに値する団体であるかどうか、市民に判断させようとしています。

NPO法は、団体が法人格そのものによる信用ではなく、その活動の内容を広く市民に知らせることで、初めて信用を獲得できると考えています。従って情報公開（アカウントビリティ＝説明責任）は、法人が社会的信用を得るために遵守しなければならない義務といえます。

(2) 情報公開の仕組み

それでは、NPO法では、具体的にどのような情報公開を求めているのでしょうか。NPO法は、以下2つの場合について規定しています。

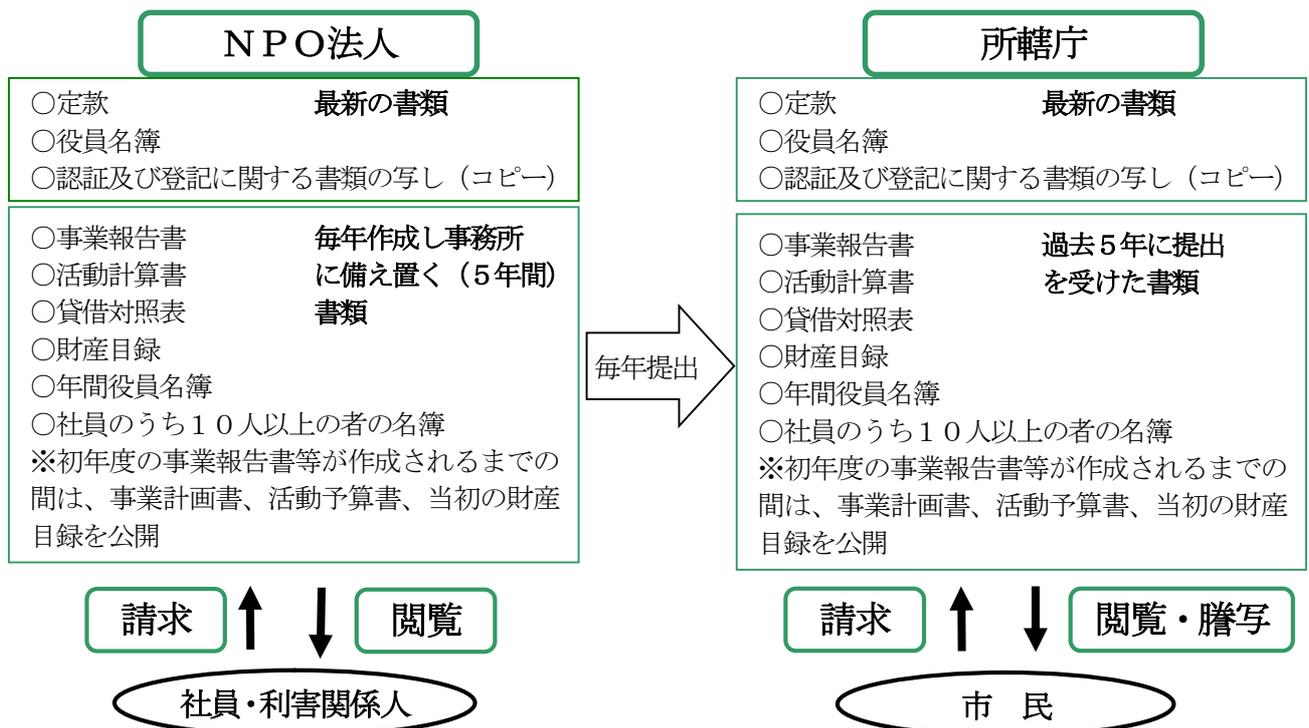
①NPO法人の設立申請時

NPO法では、所轄庁はNPO法人の設立の申請が行われると、**2週1か月間**、その団体における主要な書類が一般に縦覧（公開）されます（法第10条第2項）。

②事業年度終了後

NPO法人には、事業報告書等の作成と所轄庁への提出が義務付けられています。この提出を3年間怠った場合は、法人の認証が取り消されることがあります。また、この報告書類は誰でも所轄庁で閲覧又は謄写をすることができます。さらに、報告書類を法人の事務所に備え置き、利害関係人などから求められれば閲覧に応じなければなりません（法第28条・第29条・第30条）。

※所轄庁による情報公開について、詳しくは、112ページを参照してください。



Question 8 任意団体を法人化する際のメリットと制約は？

Answer 8

法人化のメリットは、契約形態を個人から組織に切り替えられ、情報公開制度などによって社会からの信頼を得られやすくなることです。一方、制約には各種報告書の作成や課税といった義務が生じます。

(1) 法人化のメリットと制約

法人格のない任意団体から、特定非営利活動法人（NPO法人）へ移行する際、下記のメリット・制約条件と照らし合わせて、NPO法人にする意義があるかが重要になってきます。団体によって、事情が違います。NPO法人化が、組織や活動の継続と広がりにも寄与するものか、十分な検討や議論が必要です。

■法人化のメリット

- ① 代表個人の契約から、法人の契約にすることができます。
 - 法人として契約の主体となれます（預金、不動産の所有、自動車の登録、電話の加入など）。
 - 企業や行政から業務委託などが受けやすくなります。
 - 職員と雇用契約が結べるようになり、人材の確保が有利になります。
 - 損害賠償など個人の責任から法人への責任になり、個人の負担感が軽減されます。
- ② 社会的信頼が得られやすくなります。
 - 情報公開制度によって社会から信頼を得られやすくなります。
 - 助成金・補助金が受けやすくなります。
 - 海外での活動がしやすくなります。
- ③ 組織的な活動が可能になります。
 - 代表者が変わっても、所有権の移転などが不要になります。
 - 組織運営を明文化し、より民主的なものにすることができます。
 - 構成メンバーの自覚が高まり、組織の士気が高揚します。
- ④ 上記によって事業の継続性を高めることができます。

■法人化の制約（法人に課される義務など）

- ① 各種事務管理が発生します。
 - 社員総会を開催して、社員に対して、活動報告、予算、決算を明らかにしなくてはなりません。
 - 会計原則に即した会計処理をしなくてはなりません。
 - 所轄庁への事業報告書等の提出が必要になります。
- ② 情報開示の義務が発生します。
- ③ 原則として法人県民税・市民税均等割が課税されます。なお、法人税法上の収益事業を行う場合には、さらに法人税、法人事業税、法人県民税・市民税法人税割が課税されます。
- ④ 法人が解散した時に、財産が戻ってきません。

(2) NPO法人化におけるその他の留意点

また、任意団体など既成の組織がある場合、次のようなことにも配慮することをお勧めします。

- NPO法人化する目的やねらいを明確にする。
- 法人化のための準備会・実行組織を設置し、団体の構成員に対する理解と協力を得られるようにする。
- 現在の役員構成を、NPO法と照らし合わせて再構成する。
- 任意団体での会員制度から、NPO法上の社員へスムーズに移行する。
- 個人で保有していた事実上の団体の資産を、法人へどのように移管し会計処理を行うか明らかにする。

協働とは、共通の目的を有する領域において、お互いの特性を活かしたパートナーシップを構築し、積極的に協力・連携しながら地域社会の課題を解決していくことです。

(1) 協働の意義

少子高齢化や環境問題など、地域において市民のニーズが多様化し、社会的課題が複雑化しています。これらのニーズや課題に、公平性や平等性を原則とする行政だけで対応していくことは、困難な状況になっています。一方、市民が主体となったNPOによって、その特性を活かした様々な社会貢献活動や公共サービスの提供が行われ、新たな「公益」の担い手として注目されています（10ページ・なぜNPO法人が注目されているの？参照）。

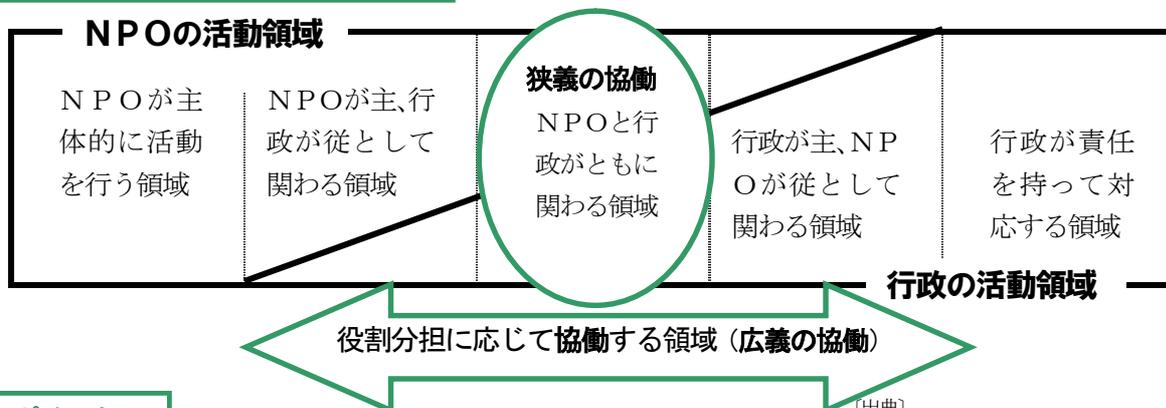
そこで、地域社会の課題解決や市民のニーズに対応していくためには、社会全体の利益である「公益」を、市民、NPO、行政、企業等が、それぞれの立場で担っていくとともに、共通の目的を有する時には連携・協力していくことが必要でしょう。

(2) NPOと行政の協働について

NPOと行政は、同じ公益を担う組織体といえども、組織の形態・規模、構成メンバー、規範やルールなど、異なる性格・性質を多分に有しているため、それぞれに苦労や悩みを抱える場合が多いと思われます。

そこで、NPOと行政との協働の領域と、協働を進めていくポイントを以下にまとめました。

NPOと行政との協働領域



ポイント！

①目的を共有していること

様々な社会的課題や市民のニーズに対応し、NPOと行政がそれぞれの立場で共に公益を担うため、協働の目的を明確にし、その目的を共有する必要があります。

②役割分担が明確であること

NPOと行政が双方の違いを認め合った上で、お互いの特性や立場を活かせるような役割分担によって課題を解決していく必要があります。その際、双方が自立した組織として責任を分担しながら、対等な関係を築けるような配慮が求められます。

③NPOと行政の関係が市民へ情報公開されていること

NPOと行政の協働は、その成果を広く市民や地域社会に還元するとともに、協働に至るまでの手続や評価についても情報公開が必要でしょう。

〔出典〕

「NPO実践講座（新版）」 山岡義典／雨宮孝子
編著（ぎょうせい） P.120の図に加筆修正

V まとめ—法人の設立・運営の要件—

PART-1のまとめとして、特定非営利活動促進法（NPO法）で定めている法人の設立・運営の要件について主要なものを整理しました。特に、NPO法人を設立する際のチェックポイントとしてご活用ください。

	法人の要件	特定非営利活動促進法	解説ページ	Check
1	法第2条別表の20項目のいずれかの活動を行うことを主たる目的としていること	第2条第1項	12	
2	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としていること	第2条第1項	13	
3	営利を目的としていないこと	第2条第2項第1号	13	
4	宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと	第2条第2項第2号イ	13	
5	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと	第2条第2項第2号ロ	13	
6	特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと	第2条第2項第2号ハ	13	
7	暴力団、又は暴力団やその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと	第12条第1項第3号	13	
8	特定の個人や法人、団体の利益を目的として事業を行わないこと	第3条第1項	13	
9	特定の政党のために利用しないこと	第3条第2項	13	
10	社員（総会で表決権を持つもの）が10人以上いること	第12条第1項第4号	16	
11	社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと	第2条第2項第1号イ	16	
12	総会（社員の意思決定機関）を年1回以上開催すること	第14条の2	16	
13	役員は、理事が3人以上、監事が1人以上いること	第15条	17	
14	理事又は監事はその定数の3分の1を超える者が欠けた場合、遅滞なく補充すること	第22条	17	
15	役員は、法第20条に規定する欠格事由に該当していないこと	第20条	17	
16	役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならないこと	第21条	17	
17	役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること	第2条第2項第1号ロ	14	
18	その他の事業を行う場合は、特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で行い、利益を生じたときは特定非営利活動に係る事業に充てること	第5条第1項	14	
19	法第5条、法第27条に規定する会計の原則に従って会計を行うこと	第5条第27条	20	

PART-2

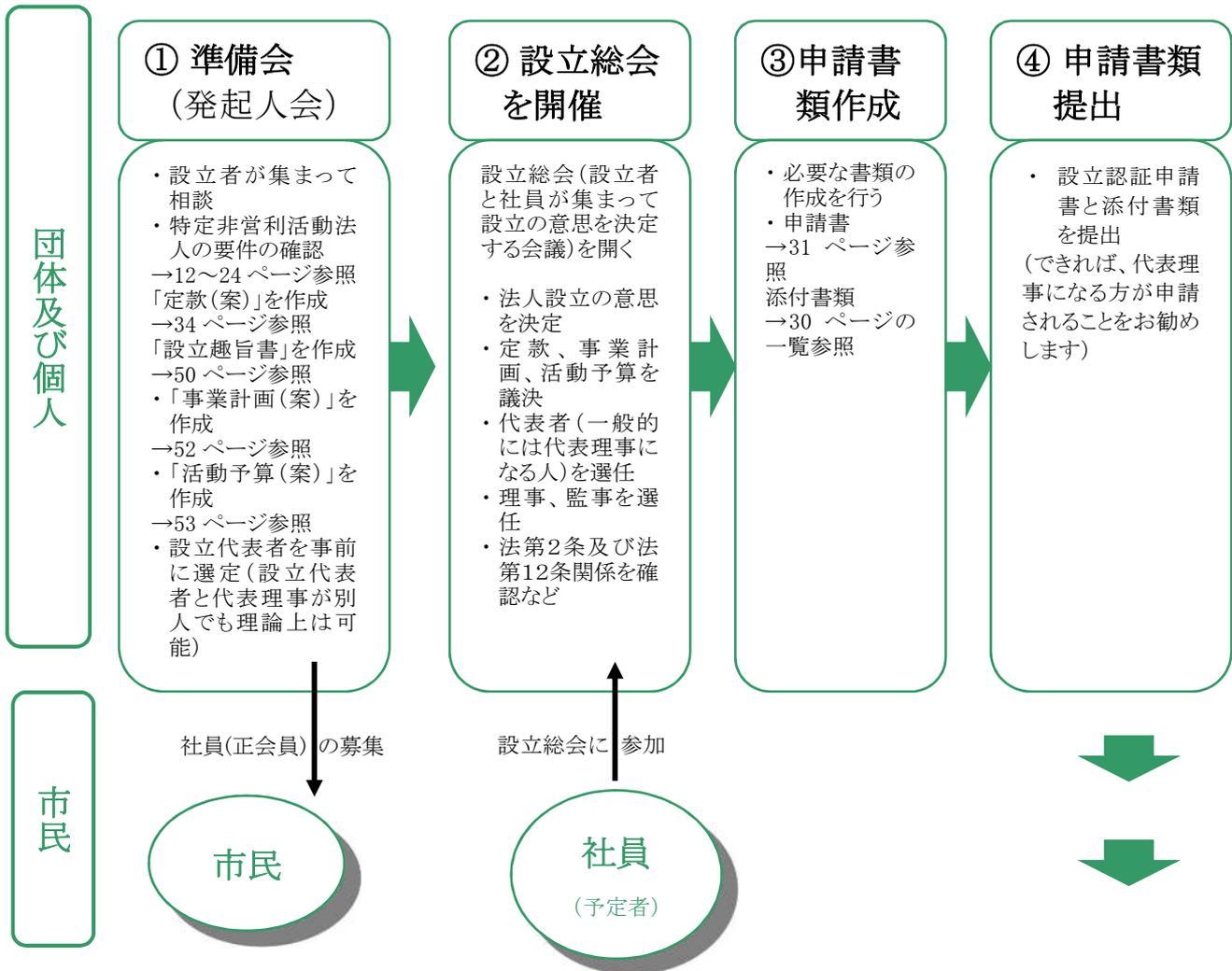
特定非営利活動法人 の設立

I 法人設立までの手続

◇設立認証の手続の流れ

特定非営利活動法人を設立するためには、所轄庁の認証を経て法務局で法人としての登記を行う必要があります。おおまかな流れは以下のとおりです。

設立の準備から申請まで



①～③ 法人設立・申請等の相談

①～③法人設立及び申請書類に関する事前相談等を行っています。
※事前に電話等での予約をお願いします。

④ 設立申請書類受理

④設立申請書類の提出先は、さいたま市の窓口(5ページ参照)になります。

⑤公表事項:「申請のあった旨」、「申請のあった年月日」、「特定非営利活動法人の名称」、「代表者の氏名」、「主たる事務所の所在地」及び「定款に記載された目的」

⑥縦覧書類:定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書、活動予算書

所轄庁(さいたま市)

申請書受理から認証(不認証)決定まで

認証決定通知から設立登記完了届まで

活動開始

* 法人の印鑑や代表理事の印鑑証明など、認証後の手続に必要な書類等の準備

* 不認証の場合、所轄庁はその理由を書面で示します。再申請する場合は、②又は③からやり直します。

* 不認証について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求ができます。

⑧ 認証決定通知

通知を受けた日から2週間以内に登記

⑨ 法務局で設立登記申請

(59ページ参照)

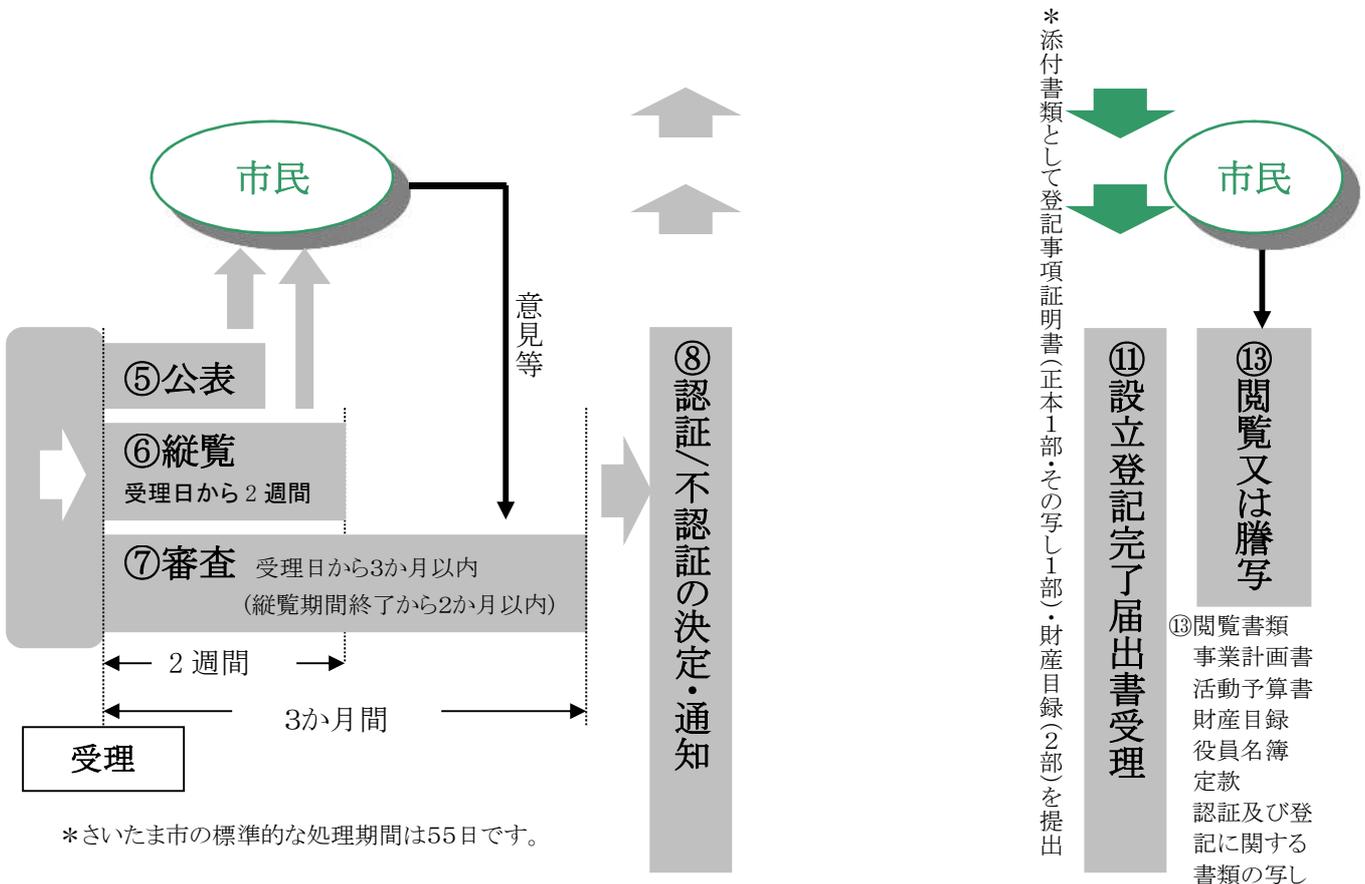
⑩ 登記事項証明書を取得

⑪ 設立登記完了届出書提出

(60ページ参照)

⑫ 各種届出(税務・労務等で必要な事業所開始手続)

(62ページ参照)



1 設立の準備から申請まで

① 準備会(発起人会)

法人の設立を発起する人の会議です。この会を経て、特定非営利活動法人を設立することを目的とする団体(準備会)が結成されたとみなされます。設立代表者は、この法人設立を目的とする団体の代表者をいいます。任意団体として既に活動している場合などは、団体内で担当者(チーム)をつくるなどして意思決定をする会議を開催することで準備会とみなすことが可能です。団体の目的、社員(正会員)、役員、事業計画、予算などについては、特に準備段階で十分な検討をお勧めします。特定非営利活動促進法が求めている要件を満たしているかどうかも検討してください(24ページ参照)。

任意団体からNPO法人への移行でトラブルは避けたいものです。既に任意団体として活動している場合は、その任意団体は設立したNPO法人とは別人格となり、自動的に消滅するわけではありません。このため、任意団体の総会等で解散や財産の引継、処分の方法などについても確認しましょう。

② 設立総会(設立の意思を決定する会議)を開く

設立についての意思決定を行います。設立総会は必ず開かなければなりません。役員を選任、定款、事業計画、予算などの重要事項について議決します(総会での議決事項は団体により異なります)。議事録の謄本(コピー)は、申請書類の一つです。なお、ここで代表者を選出しますが、この代表者は法人成立と同時に法人の代表者の地位を持ちます。

③ 申請書類作成 (30ページ参照)

申請書と10種類の添付書類が必要です。役員住民票などをあらかじめ依頼しておいたほうがよい作業がありますので、計画的に準備されることをお勧めします。

さいたま市では、定款等の書類の作成についての相談を受けています。相談は、団体の主体性を市が左右することを極力排し、定款全体のバランスをとる、表現を統一する、論理的整合性をとる、正確な文章にするというような形式的な整理を行うことが中心となります。

具体的に「こういう目的でNPO法人を設立したい」という意思が決まったら、事前に電話等で日時の予約をしてください(相談予約の状況により、ご希望に応じられない場合があります)。

④ 申請書類提出

設立認証申請書は、さいたま市で受け付けます。電話等で予約の上、直接書類を提出してください。なお、郵送での申請も受け付けています。

さいたま市規則で申請書の様式が定められています(31ページ参照)。申請書には、次の事項を記載しなければなりません。

- ・設立の申請をしようとする者の氏名及び住所又は居所並びに電話番号
- ・申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び事務所(主たる・その他)の所在地
- ・申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

*添付書類

さいたま市規則では、提出する添付書類に関して A4の大きさで作成することと定められている他は、特に様式等を定めていませんので、定款記載例(34ページ参照)、書式記載例1~8(45~56ページ参照)を参考に作成してください。また書類によっては、縦覧用として2部提出していただくものがありますので注意してください。

*設立認証申請書類に形式的な不備や初歩的な間違いがみられる場合があります。提出される前に、再度ご確認ください。設立認証申請書類に軽微な不備がある場合、申請日から1週間以内であれば補正を申し立てることができます(57ページ参照)。

2 申請書類受理から認証（不認証）決定まで

⑤ 公表（112ページ参照）

設立認証申請書類を受理したら、さいたま市は「申請があった旨」「申請のあった年月日」「特定非営利活動法人の名称」「代表者の氏名」「主たる事務所の所在地」「定款に記載された目的」をインターネットにより公表します。

⑥ 縦覧（112ページ参照）

提出された申請書類のうち、「定款」「役員名簿」「設立趣旨書」「設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書」「設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書」が縦覧用として備え置かれ、受理した日から2週間、誰でも窓口で縦覧することができます。

⑦ 審査

審査は、原則として書面によるものですが、上記『公表・縦覧』には、広く市民の意見を聞くという意味がありますので、具体的に意見の申し出があれば、事実の確認を行う場合もあります。

⑧ 認証・不認証の決定・通知

さいたま市は、縦覧期間終了後2か月以内に認証又は不認証の決定を行い、その旨を書面で申請者に通知します。不認証の場合は、その理由を付します。

3 認証決定通知から設立登記完了届まで

⑧ 認証決定通知 / ⑧ 不認証決定通知

不認証の場合は、再度書類を作成又は修正し、申請し直すか、若しくは不認証について不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求ができます。

⑨ 法務局で設立登記申請（59ページ参照）

法人設立の認証通知書を受け取った団体は、その認証通知書が到達した日から2週間以内に、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局（登記所）で、特定非営利活動法人設立の登記をしなければなりません。この設立の登記を行って、はじめて法人としての効力が発生します。

なお、認証があった日から6月を経過しても設立の登記をしないときは、認証を取り消される場合があります。

⑩ 登記事項証明書を取得

法務局で登記事項証明書の交付を受けます。

⑪ 設立登記完了届出書提出（61ページ参照）

登記完了後、遅滞なく「設立登記完了届出書」をさいたま市に提出してください。この際、登記事項証明書（正本1部及びその写し1部）及び財産目録（2部）を添付します。

⑫ 各種手続（62・63ページ参照）

法人としての手続は、税務（国税、県税、市税）、労務（労働保険、社会保険等）などについて事業所開設に関する諸手続が必要となります。

⑬ 閲覧又は謄写（113ページ参照）

法人から提出された書類のうち、所轄庁による公開が定められているものは、所轄庁の窓口で閲覧又は謄写をすることができます。

II 設立申請に必要な書類

1 提出書類一覧

設立認証申請書については書式が定められています（31ページ参照）。さいたま市のホームページ（トップページ→暮らし・手続き→コミュニティ・市民活動→NPO法人）からダウンロードできます。

設立認証申請書に添付する書類（法第10条第1項関係）は2～11の書類です。記載例があります（34～56ページ参照）。

設立申請に必要な書類

	書類名	関係法令等	提出部数	記載例など	記載ページ
1	設立認証申請書	条例第2条	1部	様式第1号	31
2	定款	法第10条第1項第1号	2部	定款記載例	34
3	役員名簿	法第10条第1項第2号イ	2部	記載例1	45
4	各役員の就任承諾及び誓約書の謄本(コピー)	法第10条第1項第2号ロ	各1部	記載例2	46
5	各役員の住所又は居所を証する書面	法第10条第1項第2号ハ 条例第2条第2項	各1部	—	47
6	社員のうち10人以上の者の名簿	法第10条第1項第3号	1部	記載例3	48
7	確認書	法第10条第1項第4号	1部	記載例4	49
8	設立趣旨書	法第10条第1項第5号	2部	記載例5	50
9	設立についての意思の決定を証する議事録の謄本(コピー)	法第10条第1項第6号	1部	記載例6	51
10	事業計画書(設立当初の事業年度及び翌事業年度)	法第10条第1項第7号	各2部	記載例7	52
11	活動予算書(設立当初の事業年度及び翌事業年度)	法第10条第1項第8号	各2部	記載例8A・B	53～56

特定非営利活動に係る事業とは別に、その他の事業を行う場合は、「事業計画書」への記載とともに「活動予算書」には特定非営利活動に係る事業とは別欄表示することが必要になります。

※ 提出する前に申請書類に下記の例のような不備がないか、再確認をお願いします。

1. 提出に必要な部数が揃っていない。
2. 設立認証申請書の様式が間違っている。
3. 申請書中の主たる事務所及びその他の事務所の所在地、目的が定款の記述と異なる。
4. 役員名簿、就任承諾及び誓約書等に記載された役員の氏名・住所が住民票等と異なる。
5. 書類に記載された法人名が間違っている。
6. 定款・就任承諾及び誓約書・確認書において、条文を間違えて引用している。
7. 誤字、脱字、計算間違い、押印もれがある。



設立認証申請書

提出部数:1部

- NPO法人の設立認証を申請するための用紙です。
- さいたま市で指定した様式を使用してください。
- この申請書に添付する書類が10種類あります(30ページ参照)。

様式第1号
A4
日本産業規格 A列4番

設立認証申請書

*申請書を提出する日
〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先)さいたま市長

申請者
〒 〇〇〇-〇〇〇〇
住所又は居所
埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏名 埼玉 一郎
電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

*申請者が個人の場合、「住所又は居所」は、申請者の自宅の住所となります。「氏名」及び「住所又は居所」は住民票等のとおり正確に記載してください。

*申請者が法人の場合、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記載してください。

特定非営利活動促進法第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人を設立することについて認証を受けたいので、申請します。

- 特定非営利活動法人の名称(ふりがな) 特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ
(とくていひえいりかつどうほうじん□□しょくせいかつしえんくらぶ)
- 代表者の氏名(ふりがな) 埼玉 一郎 (さいたま いちろう)
- 主たる事務所の所在地
〒〇〇〇-〇〇〇〇
埼玉県さいたま市〇〇区〇丁目〇番〇号 △△△マンション〇〇号室
- その他の事務所の所在地
〒〇〇〇-〇〇〇〇
埼玉県さいたま市□□区×××〇〇〇番地
- 定款に記載された目的
この法人は、〇〇地区の高齢者や障害者に対し、「ふれあいと健やかな食生活」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

確認!

- *「特定非営利活動法人の名称」、「定款に記載された目的」は、定款に記載したとおりに記載してください。
- *「事務所の所在地」は、郵便番号、町名及び番地まで記載してください。
- *「特定非営利活動法人の名称」は使用できない文字や馴染まない表現がありますので注意してください。

*なるべく、代表者になる方が申請者となることをお勧めします。

2 定款

定款は、法人を運営するための原則であり、団体の自治のルールです。同時にどのような目的で、どのような事業を行い、団体としての意思決定はどこで行われるのか、事業の評価をどこで行うのか、対外的な代表権は誰にあるのか、などを社会的に明らかにするという意味があり、認証申請の添付書類等の中でも最も重要なものです。法人は、法令の規則に従い、定款に記載された内容の範囲内で権利を有し、義務を負います。

定款に誤字・脱字がある状態で認証されますと、そのまま効力が発生します。誤字・脱字を訂正するためには定款変更の手続きが必要になりますので、誤字・脱字には十分注意をしてください。

◆ 絶対的記載事項

定款には、法の定める絶対的に記載しなければならない事項があります。以下に掲げる事項が記載されていないと、不認証事由となりますので注意してください。

定款例の 条文	絶対的記載事項	備考	特定非営利 活動促進法
3条	目的	団体の目的	第11条第1項第1号
1条	名称	団体の名称	第11条第1項第2号
4～5条	その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類	活動の種類は20項目から選択します。 具体的な事業名を記載します。	第11条第1項第3号
2条	主たる事務所及びその他の事務所の所在地	住所の記載については、最小行政区画(市町村)の表記でも可能です。	第11条第1項第4号
7～11条	社員の資格の得喪に関する事項	社員になるための条件等を記載します。	第11条第1項第5号
13～18条	役員に関する事項	役員の数、任期、権限等を記載します。 役員の任期は、2年以内です。 役員数は、理事3人以上、監事1人以上でなければなりません。	第11条第1項第6号
20～38条	会議に関する事項	会議の構成、開催等に関して記載します。 通常社員総会を少なくとも年1回は開催しなければなりません。 総会の招集方法について記載します。	第11条第1項第7号
39～40条	資産に関する事項	資産の構成等について記載します。	第11条第1項第8号
41～42条 等	会計に関する事項	会計の原則、会計の区分などについて記載します。その他予算決算等について記載します。	第11条第1項第9号
43条	事業年度		第11条第1項第10号
5条	その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項	その他の事業の種類及び関係する事項を記載します。	第11条第1項第11号
47条	解散に関する事項	解散の議決要件等について記載します。	第11条第1項第12号
46条	定款の変更に関する事項	定款変更の議決方法について記載します。	第11条第1項第13号
49条	公告の方法	公告の方法について記載します。	第11条第1項第14号
附則	設立当初の役員		第11条第2項

◆ 相対的記載事項

定款に記載することによって法が定める要件を変更することができる事項があります。

- ◇ 団体に最も適した運営方法を考えて、必要に応じて定款に記載してください。
- ◇ 定款で特に定めがない場合は、法令がそのまま適用されます。

<主な記載事項の例>

	相対的記載事項	備考	定款例の条文	特定非営利活動促進法
制限に関する事項	理事の職務	理事は、一人ひとりが法人を代表していますが、定款で定めることでその代表権を制限できます。	14条	第16条
定数の増減に関する事項	臨時総会開催の請求に必要な社員数	法では、社員総数の1/5以上とされていますが、定款で定めることで増減できます。	23条	第14条の3
	定款の変更に関する社員総会の議決	法では、社員総数の1/2以上の出席と、出席者の3/4以上の多数をもって議決とされていますが、定款で定めることで増減できます。	46条	第25条
	解散の決議に関する社員総会の議決	法では、社員総数の3/4以上をもって議決とされていますが、定款で定めることで増減できます。	47条	第31条の2
	合併の決議に関する社員総会の議決	法では、社員総数の3/4以上をもって議決とされていますが、定款で定めることで増減できます。	48条	第34条
その他規定に関する事項	総会における議決事項	事前に通知されるものとされていますが、定款で定めることで例外規定をおくことができます。	27条	第14条の6
	総会に関する書面表決	法では、書面又は代理人による表決が認められているほか、定款で定めることにより、電子メールなどの電磁的方法で表決することもできます。	28条	第14条の7
	解散の事由	社員総会の決議、特定非営利活動に係る事業の成功の不能、社員の欠亡、合併、破産手続開始の決定、所轄庁による認証の取消し以外にも定款で定めることで、解散の事由を規定することができます。	47条	第31条
	残余財産の帰属先	定款に、特定非営利活動法人、公益社団法人などを帰属先として定めることができます。定款に定めのない場合は、所轄庁の認証を得て、国又は地方公共団体に譲渡できます。それでも処分されない財産は国庫に帰属します。	47条	第11条第3項 第32条

◆ 任意的記載事項

定款は、私的な自治のための文章でもありますから、団体の運営にとって必要な規定を法令に違反しない限り、自由に書き込むことができます。

- ◇ 以下のような定款は不認証になる場合がありますので注意が必要です。
 - ① 定款の変更を禁止する定め…時代の進展につれて自主的活動を続けようとする特定非営利活動法人の特質から考えて、無効な規定と考えられます。
 - ② 退会を認めない旨の定め…法第2条第2項第1号イ(社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと)に抵触した場合不認証となります(16ページ参照)。
 - ③ 全権限を理事に与える定め…最高の意思決定機関である「社員総会」の権限を侵すものであれば認められません。
 - ④ 残余財産を社員に分配する定め…非営利団体という性質上認められません(97ページ参照)。

定款

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ定款

第1章 総則

(名称) *登記事項です。

第1条 この法人は、特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブという。

*絶対的記載事項です。【特定非営利活動促進法(以下「法」と記す。)第11条第1項第2号】

(事務所) *登記事項です。

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市〇〇区〇丁目〇番〇号 △△△マンション〇〇号室に置く。*「大字」「丁目」「番」「号」等を略さないで記載してください。

*住所の記載は最小行政区画(市町村まで)の表記でも可能です。

(その他の事務所を設ける場合は、下記を参考にして記載してください。)

2 この法人は、前項のほか、その他の事務所を埼玉県さいたま市〇〇区×××〇〇〇番地に置く。

*絶対的記載事項です。(法第11条第1項第4号)

*その他の事務所を設けない場合は、主たる事務所のみを記載してください。

*主たる事務所とは、一般的に法人の代表者(責任者)の所在する場所であり、活動の中心となる場所です。

*法律上の事務所であることの必要条件としては、情報公開の徹底を図るために、社員その他の利害関係人からの閲覧請求に応じられるような体制が整っている必要があります。事務所には情報開示の場としての重要な役割があります。また、法人の利害関係人や所轄庁などが連絡をとれること(電話がつながる、郵便が届く等)も必要条件です。

(目的) *登記事項です。

第3条 この法人は、〇〇地区の高齢者や障害者に対し、「ふれあいと健やかな食生活」を提供し、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。(例)

*絶対的記載事項です。【法第11条第1項第1号】

*受益対象者の範囲、主要な事業、法人の事業活動が社会にもたらす効果や法人としての最終目標等を具体的かつ明確に記載します。

*設立趣旨書などを参考に簡潔に記載します。

(特定非営利活動の種類) *登記事項です。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動

*絶対的記載事項です。【法第11条第1項第3号】

*法別表に列記されている20分野から該当するものを選んで記載します。20分野のうちどれにあてはめるかは団体の判断に委ねられています。いくつ選んでもかまいません。

*法別表が用いている表現のまま記載します。(ただし、20号の「前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動」は、さいたま市では指定していません。[R5.12.1 現在])

(事業の種類) *登記事項です。

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 配食サービス提供事業 (例)
 - ② 講習会・イベント開催事業 (例)
 - ③ 地域ふれあい促進事業 (例)

（以下は「その他の事業」を行う場合のみ記載）【法第5条第1項】

(2) その他の事業

① 駐車場の運営事業(例)

*絶対的記載事項です。【法第11条第1項第3号及び第11号】

*事業名は何を行うのか分かるように具体的に記載してください。

*ここでいうその他の事業は、法人税法上の収益事業(118ページ参照)とは別の特定非営利活動促進法上の区分です。

*特定非営利活動に係る事業であるか、その他の事業であるかは、団体の目的に照らし団体自身が判断します。

（以下は「その他の事業」を行う場合のみ記載）【法第5条第1項】

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合には、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てるものとする。

第2章 会員

（会員の種類）

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

*どの会員が社員(総会で表決権を持つ会員)にあたるか明示してください。

*会員の種類は団体ごとに決めることができます。その場合、正会員と区別してその旨を記載します。

（入会）

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない

2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で代表理事(役職名を理事長などすることも可能で
す。)に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨
を通知しなければならない。

*絶対的記載事項です。【法第11条第1項第5号】

*社員(正会員)の資格について不当な条件を付すことはできません。【法第2条第2項第1号イ】
団体の目的に照らして合理的な理由であるかどうかを検討してください(16ページ参照)。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

*入会金又は会費がない場合は、記載を要しません。

*設立当初の会費の額は、定款の附則に記載して定めることもできます(44ページ参照)。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会の申出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して〇年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

*社員(正会員)の資格の喪失について不当な条件を付すことはできません。

【法第2条第2項第1号イ】

*除名を資格喪失の条件とするには除名に関する規定を置く必要があります(定款例第11条参照)。

（退会）

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

*任意に退会ができることを規定するものです。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

* 除名に関して特に定款で定めない場合は、通常の総会での決議によります。

* 「総会において」を「理事会において」とすることもできますが、その場合も弁明の機会を設けることは重要です。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員 * 役員に関する事項は、絶対的記載事項です。【法第11条第1項第6号】

* この章で規定する「役員」とは、NPO法上の「理事」と「監事」を指します。この法定役員は、「役員の欠格事由」や「役員の親族等の排除」等のNPO法の規程の適用を受け、罰則に係る処分の対象者になる場合もあります。

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○人 (○人以上○人以下 とすることも可能です。)
- (2) 監事 ○人 (○人以上○人以下 とすることも可能です。)

* 理事の定数は3人以上、監事の定数は1人以上でなければなりません。法第15条の見出しには、(役員の数)とありますが、ここでは理事3人、監事1人が常に在籍している必要があることを意味しています。従って、定款に定数を定めておけばよいということではなく、常に理事3人、監事1人以上在職していなければなりません。

* 定款で「役員」の定数を具体的な人数を定めず、「○人以上○人以下」とする定め方も可能です。

* 法人や任意団体は役員になることはできません。

- 2 理事のうち、1人を代表理事、○人を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。【法第21条】
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。【法第19条】

(役員の仕事)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。

* 理事は、すべて法人の業務について、法人を代表することができますので、理事の代表権を制限する場合には、その旨を定款に記載する必要があります。上記記載例は、代表理事のみが法人の代表権を有する場合のものです。【法第16条】

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

* 理事は、すべて法人の業務について、法人を代表するとされています。【法第16条】

理事の代表権を制限する場合(代表理事以外の理事が代表権を有しない場合等)には、その旨を明記する必要があります。

- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、**(【副代表理事が複数いる場合にのみ記載】 代表理事があらかじめ指名した順序によって、)**その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。【法第18条】
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況若しくは法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

* 絶対的記載事項です。

* 役員任期に関しては、定款には必ず2年以内の任期で規定しなければならず、これを欠いた定

款

は無効となります。【法第24条第1項】

* 再任を妨げないとは、同一人物が任期満了後、期間を空けることなく再度役員に就任できるということです。

* 役員は任意に辞任できます。

* 第4項は、役員を総会で選任する旨を明記している場合に限り定めることができます。【法第24条第2項】

* 第5項に短縮規定を加えることもできます。

例) 5 第1項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とする。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。【法第22条】

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。【法第2条第2項第1号ロ】

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

* 職員に関する事項は、任意的記載事項です。

* 監事は職員を兼ねることができません。(法第19条、定款例第13条)

第4章 総会 * 会議に関する事項は絶対的記載事項です。【法第11条第1項第7号】

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。【法第14条の2及び第14条の3】

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 会員の除名
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他運営に関する重要事項

* 総会は定款で、理事や理事会などの機関に委任された事項以外のすべての事項について決議することになります。【法第14条の5】

* (1) 定款の変更、(2) 解散及び(3) 合併については総会の権限であり他の機関(理事等)に委任できません。

* 総会は定款に反する議決を行うことはできませんので、その場合は定款の変更を行う必要があります。また、特に定款に定めず「第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。」とし、理事会の権限のみを定めることもできます。

* この定款例では、(4)の事業計画及び活動予算並びにその変更についても総会で議決をする形になっていますが、総会では事業報告や決算の議決のみ行い、理事会で予算や事業計画を議決するような方法もあります。総会や理事会などの各機関の権能については、団体の規模や事業の性格などによって、各団体ごとに役割を規定していく必要があります。相互に矛盾のないように定款例第31条(理事会の権能)と合わせて規定してください。

* 法又は定款の他の条文で規定されている総会の議決事項についても、ここで改めて列挙することで、総会の権能を明確化することができます。社員(正会員)からみて団体の意思決定ルールを明確に示すことにもなります。ただし、定款の他の条文と矛盾のないように注意してください。

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年〇回開催する。

* 毎年1回以上通常総会を開かなければなりません。【法第14条の2】

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

* 上記要件の「5分の1」は団体ごとに増減することができます。【法第14条の3】

* この他の場合でも、臨時総会の開催の規定を定めることができます。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から〇〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

* 総会の招集方法は、絶対的記載事項です。

* 総会の招集は少なくとも5日前(中5日)までにしなければなりません。【法第14条の4】

例えば、6月15日に総会を開催する場合、6月9日までに通知を送る必要があります。

- 定款で定めれば、5日以上にすることができます。
- * 総会の招集は、定款で定めることにより、電子メールなどの電磁的方法で通知することもできます。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

- * 議長の決め方については法に規定はありません。団体ごとのルールを規定してください。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- * 上記要件の「2分の1」は団体ごとに増減することができます。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の○分の○以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

- * 通常総会(みなし決議による総会を含む)は少なくとも毎年1回は開催しなければなりません。【法第14条の2】【法第14条の9】

- * みなし決議(社員総会の決議の省略)を行うためには、社員の全員が同意の意思表示をする必要があります。【法第14条の9】

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。【法第14条の7】

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。【法第14条の7】
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。【法第14条の8】* 表決権の行使は、定款で定めることにより電子メールなどの電磁的方法による表決ができます。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者及び表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印(署名、押印でも構いません。)しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- * 理事会は、特定非営利活動促進法上で規定されたものではありません。しかし、理事会を置く場合は定款に規定しなければなりません。他の機関を置く場合も、総会、理事会との権能・責任関係を明確にすることが団体の運営上望ましいと考えられます。
- * 理事会を置く場合は、定款例第30条～第38条は絶対的記載事項です。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

- * 理事会で議決する事項は定款で定める必要があります。
- * 総会その他の機関との権能の分担について、第22条等の総会での議決事項と併せて検討してください。また、定款の他の条文で規定されている理事会の議決事項がある場合も、ここで列挙することで、理事会の権能を明確化することができます。

例) 事業計画及び活動予算並びにその変更、事業報告及び活動決算、入会金及び会費の額、代表理事の選任、事務局の組織及び運営に関する事項、職員の職務・報酬、借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄、その他この法人の運営に関して必要な事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

- * (2)の「3分の1以上」は増減できます。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から〇〇日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

- * 理事会の招集は、定款で定めることにより、電子メールなどの電磁的方法で通知することもできます。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

*表決権の行使は、定款で定めることにより、電子メールなどの電磁的方法で行うこともできます。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名(書面等表決者にあつてはその旨を付記すること。)
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印(署名、押印でも構いません。)しなければならない。

第6章 資産及び会計等

*資産及び会計に関する事項は、絶対的記載事項です。【法第11条第1項第8号及び第9号】

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

*資産に関する事項は、絶対的記載事項ですが、内容については具体的な事項は規定されていません。資産の構成、運用、管理などに関する規定をするのが一般的です。

*資産がない場合も規定する必要があります。

(資産の管理)(「その他事業」を行う場合は「(資産の管理及び区分)」と記載)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

- 2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。(「その他事業」を行う場合のみ記載)

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。【法第5条第2項】

- (1) 特定非営利活動に係る事業に関する会計
- (2) その他の事業に関する会計(「その他事業」を行う場合のみ記載)

*「その他事業」がない場合は次のとおり規定してください。

「第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。」

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

*事業年度は絶対的記載事項です。【法第11条第1項第10号】

*事業年度の区切りは団体ごとに自由に決めることができます。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立の日までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
 - * 毎事業年度始めの3か月以内に事業報告書等を作成し、事務所に備え置かなければなりません。また、事業報告書等を所轄庁に提出しなければなりません。

第7章 定款の変更、解散及び合併

* 定款の変更と解散に関する事項は、絶対的記載事項です。【法第11条第1項第12号及び第13号】

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- * 定款の変更は総会の議決を必要とします。
- * 上記記載例「4分の3以上」は、定款で定めることで増減ができますが、過半数議決の原則により、出席社員の過半数よりも軽減することはできません。
- * 存立時期又は解散の事由を定めたときは、登記事項となります。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議 【法第31条第1項第1号】
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 【法第31条第1項第3号】
 - (3) 社員の欠亡 【法第31条第1項第4号】
 - (4) 合併 【法第31条第1項第5号】
 - (5) 破産手続開始の決定 【法第31条第1項第6号】
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し 【法第31条第1項第7号】
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。【法第31条の2】
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。【法第31条第2項】
 - 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。【法第11条第3項、法第32条】
 - * 解散は、必ず総会の議決を必要とします。
 - * 残余財産の帰属先は、法第11条第3項に掲げる者のうちから選定されなければなりません。
 - ① 他の特定非営利活動法人
 - ② 国又は地方公共団体
 - ③ 公益社団法人又は公益財団法人
 - ④ 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人
 - ⑤ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人
 - ⑥ 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人
 - * 定款に残余財産の帰属先が記載されている場合は、解散後、所轄庁の認証を経ることなく残余財産を帰属させることができますが、これがない場合、清算人は所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。

- * 第2項の「4分の3以上」は、定款で定めることで増減ができますが、過半数議決の原則により、出席社員の過半数よりも軽減することはできません。
- * 特定非営利活動法人の社員(正会員)は、法人の財産について、出資金のような持分を持たないため、社員に残余財産を配分することはできません。また、法人格取得前の団体に帰属させることもできません。
- * 解散の手續などについては、94ページ参照。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- * 合併は総会の議決が必要です。
- * 上記記載例「4分の3以上」は、定款で定めることで増減ができますが、過半数議決の原則により、出席社員の過半数よりも軽減することはできません。
- * 合併の手續などについては、104ページ参照。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載して行うとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

- * 公告の方法は、絶対的記載事項です。【法第11条第1項第14号】
- * 公告は、法人が解散、合併したとき、また毎年度決算後の貸借対照表の公告時に行いますが、解散した時は必ず官報に掲載して行うこととなります。(法第31条の10及び法第31条の12)
- * また、官報に加えて、法人の掲示場や新聞(全国紙・地方紙)掲載することも可能です。
- * 貸借対照表の公告については、以下の方法のうちから選ぶことができます。【法第28条の2第1項】
 - ①官報に掲載する方法
 - ②日刊新聞紙に掲載する方法
 - ③電子公告(法人のホームページ又は内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄))
 - ④法人の主たる事務所の掲示場への掲示等ただし、「①と②による方法とする」といったように複数の手段を重ねて選択することは可能ですが、「①又は②による方法とする」といったように公告方法を選択的に定めることはできません。また、②③④を選択する場合には、具体的な掲載場所を定める必要があります。
- * 電子公告による公告の方法を選択する場合、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報のほかに日刊新聞に掲載することも可能です。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- * 附則は、法人として成立した後に定款の各条文の規定に従って決定するのではなく、法人として成立時点(設立当初)で決まっていなければならない事項を定めたものです。
- * 設立当初に関する規定は「設立当初の役員」の項を除いて削除できますが、記載内容の変更はできません。
- * 附則には規定や改正附則等を追加・削除することはできますが、定款変更認証申請又は定款変更届出の手續が必要が必要です。

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	埼玉 一郎
副代表理事	鈴木 〇〇
〃	山田 〇〇
理事	小林 〇〇
〃	佐藤 〇〇
監事	加藤 〇〇

*** 設立当初の役員は絶対的記載事項です。【法第11条第2項】**

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

*** 事業年度の末日から3か月程度後ろにずらしておく通常総会時に役員改選の審議を併せて行うことができます。**

*** 設立当初の役員の任期は、成立予定日から2年以内でなければなりません。**

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から〇年〇月〇日までとする。

*** 定款で定めた事業年度末日(定款例第43条)と合うようにしてください。**

*** 設立当初の事業年度は、成立予定日から1年以内でなければなりません。**

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

① 入会金 〇〇〇円

② 年会費 〇〇〇円

(2) 賛助会員

① 入会金 〇〇〇円

② 年会費 〇〇〇円

*** 定款例第8条で入会金及び会費を徴収する規定を置かない場合には、附則第6項は不要です。**

記載例

1

法第10条第1項
第2号イ関係

役員名簿

提出(縦覧):2部

- 法人の理事及び監事の名簿です。
- 役員報酬とは、役員が職員又はスタッフとして働いた労働の対価として受け取る給与ではありません。
- 次の場合に作成し、所轄庁に提出してください。
 - ・法人の設立・合併の認証申請時
 - ・所轄庁の変更を伴う定款変更の認証申請時
 - ・役員の変更等届出書の提出時

A4

日本産業規格
A列4番

役員名簿

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

* 認証を受けようとする特定非営利活動法人の名称

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	^{さいたま いちろう} 埼玉 一郎	埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地	有
理事	^{すずき} 鈴木 〇〇	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地…………	無
理事	^{やまだ} 山田 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地…………	無
理事	^{こばやし} 小林 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地…………	無
理事	^{さとう} 佐藤 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地…………	無
監事	^{かとう} 加藤 〇〇	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地…………	無
* 理事又は監事			

* 氏名、住所又は居所の欄は、住民票等のおり正確に記入してください。(47ページ参照)

* 報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。

確認!

- * 「役名」の欄には団体内部の役職名(「代表理事」「理事長」など)ではなく、法律上の「理事」又は「監事」を記載します。
- * 設立後に役員に就任する予定者は、個人に限定されています。(法人は役員に就任できません)
- * 名簿の行数は、人数に合わせて増減してください。
- * 法人の活動において通称を使用する場合は、住民票等の名前を記載し、下段に()で記載してください。
- * アルファベットを用いる外国の方は、読み方を併せて記入してください。

チェック!

- 役員の数、定款の役員数と合っていますか?
(理事3人以上、監事1人以上でなければなりません)
- 定款に定められた設立当初の役員と合っていますか?
- 報酬を受ける役員は役員総数の3分の1以下ですか?

記載例

2

法第10条第1項
第2号口関係

就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）

- 各役員が記入し、申請団体(法人)に提出します。
- 法人設立申請、合併認証申請、新規の役員の就任時に作成します。
- 原本は事務所に保管し、謄本(コピー)を所轄庁に提出します。

A4

日本産業規格
A 列4番

特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ 御中

* 認証を受けようとする特定非営利活動法人の名称
(法人の代表者宛てでも構いません)

就任承諾及び誓約書

* 氏名、住所又は居所の欄には、住民票等のおり
正確に記入するよう各役員予定者に依頼してくだ
さい。(47ページ参照)

住所又は居所
埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏名 埼玉 一郎 (印)
* 記名押印又は署名
生年月日 平成〇〇年〇月〇日

〇〇年〇〇月〇〇日

* 設立の意思の決定の日(設立
総会の日)以降、申請日まで
の日付を記載してください。

私は、特定非営利活動法人□□食生活支援クラブの理事に就任することを承諾するとともに、
(又は監事)
特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないこ
とを誓約します。

■参考

(役員欠格事由)

法第二十条

次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・刑法第204条[傷害]、第206条[現場助勢]、第208条[暴行]、第208条の2[凶器準備集合及び結集]、第222条[脅迫]、第247条[背任]の罪を犯した場合
 - ・暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員親族等の排除)

法第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(注:役員が6人以上の場合に限り、配偶者又は三親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます)

チェック!

- 役員の名前及び住所又は居所は住民票等と合っていますか?
- 理事・監事の別は合っていますか?
- 役員全員の分がありますか?

法第10条第1項
第2号ハ関係

各役員の住所又は居所を証する書面

●さいたま市特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面です。

- (1) 住民基本台帳法の適用を受ける者
=>「住民票」
 - * 家族全員の住民票は不要です。
 - * 本籍、マイナンバー(個人番号)及び住民票コードの記載は不要です。
- (2) 上記に該当しない者(外国に住む外国人など)
=>「住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する書面」
 - * 各国政府が発給する住所を証明する書面など
 - * 外国語で作成されている場合、翻訳者を明らかにした翻訳文を添付

チェック!

- 上記の書面は、申請の日前6か月以内に作成されたものですか？
- 役員全員の分がありますか？
- 役員名簿と氏名・住所を照合しましたか？
- 本籍・マイナンバー(個人情報)・住民票コードの記載のないものですか？

記載例
3
法第10条第1項
第3号関係

社員のうち10人以上の者の名簿

- 法人認証要件である社員を10人以上有していることを証明するための書面です。定款に定める会員の種類のうち、社員に当たる者10人以上の氏名、住所又は居所を記載してください。
- 社員とは、総会で表決権を持つ会員のことです(16 ページ参照)。

A4
日本産業規格
A 列4番

社員のうち10人以上の者の名簿

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ
* 認証を受けようとする特定非営利活動法人の名称

氏 名	住 所 又 は 居 所
埼玉 一郎	埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地
鈴木 〇〇	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地……………
山田 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地……………
小林 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地……………
佐藤 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地……………
渡辺 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地……………
加藤 〇〇	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地……………
松本 〇〇	千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地……………
山本 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地……………
子育て支援グループ△△△ 代表 石田 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地……………

確認！

- * 法人の成立と同時に社員(総会の表決権を持つ正会員)となる人の名簿です。
- * 社員全員を記載する必要はありませんが、10人以上の社員を記載してください。
- * 社員は、個人に限定されませんが、法人等が社員となる場合、団体名と併せて代表者氏名を記載してください。(団体名及び代表者氏名を「氏名」欄に、その所在地を「住所又は居所」欄に記載します。)
- * 役員(理事、監事)も社員になることができます。

記載例

4

法第10条第1項
第4号関係

確認書

- 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを設立総会において確認した旨を記す書類です。

A4

日本産業規格
A列4番

確 認 書

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブは、特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号に該当することを、〇〇年〇〇月〇〇日に開催された設立総会において確認しました。

(設立総会の日)

〇〇年 〇〇月 〇〇日

- * 設立の意思の決定の日(設立総会の日)以降、申請日までの日付を記載してください。

* 認証を受けようとする特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

設立代表者 住所又は居所
埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏名 埼玉 一郎
* 記名又は署名

(参考) 特定非営利活動促進法条文

法第2条第2項第2号

- 二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
 - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
 - ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
 - ハ 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

法第12条第1項第3号

- 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。)
 - ロ 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」という。)の統制の下にある団体

チェック!

- 確認した年月日は、議事録と一致していますか?
- 確認したことが、議事録の審議事項に記載されていますか?

記載例

5

法第10条第1項
第5号関係

設立趣旨書

- 法人の目的や経緯、法人を設立しようとする理由(意図)とその行う活動、事業の必要性などについて記載します。
- 法人の設立の申請をする時、所轄庁に提出します。
- 形式、表現に関しては特に規定されていません。

A4

日本産業規格
A列4番

設立趣旨書

*ポイントを参考に、市民の方に分かりやすく説明するように具体的に記載してください。

1 趣旨

<記載のポイント>

- *設立しようとしているNPO法人の活動がもつ、社会的意義。
- *法人が取り組んでいこうとすることに対する現状や背景、問題点や課題、取り組み・解決策など。またその公益性について。

(記載例)

長年任意団体として〇〇事業を中心に活動してきましたが、近年の社会情勢の変化に伴い、活動の地域及び事業を拡大する必要性が高まりました。

については、任意団体で行ってきた〇〇事業を基盤とし、さらに高齢者の方に喜んでいただけるような△△活動を行い、社会貢献活動としての事業を展開していきたいと考えています。

2 申請に至るまでの経過

<記載のポイント>

- *いままでの取り組みや法人格取得の必要性。

(記載例①)

学習会に参加したメンバーを中心に、〇〇年〇〇月より任意団体△△△として活動を開始し、定期的に〇〇を行うなど、〇年経過しました。事業を拡大するため、NPO法人化の検討を始め、〇〇年〇〇月より各機関へ相談をし、要件等を確認した上で、団体内部で勉強会を重ねてきました。〇〇年〇〇月より準備会を実施し、〇〇年〇〇月に設立総会を開催しました。

今後継続的な事業を展開し、団体としての運営を強化するためにも、NPO法人化は不可欠と考えています。

(記載例②)

- 〇年 月～ 学習会に参加したメンバーで任意団体△△△を設立
- 〇年 月 任意団体として〇〇を定期的に行う。
- 〇年 月 事業拡大のためNPO法人格取得の相談・設立要件確認
NPO法人化の勉強会開催、法人化の必要性を認識
- 〇年 月 準備会(発起人会)を実施
定款、事業計画書等の案を作成
- 〇年 月 設立総会の開催

- * 法人を設立するに至った趣旨や目的、理由、動機、経緯などを説明し、活動・事業の必要性などを、専門外の者にも分かるように記載してください。

〇〇年 〇〇月 〇〇日

* 設立の意思の決定の日
(設立総会の日)以降、申請日までの日付を記載してください。

* 認証を受けようとする特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ

設立代表者

氏名 埼玉 一郎

記載例

6

法第10条第1項
第6号関係

設立についての意思の決定を証する議事録の謄本（コピー）

- 設立総会での確認事項は、法人の設立の意思の確認、定款、事業計画、活動予算の議決、代表者、理事、監事の選任、法第2条及び法第12条関係の確認、議事録署名人などです。
- 原本は事務所に保管し、謄本（コピー）を所轄庁に提出します。

A4

日本産業規格
A列4番

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ設立総会議事録

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 15時～17時
2 場 所 埼玉県さいたま市〇〇区△△町〇〇番地 〇〇会館内
3 出席者数 16 人(うち書面による出席者 4 人)

* 書面表決者がある場合は、その旨を明らかにして数を区分して記載してください。

4 審議事項

- (1) 議長及び議事録署名人の選任について
- (2) 法人設立の意思の決定について
- (3) 定款案について
- (4) 役員及び代表者の選任について
- (5) 事務所の決定について
- (6) 事業計画案及び活動予算案について
- (7) 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号の規定に該当する団体であることの確認について

5 議事の経過の概要及び議決の結果

- (1) 議長について、〇〇〇〇が選任された。議事録署名人について、△△△△と□□□□の2名が選任された。
- (2) 法人設立の意思について審議したところ、全会一致の賛成により法人を設立することを議決した。
- (3) 定款案について審議したところ、全会一致の賛成により議決した。
- (4) 役員として以下の者を全会一致で選任した。
理事 埼玉一郎、鈴木〇〇、山田〇〇、小林〇〇、佐藤〇〇
監事 加藤〇〇
また上記のうち代表理事として、埼玉一郎を全会一致で選任した。
- (5) 法人の事務所について審議したところ、全会一致の賛成により、以下のとおり決定した。
主たる事務所 埼玉県さいたま市〇〇区〇丁目〇番〇号 ← * 定款において、所在地を最小行政区画(市町村まで)の記載にとどめる場合
△△△マンション〇〇号室
従たる事務所 埼玉県さいたま市□□区×××〇〇〇番地
- (6) 事業計画案及び活動予算案について審議したところ、全会一致の賛成により議決した。
- (7) 当法人が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号の規定に該当する団体であることを出席者全員で確認した。

* 定款の附則にある設立当初の役員及び役員名簿の氏名と一致させてください。

* 定款において、所在地を最小行政区画(市町村まで)の記載にとどめる場合

以上、この議事録が正確であることを証します。

チェック!

〇〇年 〇〇月 〇〇日

- | | | | | | |
|---|-----------------------------|------------------------------|--------------------------|---------|-----|
| <input type="checkbox"/> 日時 | <input type="checkbox"/> 場所 | <input type="checkbox"/> 出席者 | 議 長 | 〇 〇 〇 〇 | (印) |
| <input type="checkbox"/> 議事の経過概要及び議決の結果 | | | 議事録署名人 | △ △ △ △ | (印) |
| <input type="checkbox"/> 法人設立の意思を決定 | | | 同 | □ □ □ □ | (印) |
| <input type="checkbox"/> 確認書の確認事項を確認 | | | * 議長及び議事録署名人の記名(または署名)押印 | | |
| <input type="checkbox"/> 議事録署名人の選任に関する事項 | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 書類作成年月日 | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 議長及び議事録署名人の記名(または署名)押印 | | | | | |

記載例

7

法第10条第1項
第7号関係

事業計画書

- 設立初年度及び翌年度の事業計画書を、それぞれ別葉として作成してください。
- 形式等に規定はありません。団体がその目的を実現するためにどのような事業を行うのかを市民にわかりやすく簡潔に記載してください。
- インターネット上で公開される書類です。公開に適さない情報(個人名、住所、印影等)は記載しないでください。

A4

日本産業規格
A列4番

年度事業計画書

* 認証を受けようとする特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

1 事業実施の方針

〇〇地区の高齢者や障害者に対して「ふれあいと健やかな食生活」を提供することで、誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造する

* 年度内に行う事業全体の目標・方針について分かりやすく記載してください。

2 事業の実施に関する事項(成立の日 ~ 〇〇年 3月 31日)

* 「成立の日」は、認証後、法務局で設立登記が行われた日となりますので、あらかじめ具体的な年月日を記載することはできません。

* 次年度については、定款に定める事業年度にあわせて記載してください。

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	支出見込み額(千円)
配食サービス提供事業	「安全・こだわり」食材での配食サービス	月～金	〇〇地区	25名	〇〇地区の高齢者・障害者 60名	8,018
講習会・イベント開催事業	「地域の健康と福祉」をテーマにした講習会	10月中旬	〇〇公民館	10名	〇〇地区の高齢者・障害者 400名	665
地域ふれあい促進事業	広報誌の作成	年4回	事務所	5名	〇〇地区市民 250名	517

(2) その他の事業

* 定款で「その他の事業」を定めていない場合は記入不要

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)
駐車場の運営事業	駐車場の運営	通年	〇〇市内	1名	800

* 「定款の事業名」欄には、定款に記載された「事業の種類」(定款例第5条)をすべて記載してください。

* 少なくとも設立当初の翌事業年度の事業計画書及び活動予算書には、定款に掲げるすべての事業を実施する前提で記載してください。

確認!

* 2の(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について、区分を明らかにして記載してください。

* 特定非営利活動に係る事業については、事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに支出見込額をそれぞれ記載してください。

「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載してください。

「事業内容」等についても具体的に記載してください。

* その他の事業については、事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数及び支出見込額をそれぞれ記載してください。定款で「その他の事業」に関する事項を定めていない場合は、記載は不要です。

* 記載された内容は、原則、インターネット上で公開します。

チェック!

□ 支出見込み額の合計は活動予算書の経常費用の事業費の合計と一致していますか?

記載例

8A

法第10条第1項
第8号関係

活動予算書<特定非営利活動に係る事業のみ>

- 設立初年度及び翌年度の活動予算書を、それぞれ別葉として作成してください。
- 形式等には規定はありませんが、法第27条の「正規の簿記」の原則を勘案して団体のルールに従って記載してください。
- 法が求める情報公開の原則に基づき、定款、事業計画書との関連づけ、整合性を考慮し簡潔に記載してください。
- インターネット上で公開される書類です。公開に適さない情報(個人名、住所、印影等)は記載しないでください。

A4

日本産業規格
A列4番

〇〇年度 活動予算書
(成立の日から〇〇年 3月31日まで)

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

* 認証を受けようとする特定非営利活動法人

単位:円

*「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいいます。(当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれます。)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	240,000	
賛助会員受取会費	1,200,000	1,440,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	200,000	
施設等受入評価益	200,000	
ボランティア受入評価益	50,000	450,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	679,000	679,000
4 事業収益		
配食サービス提供事業収益	6,600,000	
講習会・イベント開催事業収益	600,000	
地域ふれあい促進事業収益	0	7,200,000
5 その他収益		
受取利息	300	
雑収益	1,000	1,300
経常収益計(A)		9,770,300
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
役員報酬	100,000	
給料手当	1,700,000	
臨時雇賃金	2,880,000	
法定福利費	210,000	
ボランティア評価費用	50,000	
人件費計	4,940,000	
(2)その他経費		
仕入高	2,500,000	
旅費交通費	24,000	
車両費	150,000	
水道光熱費	180,000	
地代家賃	756,000	
施設等評価費用	200,000	
減価償却費	300,000	
保険料	150,000	
その他経費計	4,260,000	
事業費計		9,200,000
2 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	141,500	

任意計上

定款事業名と一致

* 社会保険料、労働保険料などは法定福利費に含めてください。

役員に対する報酬等のうち、事業に直接かかわる部分を計上してください。

役員に対する報酬等のうち、運営管理にかかわる部分を計上してください。監事の職務に対する人件費は管理費に役員報酬として計上します。

* 事業費計が、経常費用計の2分の1以上になるようにしてください。

* 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載してください。

人件費計	141,500		
(2)その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	24,000		
通信運搬費	120,000		
水道光熱費	96,000		
地代家賃	100,800		
雑費	5,000		
その他経費計	375,800		
管理費計		517,300	
経常費用計(B)			9,717,300
①当期正味財産増減額(A-B)			53,000
②設立時正味財産額(翌事業年度は「前期繰越正味財産額」)			0
次期繰越正味財産額(①+②)			53,000

* 赤字にならないよう注意してください。

- * 無償や低価格で施設の提供等の物的サービスやボランティアによる役務の提供を受けることが想定され、合理的かつ客観的に把握できる場合は、活動計算書に記載できます。(任意計上)
- * 活動予算書を作成するにあたり、注記(73、74 ページ参照)のフォームを利用して積算方法を明確にするとよいでしょう。
- * 活動予算書に計上しないような、既に予定されている固定資産の購入や借入金なども注記のフォームを利用することで、より具体的な活動予算書を作成することができます。
- * 支出規模(事業費+管理費)でみた特定非営利活動に係る事業の割合、総支出額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うこと、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となります。
- * 記載された内容は、原則、インターネット上で公開します。

チェック!
 事業期間の始期及び終期の年月日は、定款と一致していますか?
 経常費用の事業費計は事業計画書の支出見込み額の合計と一致していますか?

記載例

8B

法第10条第1項
第8号関係

活動予算書<その他の事業がある場合>

- 定款に「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、「特定非営利活動に係る事業」とは別欄表示します。
- 形式等には規定はありませんが、法第27条の「正規の簿記」の原則を勘案して団体のルールに従って記載してください。
- 法が求める情報公開の原則に基づき、定款、事業計画書との関連づけ、整合性を考慮し簡潔に記載してください。
- インターネット上で公開される書類です。公開に適さない情報(個人名、住所、印影等)は記載しないでください。

A4

日本産業規格
A列4番

〇〇年度 活動予算書

(〇〇年 4月 1日から〇〇年 3月31日まで)

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

* 認証を受けようとする特定非営利活動法人の名称

単位:円

*「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいいます。(当該事業実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれます。)

科 目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	240,000		24,000
賛助会員受取会費	1,200,000		1,200,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		200,000
施設等受入評価益	200,000		200,000
ボランティア受入評価益	50,000		50,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	679,000		679,000
4 事業収益			
配食サービス提供事業収益	6,600,000		6,600,000
講習会・イベント開催事業収益	600,000		600,000
地域ふれあい促進事業収益			0
駐車場の運営事業収益		1,200,000	1,200,000
5 その他収益			
受取利息	300		300
雑収益	1,000		1,000
経常収益計(A)	9,770,300	1,200,000	10,970,300
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
役員報酬	100,000		100,000
給料手当	1,700,000		1,700,000
臨時雇賃金	2,880,000		2,880,000
法定福利費	210,000		210,000
ボランティア評価費用	50,000		50,000
人件費計	4,940,000	0	4,940,000
(2)その他経費			
仕入高	2,500,000	800,000	3,300,000
旅費交通費	24,000		24,000
車両費	150,000		150,000
水道光熱費	180,000		180,000
地代家賃	756,000		756,000
施設等評価費用	200,000		200,000
減価償却費	300,000		300,000

* 社会保険料、労働保険料などは法定福利費に含めてください。

役員に対する報酬等のうち、事業に直接かかわる部分を計上してください。

任意計上

任意計上

* 設立当初の事業年度の予算書に次期繰越正味財産額がある場合は、設立当初の翌事業年度に前期繰越正味財産額としてその額を記載してください。

保険料	150,000		150,000
その他経費計	4,260,000	800,000	5,060,000
事業費計	9,200,000	800,000	10,000,000
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	141,500		141,500
人件費計	141,500	0	141,500
(2)その他経費			
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	24,000		24,000
通信運搬費	120,000		120,000
水道光熱費	96,000		96,000
地代家賃	100,800		100,800
雑費	5,000		5,000
その他経費計	375,800	0	375,800
管理費計	517,300	0	517,300
経常費用計(B)	9,717,300	800,000	10,517,300
当期経常増減額(A-B)	53,000	400,000	453,000
*その他の事業を継続するための費用を除いてすべて振り替える			
経理区分振替額(C)	400,000	▲400,000	0
①当期正味財産増減額(A-B+C)	453,000	0	453,000
②前期繰越正味財産額	53,000	0	53,000
●次期繰越正味財産額(①+②)	506,000	0	506,000
	(設立初年度は「設立時正味財産額」)		

役員に対する報酬等のうち、運営管理にかかわる部分を計上してください。
監事の職務に対する人件費は管理費に役員報酬として計上します。

*赤字にならないようにしてください。

* 無償や低価格で施設の提供等の物的サービスやボランティアによる役務の提供を受けることが想定され、合理的かつ客観的に把握できる場合は、活動計算書に記載できます。(任意計上)

* 活動予算書を作成するにあたり、注記(73、74 ページ参照)のフォームを利用して積算方法を明確にするとよいでしょう。

* 活動予算書に計上しないような、既に予定されている固定資産の購入や借入金なども注記のフォームを利用することで、より具体的な活動予算書を作成することができます。

* 支出規模(事業費+管理費)でみた特定非営利活動に係る事業の割合、総支出額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことと、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となります。

* 記載された内容は、原則、インターネット上で公開します。

チェック!

- 事業期間の始期及び終期の年月日は、定款と一致していますか?
- 経常費用の事業費計は事業計画書の支出見込み額の合計と一致していますか?

Ⅲ 申請書類の補正

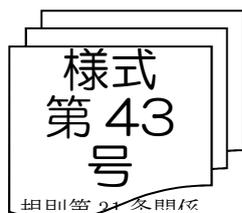
1 補正とは

- 設立・定款変更・合併の認証申請時に提出した書類に誤記等の軽微な不備(内容の同一性を失わない範囲のもの)がある場合、申請から1週間に限り、補正を申し立てることができます。

2 所轄庁に提出する書類

補正書及び補正後の書類(認証申請書又は添付書類)を提出してください。

	提出書類	関係法令等	様式	提出部数	掲載ページ
1	補正書	規則第31条	様式第43号	1部	58
2	補正後の書類(認証申請書又は添付書類)	法第10条第3項	—	2部 添付書類のうち、定款、役員名簿、設立(合併)趣旨書、事業計画書、活動予算書 1部 認証申請書、上記以外の添付書類	—



補正書

- (設立・定款変更・合併)認証申請書又は添付書類の補正を申し立てる場合に提出してください。
- 添付書類があります(57 ページ参照)。

様式第43号

補正書

A4

日本産業規格
A列4番

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先)さいたま市長

埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地
 申請者 埼玉 一郎
 電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇月〇日に申請した設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第4項(同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり補正を申し立てます。

1 補正の内容

補正後	補正前
第13条 この法人に、次の役員を置く。 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。	第13条 この法人に、次の役員を置く。 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副理事長とする。

2 補正の理由

設立認証申請書に添付した定款について誤記があったため、補正を申し立てるものです。

確認!

*補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載してください。

IV 設立の登記

登記に関する申請の手続等については、事務所の所在地を管轄する法務局でご確認ください。

1 登記とは

- 特定非営利活動法人は、所轄庁から認証を受けただけでは成立しません。特定非営利活動法人は、主たる事務所の所在地を管轄する法務局で登記をすることによって成立します(法第13条第1項)。
- 登記申請の際には、法人の印鑑が必要になります。申請と同時に特定非営利活動法人の印鑑登録も行います(法人の印鑑証明は法務局から発行されます)。
- 登記申請は、認証があった旨の通知を受けた日から2週間以内に行わなければなりません。
- 特定非営利活動法人の設立登記に関しては、登録免許税は課税されません。
- 設立の登記の申請は、代表権を有する理事が行います(組合等登記令第16条)。

* 登記に関する申請の手続等については、事務所の所在地を管轄する法務局で確認してください(143ページ参照)。

2 登記事項 組合等登記令(昭和39年政令第29号)

登記事項は以下のとおりです(組合等登記令第2条)。

	登記事項	備考
1	目的及び業務	定款に記載した特定非営利活動法人の目的、活動の種類、特定非営利活動に係る事業及びその他の事業の種類
2	名称	登記に使用できる文字・記号に制限があります。
3	事務所の所在場所	地番まで記入します。
4	代表権を有する者の氏名、住所及び資格	理事は全員が代表権を有していますが、定款で代表権を制限した場合は代表権を有する理事のみ登記します。
5	存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由	定款に規定しない場合は、登記する必要はありません。
6	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め	定款に「代表理事はこの法人を代表し、業務を総理する。」という規定がある場合は、代表権の制限に当たります。

※ 成立後、1～6の登記事項に変更が生じたときは2週間以内に、変更の登記を行ってください。

- 法人名称の登記に使用できる文字・記号に制限がありますので、法務局で確認してください。

登記に用いることができる符号(ただし、全角文字に限る。)

- (1) ローマ字(大文字及び小文字)
- (2) アラビア数字
- (3) 「&」(アンパサンド)、「'」(アポストロフィ)、「,」(コンマ)、「-」(ハイフン)、「.」(ピリオド)、「・」(中点)

※ (3)の符号は、字句(日本文字を含む。)を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができます。したがって、商号の先頭又は末尾に用いることはできません。ただし、「.」(ピリオド)については、その直前にローマ字を用いた場合に省略を表すものとして商号の末尾に用いることもできます。

なお、ローマ字を用いて複数の単語を表記する場合に限り、当該単語の間を区切るために空白(スペース)を用いることもできます。

3 登記に必要な書類

登記に必要な書類等については、事務所の所在地を管轄する法務局で確認してください。

	必要書類	備考
1	申請書	
2	定款	認証書(定款を含む)とそのコピーを持参し、法務局で「原本還付」の手続きをとってください。原本のみを持っていくと、原本還付ができないので注意してください。
3	法人設立認証書	
4	代表権を有する者の資格を証する書面	代表権の制限の有無等により必要な書類が異なりますので、法務局にお問合せください。 【定款に代表権を制限する定めがあり、代表権を有する理事を選定している場合】 ①定款 ②定款所定の方法によって代表権を有する理事に選定されたことを証する書面(定款に設立当初の代表権を有する理事に関する定めがある場合を除く。) ③理事に就任することの就任承諾書 ④代表権を有する理事に就任することの就任承諾書(定款に理事の互選又は理事会の決議により代表権を有する理事を選定する定めがある場合に限る。)
5	その他	代理申請をする場合は委任状、定款で所在地を最小行政区画(市町村)までしか記載していない場合には議事録等が必要

その他、特定非営利活動法人の印鑑登録のため、法人印、代表者個人の実印とその印鑑証明書などが必要です。

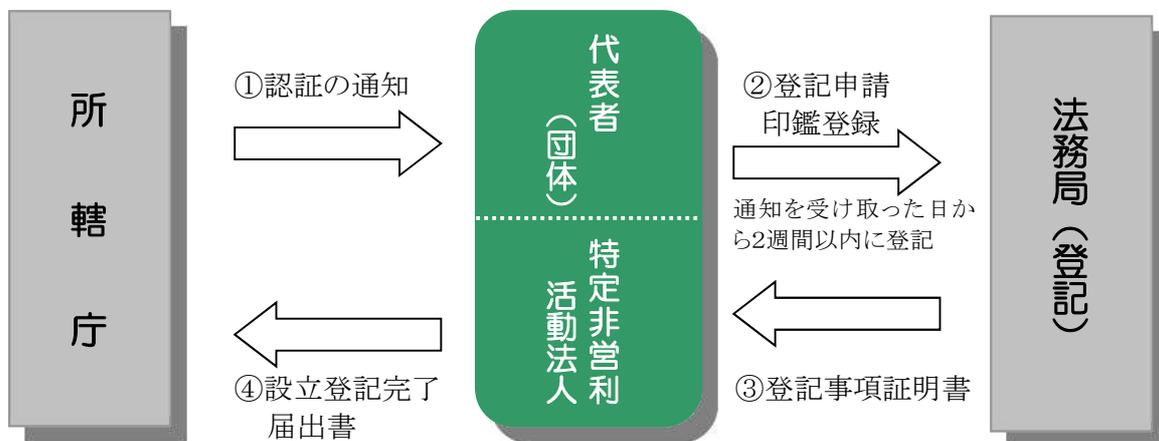
* 登記完了後、所轄庁への届出に添付するための登記事項証明書が必要になります。

4 設立登記完了の届出

- 登記を完了したときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません(法第13条第2項)。
- 提出書類は以下のとおりです。

	書類名	備考	提出部数	記載例掲載ページ
1	設立登記完了届出書	様式第4号	1部	61
2	登記事項証明書	2部(正本1部及びその写し1部)	2部	—
3	設立当初の財産目録		2部	76

- 認証から登記完了の届出までの流れ



様式
第4号
規則第4条
第17条関係

登記完了届出書（設立・合併）

提出:1部

- 法務局で法人の設立又は合併の登記完了後、所轄庁に提出します。
- 設立・合併を証する登記事項証明書(正本1部及びその写し1部)及び設立・合併当初の財産目録(2部)を添付します。
- *特定非営利活動法人は、登記を完了したときは、遅滞なく、その旨を届け出なければなりません(法第13条第2項)。

様式第4号

A4
日本産業規格
A列4番

(宛先)さいたま市長

〔 設立 〕
〔 合併 〕

登記完了届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

〒〇〇〇-〇〇〇〇
埼玉県さいたま市〇〇区〇丁目〇番〇号
△△△マンション〇〇号室
特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ
代表者氏名 埼玉 一郎
電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

*「設立」の登記完了か、「合併」の登記完了か、2段書きになっている箇所については、該当する方を選んでください。

〔 設立 〕
〔 合併 〕

* 設立の時
第13条第2項
第39条第2項において準用

* 合併の時

する同法第13条第2項 } の規定により、届け出ます。

V 税務に関する手続

税制度は毎年変更があります。税務に関することは、法人設立前に税務署・県税事務所・さいたま市の税担当課にご確認ください。

1 県税事務所・さいたま市役所への届出手続

すべての法人が、設立登記が完了し次第、県税事務所及びさいたま市北部市税事務所法人課税課(書類の提出は各区役所内の市税の窓口(大宮区、浦和区は市税の総合窓口)でも受け付けます。)へ設立に関する届出を行います。

届出先	提出書類	提示・添付書類	提出期限
埼玉県 各県税事務所	法人の設立等報告書	定款 登記事項証明書 等	設立等の日から1か月以内
さいたま市 北部市税事務所又は 各区役所内の市税の 窓口(大宮区、浦和区 は市税の総合窓口)	法人の設立(設置)変 更等申告書	定款 登記事項証明書 等	設立等の日から30日以内

*さいたま市では、書類の提出は各区役所内の市税の窓口(大宮区、浦和区は市税の総合窓口)でも受け付けていますが、課税等の詳しい内容は北部市税事務所法人課税課へお問合せください。

*県税事務所、北部市税事務所法人課税課の所在地等については、143ページを参照してください。

2 税務署への届出手続

(1) 税法上の収益事業を行うときの事業所開設の手続

法人税法上の収益事業を開始する場合は、「収益事業開始届出書」を提出する必要があります。
税務についての詳細は、118ページを参照してください。

届出先	提出書類	提出期限
税務署	収益事業開始届出書	収益事業開始から2か月以内

(2) 源泉徴収の手続

従業員へ給与を支払うようになった場合は、「給与支払事務所等の開設届出書」を提出します。

届出先	提出書類	提出期限
税務署	給与支払事務所等の開設届出書	事務所開設から1か月以内

*税務署の所在地については、143ページを参照してください。

VI 労務管理に関する手続

労務管理の手続等については、労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）・年金事務所にお問い合わせください。

1 労務管理

法人が従業員を雇う場合には、一般企業と同様の手続が必要です。

(1) 就業関係

労働者を使用するに至った段階から労働基準法の適用事業場となり、所轄の労働基準監督署への届出が必要となります。この場合の労働者とは、常勤、パートタイム、アルバイト等の雇用形態による区分を問いません。労働基準法をはじめとする労働者保護に関する法令に従って、労働契約や就業規則の作成などの義務が生じます。

詳しくは、事業所所在地を管轄する労働基準監督署へお問合せください。

(2) 労働保険（労災保険、雇用保険）

労働保険には、労災保険と雇用保険があり、それぞれ対象者が異なります。労災保険は、常勤、パートタイム等を問わず、労働者を一人でも雇っている場合は対象となります。保険料は全額事業主の負担です。これに対して、雇用保険は、31日以上雇用見込みがあり、所定労働時間が週20時間以上の者が対象となります。保険料は事業主と労働者が折半で負担します。

詳しくは、所轄の労働基準監督署（労災保険）又はハローワーク（雇用保険）にお問合せください。

(3) 社会保険（健康保険、厚生年金保険、介護保険）

常時従業員を使用する法人事務所は健康保険、厚生年金保険の適用事業所となり、保険料を事業主と被保険者が折半で負担します。また、従業員のうち40歳以上の方は介護保険の被保険者となり、事業主が保険料を源泉徴収し納付します。

詳しくは、所轄の年金事務所等にお問合せください。

× ㄟ

PART-3

特定非営利活動法人の 運営

I 書類の作成と提出

NPO法人は、その年度における事業活動が終了したときは、事業報告書等を作成し、その法人に関する情報を社員又は利害関係人に公開しなければなりません（事務所での閲覧）。また、所轄庁に対しても同じ書類を提出しなければなりません。この提出を受けた書類は、所轄庁で一般の閲覧又は謄写に供されます。

◆毎事業年度終了後

所轄庁の書類の作成と備え置き

NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成し、作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければなりません。

◆毎事業年度終了後

所轄庁への書類の提出

NPO法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書等を作成して、所轄庁に提出しなければなりません。2部とあるのは、1部は所轄庁での閲覧・謄写用となるためです。

書類名	本書の記載例の頁	事務所に備え置く書類	所轄庁に提出する書類	
			毎事業年度初めの3か月以内に提出する書類	その他
1 事業報告書等提出書	67		○ (1部)	
2 事業報告書	68	○ (5年間)	○ (2部)	
3 活動計算書、計算書類の注記	69-74	○ (5年間)	○ (2部)	
4 貸借対照表	75	○ (5年間)	○ (2部)	
5 財産目録	76	○ (5年間)	○ (2部)	
6 年間役員名簿（前事業年度に役員であった者全員の氏名及び住所又は居所並びに報酬の有無を記載した名簿）	77	○ (5年間)	○ (2部)	
7 社員のうち10人以上の者の名簿（前事業年度における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）	78	○ (5年間)	○ (2部)	
8 役員名簿	81	○ 最新のもの		○役員変更時
9 定款		○ 最新のもの		○定款変更時
10 認証書の写し		○ 最新のもの		
11 登記事項証明書の写し		○ 最新のもの		○変更登記時

◆法人事務所での書類の閲覧

情報公開の原則から、NPO法人は上記の事務所に備え置く書類について、社員その他の利害関係人からの閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、閲覧に応じなければなりません。

◆所轄庁での閲覧

NPO法人が作成し、所轄庁に提出した書類（事業報告書等提出書を除く。）は所轄庁の窓口で閲覧又は謄写することができます。

所轄庁へ提出：1部

様式
第11号
規則第10条関係

事業報告書等提出書

- 事業報告書等（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿及び社員10人以上の者の名簿）と併せて提出してください。

A4

日本産業規格
A列4番

事業報告書等提出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

↑
*書類提出日

(宛先) さいたま市長

さいたま市〇〇区〇丁目〇番〇号
△△△マンション〇〇号室
特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ

代表理事 埼玉一郎
電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、前事業年度（〇〇年4月1日から〇〇年3月31日まで）の事業報告書等を提出します。

記載例9

法第28条
第1項関係

事業報告書

- 団体がその目的を実現するために、前事業年度中に実施した事業の成果と内容を報告するものです。
- 事業報告書について、法では特に記載の方法を規定していません。さいたま市では、一般市民にわかりやすい情報公開のため、記載例に沿った事業報告書等の作成をお願いしています。

A4

日本産業規格
A列4番

〇〇年度 事業報告書

*書類提出日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

1 事業の成果

法人設立2年目である〇〇年度は、会員数120名を達成し〇〇地区での事業の基盤を作ることができた。「配食サービス提供」事業については、当初予算〇〇万円に対して、決算額〇〇万円となった。これは、〇〇地区において、配食提供のニーズが予想を超えて増加し、高齢者・障害者への食事提供が60名となったためである。「講習会・イベント」事業については、地域の方を対象に、「地域の健康と福祉」というテーマで4回のセミナーを開催した。延べ300名の参加があり、当クラブの地域ネットワークを広げることができた。

その他の事業としての「駐車場の運営事業」においては、〇〇市内に6台分運営をしている。事業収益として120万円をあげることができ、この収入のうち40万円を特定非営利活動に係る事業の配食サービスに充てた。

2 事業の実施に関する事項（〇〇年4月1日～〇〇年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

*① → 定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲	人数	*② 支出額(千円)
配食サービス提供事業	「安全・こだわり」食材での配食サービス	月～金	〇〇地区	20名	〇〇地区の高齢者・障害者	60名	7,556
講習会・イベント開催事業	「地域の健康と福祉」をテーマにした講習会	10月	〇〇公民館	10名	〇〇地区の高齢者・障害者	300名	796
地域ふれあい促進事業	広報誌の作成	6月・9月 12月・3月	事務所	3名	〇〇地区市民	200名	848

(2) その他の事業 ← *定款で「その他の事業」を定めていない場合は記載不要

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲	人数	支出額(千円)
駐車場の運営事業	駐車場の運営	通年	〇〇市内	1名	契約者	6名	800

確認!

- *①定款の事業の種類に掲げた事業名（定款例では第5条）を記載する。
- *②支出額の合計と活動計算書の事業費の合計額を一致させます。金額の単位は円単位でも可能です。
- *所轄庁の判断で追加の説明をお願いする場合があります。
- *定款の事業の種類に掲げた事業を実施しなかった場合は、それぞれ「実施なし」と記載します。
- *記載された内容は、原則、インターネット上で公開します。

記載例

10A

法第28条
第1項関係

活動計算書<特定非営利活動に係る事業のみ>

- 特定非営利活動法人の当期の正味財産の増減原因を示す計算書です。
- インターネット上で公開される書類です。公開に適さない情報（個人名、住所、印影等）は記載しないでください。

A4

日本産業規格
A列4番

〇〇年度 活動計算書
(成立の日から〇〇年 3月31日まで)

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

単位:円

* 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいいます（当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれます）。

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	240,000	
賛助会員受取会費	1,200,000	1,440,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	200,000	
施設等受入評価益	200,000	
ボランティア受入評価益	50,000	450,000
3 受取助成金等		
受取民間助成金	679,000	679,000
4 事業収益		
配食サービス提供事業収益	6,600,000	
講習会・イベント開催事業収益	600,000	
地域ふれあい促進事業収益	0	7,200,000
5 その他収益		
受取利息	300	
雑収益	1,000	1,300
経常収益計(A)		9,770,300
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
役員報酬	100,000	
給料手当	1,700,000	
臨時雇賃金	2,880,000	
法定福利費	210,000	
ボランティア評価費用	50,000	
人件費計	4,940,000	
(2)その他経費		
仕入高	2,500,000	
旅費交通費	24,000	
車両費	150,000	
水道光熱費	180,000	
地代家賃	756,000	
施設等評価費用	200,000	
減価償却費	300,000	
保険料	150,000	
その他経費計	4,260,000	
事業費計		9,200,000
2 管理費		
(1)人件費		
役員報酬	141,500	

任意計上

定款事業名と一致

*社会保険料、労働保険料などは法定福利費に含めてください。

役員に対する報酬等のうち、事業に直接かかわる部分を計上してください。

任意計上

役員に対する報酬等のうち、運営管理にかかわる部分を計上してください。監事の職務に対する人件費は管理費に役員報酬として計上します。

* 設立時の資金がある場合は、設立当初の事業年度に設立時正味財産額としてその額を記載してください。

人件費計	141,500		
(2)その他経費			
会議費	30,000		
旅費交通費	24,000		
通信運搬費	120,000		
水道光熱費	96,000		
地代家賃	100,800		
雑費	5,000		
その他経費計	375,800		
管理費計		517,300	
経常費用計(B)			9,717,300
当期経常増減額(A-B)			53,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		169,000	
2 過年度損益修正益		0	
経常外収益計(C)			169,000
IV 経常外費用			
1 固定資産除却損		0	
2 過年度損益修正損		0	
経常外費用計(D)			0
①当期正味財産増減額(A-B+C-D)			222,000
②設立時正味財産額(翌事業年度は「前期繰越正味財産額」)			0
次期繰越正味財産額(①+②)			222,000

* 前期繰越正味財産額は、前事業年度の活動計算書の次期繰越正味財産額と一致

* 次期繰越正味財産額は、貸借対照表の正味財産額と一致

* 無償や低価格で施設の提供等の物的サービスやボランティアによる役務の提供を受けたときは、合理的に算定できる場合は注記(73、74ページ参照)に記載し、さらに、その算定が客観的に把握できる場合は、活動計算書にも記載します(任意計上)。

* 支出規模(事業費+管理費)でみた特定非営利活動に係る事業の割合、総支出額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことと、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となります。

* 記載された内容は、原則、インターネット上で公開します。

- チェック! 事業期間の始期及び終期の年月日は、定款と一致していますか?
 経常費用の事業費計は事業報告書の支出額の合計と一致していますか?

記載例

10B

法第28条
第1項関係

活動計算書<その他の事業がある場合>

●特定非営利活動法人の当期の正味財産の増減原因を示す計算書です。

A4

日本産業規格
A列4番

〇〇年度 活動計算書

(〇〇年 4月 1日から〇〇年 3月31日まで)

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

単位:円

* 「事業費」とは、法人の事業の実施のために直接要する支出で、管理費以外のものをいいます(当該事業の実施のために直接要する人件費・交通費等の費用が含まれます)。

科 目	特定非営利活動に 係る事業	その他の事業	合 計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	240,000		240,000
賛助会員受取会費	1,200,000		1,200,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		200,000
施設等受入評価益	200,000		200,000
ボランティア受入評価益	50,000		50,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	679,000		679,000
4 事業収益			
配食サービス提供事業収益	6,600,000		6,600,000
講習会・イベント開催事業収益	600,000		600,000
地域ふれあい促進事業収益			0
駐車場の運営事業収益		1,200,000	1,200,000
5 その他収益			
受取利息	300		300
雑収益	1,000		1,000
経常収益計(A)	9,770,300	1,200,000	10,970,300
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
役員報酬	100,000		100,000
給料手当	1,700,000		1,700,000
臨時雇賃金	2,880,000		2,880,000
法定福利費	210,000		210,000
ボランティア評価費用	50,000		50,000
人件費計	4,940,000	0	4,940,000
(2)その他経費			
仕入高	2,500,000	800,000	3,300,000
旅費交通費	24,000		24,000
車両費	150,000		150,000
水道光熱費	180,000		180,000
地代家賃	756,000		756,000
施設等評価費用	200,000		200,000
減価償却費	300,000		300,000
保険料	150,000		150,000
その他経費計	4,260,000	800,000	5,060,000
事業費計	9,200,000	800,000	10,000,000

任意計上

*社会保険料、労働保険料などは法定福利費に含めてください。

役員に対する報酬等のうち、事業に直接かかわる部分を計上してください。

任意計上

* 設立当初の事業年度の予算書に次期繰越正味財産額がある場合は、設立当初の翌事業年度に前期繰越正味財産額としてその額を記載してください。

2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	141,500		
人件費計	141,500	0	141,500
(2)その他経費			
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	24,000		24,000
通信運搬費	120,000		120,000
水道光熱費	96,000		96,000
地代家賃	100,800		100,800
雑費	5,000		5,000
その他経費計	375,800	0	375,800
管理費計	517,300	0	517,300
経常費用計(B)	9,717,300	800,000	10,517,300
当期経常増減額(A-B)	53,000	400,000	453,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益	7,000		7,000
2 過年度損益修正益			
経常外収益計(C)	7,000	0	7,000
IV 経常外費用			
1 固定資産除却損			
2 過年度損益修正損	460,000		460,000
経常外費用計(D)	460,000	0	460,000
*その他の事業を継続するための費用を除いてすべて振り替える			
経理区分振替額(E)	400,000	▲400,000	0
①当期正味財産増減額(A-B+C-D+E)	0	0	0
②前期繰越正味財産額	222,000	0	222,000
●次期繰越正味財産額(①+②)	222,000	0	222,000
			(設立初年度は「設立時正味財産額」)

役員に対する報酬等のうち、運営管理にかかわる部分を計上してください。監事の職務に対する人件費は管理費に役員報酬として計上します。 141,500

* 前期繰越正味財産額は、前事業年度の活動計算書の次期繰越正味財産額と一致

* 次期繰越正味財産額は、貸借対照表の正味財産額と一致

* 無償や低価格で施設の提供等の物的サービスやボランティアによる役務の提供を受けたときは、合理的に算定できる場合は注記(73、74ページ参照)に記載し、さらに、その算定が客観的に把握できる場合は、活動計算書にも記載します(任意計上)。

* 支出規模(事業費+管理費)でみた特定非営利活動に係る事業の割合、総支出額に占める管理費の割合等は、特定非営利活動を行うことと、営利を目的としないものであることという法定要件への適合性の判断材料となります。

* 記載された内容は、原則、インターネット上で公開します。

チェック!

- 事業期間の始期及び終期の年月日は、定款と一致していますか?
 経常費用の事業費計は事業報告書の支出額の合計と一致していますか?

記載例
10C

法第28条
第1項関係

計算書類の注記

- 注記は、計算書類（活動計算書及び貸借対照表）を補足するもので、重要な会計方針や事業費の内訳、施設の提供等の物的サービスの受入の内訳などがある場合に記載するものです。
- 注記の記載事項について、該当事項がない場合は記載する必要はありません。

計算書類の注記

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
.....
- (2) 引当金の計上基準
・退職給付引当金
.....

*どの会計基準に基づいて作成したのか必ず記載します。

- (3) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理
施設の提供等の物的サービスの受入れは、活動計算書に計上しています。
また、計上額の算定方法は、「3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳」に記載しています。

- (4) ボランティアによる役務の提供
.....

*消費税を購入価格や販売価格に含めて記帳する方法である「税込方式」と、消費税を支払ったり受け取ったりする都度、区分して経理する方法である「税抜方式」のどちらによっているかを記載します。

- (5) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

*事業費の内訳を明示することも可能です。事業を区分していない法人については記載不要です。

2. 事業別損益の状況

*記載するかどうか選択可【任意】

(単位：円)

科目	配食サービス提供事業	講習会・イベント開催事業	地域ふれあい促進事業	事業費計	管理費	合計
I 経常収益						
1. 受取会費	270,000		650,000	920,000	520,000	1,440,000
2. 受取寄附金	50,000	200,000	200,000	450,000		450,000
3. 受取助成金等	679,000			679,000		679,000
4. 事業収益	6,600,000	600,000		7,200,000		7,200,000
5. その他収益				0	1,300	1,300
経常収益計	7,599,000	800,000	850,000	9,249,000	521,300	9,770,300
II 経常費用						
(1) 人件費						
役員報酬		100,000		100,000	141,500	241,500
給与手当	1,100,000	280,000	320,000	1,700,000		1,700,000
臨時雇賃金	2,300,000	180,000	400,000	2,880,000		2,880,000
法定福利費	120,000	20,000	70,000	210,000		210,000
ボランティア評価費用			50,000	50,000		50,000
人件費計	3,520,000	580,000	840,000	4,940,000	141,500	5,081,500
(2) その他経費						
仕入高	2,500,000			2,500,000		2,500,000
会議費				0	30,000	30,000
旅費交通費		16,000	8,000	24,000	24,000	48,000
通信運搬費				0	120,000	120,000
車両費	150,000			150,000		150,000
水道光熱費	180,000			180,000	96,000	276,000
地代家賃	756,000			756,000	100,800	856,800
施設等評価費用		200,000		200,000		200,000
減価償却費	300,000			300,000		300,000
雑費				0	5,000	5,000
保険料	150,000			150,000		150,000
その他経費計	4,036,000	216,000	8,000	4,260,000	375,800	4,635,800
経常費用	7,556,000	796,000	848,000	9,200,000	517,300	9,717,300
当期経常増減額	43,000	4,000	2,000	49,000	4,000	53,000

*役員に対する報酬等のうち、事業に直接かかわる部分を事業費に役員報酬として計上します。
また、役員に対する報酬等のうち、管理運営にかかわる部分を管理費に役員報酬として計上します。

3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳 ***記載するかどうか選択可【任意】** (単位：円)

内容	金額	算定方法
〇〇体育館の無償利用	200,000	〇〇体育館使用料金表によっています。

*合理的な算定方法を記載します。

*合理的かつ客観的に算定できる場合は活動計算書に記載できます。

***記載するかどうか選択可【任意】**

4. 活動の原価の算定にあたって必要なボランティアによる役務の提供の内訳 (単位：円)

内容	金額	算定方法
講習会・イベント開催事業相談員 3名×10日間	50,000	単価は〇〇地区の最低賃金によっています。

*合理的な算定方法を記載します。

*合理的かつ客観的に算定できる場合は活動計算書に記載できます。

5. 使途等が制約された寄附金等の内訳 ***該当する場合は記載**

使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下のとおりです。
当法人の正味財産は×××円ですが、そのうち×××円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は×××円です。

(単位：円)

内 訳	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
〇〇地震被災者支援事業	100,000	100,000	100,000	100,000	翌期に使用予定の支援用資金
△△財団助成金	0	679,000	679,000	0	配食サービス提供事業のための助成金 助成金総額700,000円。当期増加額 679,000円との差額21,000円は前受助成金 として貸借対照表に計上
合 計	100,000	779,000	779,000	100,000	

*対象事業及び実施期間が定められ、未使用額の返還義務が規定されている助成金・補助金を前受経理にした場合、「当期増加額」には、活動計算書に計上した金額を記載します。

助成金・補助金の総額は「備考」欄に記載します。

過去の減価償却費の合計額を記載

6. 固定資産の増減内訳 ***該当する場合は記載** (単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
無形固定資産 敷金	62,000			62,000		62,000
有形固定資産 車両	1,300,000			1,300,000	△ 520,000	780,000
パソコン		160,000		160,000	△ 40,000	120,000
合 計	1,362,000	160,000	0	1,522,000	△ 560,000	962,000

*固定資産を取得したときは、活動計算書には表記しません。資産の取得として貸借対照表に計上します。

*「取得」は今期において固定資産を取得した額、「減少」は売却・除却等した場合に当該資産の取得価額を記載します。

貸借対照表の計上額と一致

7. 借入金が増減の内訳 ***該当する場合は記載**

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
短期借入金	600,000	500,000	221,000	879,000
役員借入金	1,000,000	400,000	768,000	632,000
合 計	1,600,000	900,000	989,000	1,511,000

8. 役員及びその近親者との取引の内容 ***該当する場合は記載**

役員及びその近親者との取引は以下のとおりです。

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内、役員との取引	内、近親者及び支配法人等との取引
(活動計算書) 受取寄附金	200,000	100,000	0
活動計算書計	200,000	100,000	0

9. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- ・現物寄附の評価方法
現物寄附を受けた固定資産の評価方法は、固定資産税評価額によっています。
- ・事業費と管理費の按分方法
各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給与手当及び旅費交通費については従事割合に基づき按分しています。

*重要性が高いと判断される場合は記載します。

記載例
11

法第28条
第1項関係

事務所備置

所轄庁へ提出：2部

貸借対照表

●前事業年度末における特定非営利活動法人の全ての資産、負債及び正味財産の状態を示すものです。

A4

日本産業規格
A列4番

貸借対照表

〇〇年 3月 31日現在

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

単位：円

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金及び預金	848,000		
未収会費〇〇年度分	42,000		
流動資産合計		890,000	
2 固定資産			
敷金	62,000		
備品	120,000		
車両	780,000		
固定資産合計		962,000	
資産合計(A)			1,852,000
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	879,000		
預り金	98,000		
前受助成金	21,000		
流動負債合計		998,000	
2 固定負債			
役員借入金	632,000		
固定負債合計		632,000	
負債合計(B)			1,630,000
III 正味財産の部			
設立時正味財産（設立当初の翌事業年度以降は「前期繰越正味財産」）		0	
当期正味財産増減額		222,000	
正味財産合計(C) = (A) - (B)			222,000
負債及び正味財産合計(B) + (C)			1,852,000

*「注記」の固定資産
の期末帳簿価格と一致

*(A)資産の合計

*(B)負債の合計

*(C) = (A) - (B)
活動計算書の次期繰
越正味財産額と一致

*(A)資産の合計と一致

記載例
12法第28条
第1項関係

財産目録

●前事業年度末日における資産と負債の各科目毎の内容・数量を示します。

A4

日本産業規格
A列4番

〇〇年度 財産目録

〇〇年 3月 31日現在

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

単位：円

科 目	数 量	金 額		
I 資産の部				
1 流動資産				
現金 預金手元預かり高		300,000		
普通預金 〇〇銀行〇〇支店		548,000		
未収会費 〇〇年度分	5名分	42,000		
流動資産合計			890,000	
2 固定資産				
敷金		62,000		
器具・備品	1式	120,000		
車両	1両	780,000		
固定資産合計			962,000	
資産合計(A)				1,852,000
II 負債の部				
1 流動負債				
短期借入金 〇〇銀行〇〇支店		879,000		
預り金 職員に対する源泉税	2名分	98,000		
前受助成金		21,000		
流動負債合計			998,000	
2 固定負債				
役員借入金		632,000		
固定負債合計			632,000	
負債合計(B)				1,630,000
正味財産(C)				222,000

*口座番号の
記載は不要*(A)資産
の合計*(B)負債
の合計

*(C)=(A)-(B)

*財産目録は貸借対照表上の金額を詳しく記載したものです。
財産目録と貸借対照表の金額は整合します。

記載例
13

法第28条
第1項関係

事務所備置

所轄庁へ提出：2部

年間役員名簿（前事業年度に役員であった者の名簿）

●前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載します。

A4

日本産業規格
A列4番

年間役員名簿

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

役名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬の有無	報酬を受けた期間
理事	埼玉一郎	埼玉県さいたま市〇〇区 〇〇町〇〇番地	〇〇年4月1日 ～ 〇〇年3月31日	有	〇〇年4月1日 ～ 〇〇年3月31日
理事	鈴木〇〇	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地	〇〇年4月1日 ～ 〇〇年3月31日	無	
理事	山田〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇年4月1日 ～ 〇〇年3月31日	無	
理事	小林〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇年4月1日 ～ 〇〇年5月31日	無	
理事	佐藤〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇年4月1日 ～ 〇〇年3月31日	無	*②
理事	渡辺〇〇	埼玉県さいたま市〇〇区 〇〇町〇〇番地	〇〇年6月1日 ～ 〇〇年3月31日	無	
監事	加藤〇〇	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇年4月1日 ～ 〇〇年3月31日	無	

確認！

- *①役員報酬を受けた役員については、報酬の有無に「有」の記載と、その期間を示します。
- *②前事業年度の途中で就任・退任した役員も記載します。
- *「就任期間」には、役員の任期を記載するのではなく、事業年度の始期から終期までの間の役員就任期間を記載します。就退任のない役員は事業年度の期間と同一になります。

記載例

14

法第28条
第1項関係

事務所備置

所轄庁へ提出：2部

社員のうち10人以上の者の名簿

●前事業年度末日における社員のうち10人以上の氏名・住所又は居所を記載したものです。

A4

日本産業規格
A列4番

社員のうち10人以上の者の名簿

〇〇年3月31日

*役員名簿に記載のある役員については
役員名簿と同一の文字・表記方法で記載
特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

氏名	住所又は居所
埼玉一郎	埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地
鈴木〇〇	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地・・・・・・・・
山田〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地・・・・・・・・
小林〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地・・・・・・・・
佐藤〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地・・・・・・・・
渡辺〇〇	埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地・・
加藤〇〇	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地・・・・・・・・
松本〇〇	千葉県〇〇市〇〇町〇〇番地・・・・・・・・
山本〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地・・・・・・・・
子育て支援グループ△△△ 代表 石田〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地・・・・・・・・

*社員が法人・任意団体の場合は、氏名欄に団体名及び代表者氏名を、住所又は居所に所在地・住所を記載。

確認！

*社員全員を記載する必要はありません。10人以上であれば何人でもかまいません。

Ⅱ 変更に伴う書類作成と手続

1 役員の変更等

NPO法人の役員に関して変更等があった場合には、様式第5号の「役員の変更等届出書」を提出しなければなりません。

(1) 役員の変更とは

役員の変更とは、理事・監事において次のような変更があった場合をいいます。

「新任」「再任」「任期満了」「死亡」「辞任」「解任」「住所（又は居所）の異動」「改姓又は改名」

※役員全員が任期満了と同時に再任した場合も届出が必要です。

(2) 所轄庁に提出する書類

次の書類を変更後、遅滞なく提出しなくてはなりません。

	書類名	関係法令等	様式等	提出部数	掲載ページ
1	役員の変更等届出書	規則第5条	様式第5号	1部	80
2	役員名簿	法第10条第1項第2号イ	記載例15	2部	81
3	当該役員の就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）	法第10条第1項第2号ロ	記載例16	各1部	82
4	当該役員の住所又は居所を証する書面	法第10条第1項第2号ハ	住民票等	各1部	47

役員が新たに就任したときのみ提出します。

（任期満了と同時に再任した場合は必要ありません。）

*役員住所変更及び改姓の届出の際も添付は不要です。

(3) 留意点

- ① 役員の変更のために、定款の変更が必要な場合があります（83ページ参照：役員の変更、定数、選任・解任の方法など）。これらの場合は、定款を変更した後に役員を変更し、上記のとおり届け出ることになります。
- ② 監事だった人が辞任し理事に就任する場合は新任となるため（理事から監事も同様）、「就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）」「住所又は居所を証する書面」の添付が必要となります。
- ③ 法務局に登録してある代表権を有する理事に変更等があった場合（再任も含む）は、法務局において理事の変更登記が必要となります。また、法人届出印の印鑑提出者である理事の変更があるときは、印鑑届の手続が必要となります。
- ④ 代表者が交代した場合は、その旨をさいたま市に報告してください（145ページ参照）。

様式
第5号

規則第5条関係

役員の変更等届出書

- 法人の役員に変更があった場合に所轄庁に提出してください。
- 新たな者が役員に就任したときは、住民票等の添付書類が必要です。
- 任期満了と同時に全員が再任されたときも変更事項を「再任」として提出します。
- 変更後の役員名簿を添付してください。

様式第5号

役員の変更等届出書

A4

日本産業規格
A列4番

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) さいたま市長

埼玉県さいたま市〇〇区〇丁目〇番〇号
△△△マンション〇〇号室
特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ
代表者氏名 埼玉 一郎
電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条第1項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

変更年月日	変更事項	役名	(ふりがな) 氏 名	住所又は居所
〇〇年 6月1日	再任	理事	さいたまいちろう 埼玉一郎	埼玉県さいたま市〇〇区 〇〇町〇〇番地
〇〇年 6月1日	再任	理事	すずき 鈴木〇〇	東京都〇〇区〇〇町 〇〇番地
〇〇年 6月1日	再任	理事	やまだ 山田〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町 〇〇番地
〇〇年 6月1日	再任	理事	さとう 佐藤〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町 〇〇番地
〇〇年 6月1日	再任	監事	かとう 加藤〇〇	群馬県〇〇市〇〇町 〇〇番地
〇〇年 6月1日	新任	理事	わたなべ 渡辺〇〇	埼玉県さいたま市〇〇区 〇〇町〇〇番地
〇〇年 5月31日	任期満了	理事	こばやし 小林〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町 〇〇番地

確認!

↑
*①

↑
*「理事」又は「監事」

↑
*②

↑
*③

*①「新任」「再任」「任期満了」「死亡」「辞任」「解任」「住所（又は居所）の異動」「改姓又は改名」の別を記載する。また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記してください。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載してください。

*②改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記してください。

*③「住所又は居所」の欄には、さいたま市条例第2条第2項の書面によって証された住所又は居所を記載してください（47ページ参照）。

*役員が新たに就任した場合（監事から理事への変更等を含む）は、次の書類を添付してください。ただし、任期満了と同時に再任された場合を除きます。

- 1) 当該各役員の就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）（法第23条第2項）（82ページ参照）。
- 2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）（47ページ参照）。

役員名簿

事務所備置

所轄庁へ提出：2部

- 役員変更後の最新の内容の役員名簿を提出してください。
- 役員報酬とは、役員が職員又はスタッフとして働いた労働の対価として受け取る給与ではありません。

A4

日本産業規格
A列4番

役員名簿

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ

*特定非営利活動法人の名称

役名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	埼玉 一郎	埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地	有
理事	鈴木 〇〇	東京都〇〇区〇〇町〇〇番地.....	無
理事	山田 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地.....	無
理事	小林 〇〇	埼玉県〇〇市〇〇町〇〇番地.....	無
理事	佐藤 〇〇	埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地..	無
監事	加藤 〇〇	群馬県〇〇市〇〇町〇〇番地.....	無
*理事又は監事			

*氏名、住所又は居所の欄は、住民票等のおり正確に記入してください(47ページ参照)。

*報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入してください。

確認!

- *「役名」の欄には団体内部の役職名(「代表理事」「理事長」など)ではなく、法律上の「理事」又は「監事」を記載します。
- *役員変更後の最新の内容の役員名簿を提出してください。
- *役員は個人に限定されています(法人は役員に就任できません)。
- *名簿の行数は、人数に合わせて増減してください。
- *法人の活動において通称を使用する場合は、住民票等の名前を記載し、下段に()で記載してください。
- *アルファベットを用いる外国の方は、読み方を併せて記入してください。

チェック!

- 役員の人数は、定款の役員数と合っていますか?
(理事3人以上、監事1人以上でなければなりません)
- 報酬を受ける役員は役員総数の3分の1以下ですか?

記載例

16

法第10条第1項第2号口関係

就任承諾及び誓約書の謄本（コピー）

- 各役員が記入し、申請団体（法人）に提出します。
- 新規の役員の就任時に作成します。
- 原本は事務所に保管し、謄本（コピー）を所轄庁に提出します。

A4

日本産業規格
A列4番

〇〇年〇〇月〇〇日

*役員選任の決定の日以降就任日までの日付を記載してください。

特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ 御中

*特定非営利活動法人の名称
(法人の代表者あてでも構いません)

就任承諾及び誓約書

*氏名、住所又は居所の欄には、住民票等のおり正確に記入するよう各役員予定者に依頼してください（47ページ参照）。

住所又は居所
埼玉県さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地
氏名 埼玉 一郎 (印)
*記名押印又は署名
生年月日 平成〇〇年〇月〇日

私は、特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブの理事に就任することを承諾するとともに、
(又は監事)
特定非営利活動促進法第20条各号に該当しないこと及び同法第21条の規定に違反しないことを誓約します。

■参考

(役員欠格事由)

法第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - ・特定非営利活動促進法の規定に違反した場合
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合
 - ・刑法第204条[傷害]、第206条[現場助勢]、第208条[暴行]、第208条の2[凶器準備集合及び結集]、第222条[脅迫]、第247条[背任]の罪を犯した場合
 - ・暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合
- 四 暴力団の構成員(暴力団の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- 五 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から2年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員親族等の排除)

法第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分之一を超えて含まれることになってはならない。

(注：役員が6人以上の場合に限り、配偶者または3親等以内の親族を1人だけ役員に加えることができます)

チェック!

- 役員の名前及び住所又は居所は住民票等と合っていますか?
- 理事・監事の別は合っていますか?

2 定款の変更

(1) 社員総会での議決が必要

定款は、法人の運営の拠り所となります(32 ページ参照)。その定款を変更するためには、社員総会での議決が必要となります。その議決は、社員総数の2分の1が出席し、その出席者の4分の3以上の同意が必要です(この議決要件については、定款で定めれば増減できます)。

また、定款変更の内容によって、手続が異なります。

- イ) 認証を受けなければならない事項については、所轄庁の認証を受けてから効力が発生
- ロ) 認証を受ける必要のない事項については、総会の決議により効力が発生(届出が必要です)

(2) 認証を受けなければならない事項の変更＝定款変更の「認証申請」

次の事項の変更は、社員総会の議決を経た後に、所轄庁へ定款変更認証申請書(様式第6号)及び添付書類を提出し、所轄庁の認証を受けなければなりません。

- 1) 目的
- 2) 名称
- 3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- 5) 社員の資格の得喪に関する事項
- 6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- 7) 会議に関する事項
- 8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- 10) 定款の変更に関する事項

	必要書類名	関係法令等	様式等	提出部数 (所轄庁の変更を伴わない)	提出部数 (所轄庁の変更を伴う)	掲載頁
1	定款変更認証申請書	規則第6条	様式第6号	1部	1部	85
2	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本(コピー)	法第25条第4項	記載例17	1部	1部	87
3	変更後の定款	〃	—	2部	※部	—
4	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書(事業の変更を伴う場合提出)	〃	記載例7	2部	※部	52
5	定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の活動予算書(事業の変更を伴う場合提出)	〃	記載例8A・B	2部	※部	53
6	役員名簿	法第26条第2項	記載例1	×	※部	45
7	確認書	〃	記載例4	×	1部	49
8	事業報告書	事業報告書等 作成前は事業 計画書・活動 予算書・設立 当初の財産目 録(各1部)	記載例9	×	1部	68
9	活動計算書		記載例10	×	1部	69
10	貸借対照表		記載例11	×	1部	75
11	財産目録		記載例12	×	1部	76
12	年間役員名簿		記載例13	×	1部	77
13	社員10人以上の名簿		記載例14	×	1部	78

※: 変更後の所轄庁が必要とする部数

* 設立認証申請と同様に、書類を受理した日から2週間、定款、事業計画書及び活動予算書(事業を変更する場合)、役員名簿(所轄庁が変更になる場合)が縦覧され、縦覧期間終了後2か月以内に認証又は不認証が決定されます。

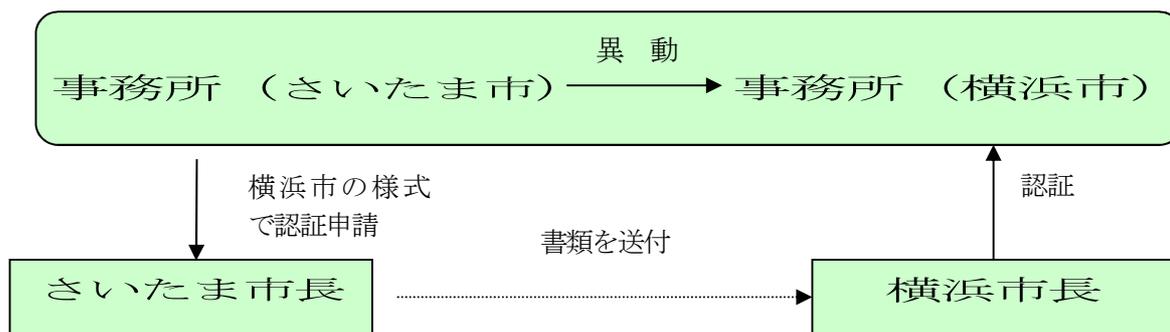
* 申請書類に軽微な不備がある場合は、補正を申し立てることができます(58 ページ参照)。

* 確認書については、「設立」を「通常(臨時)」と読み替えて下さい。

所轄庁の変更を伴う定款変更の方法

- イ) 法人の所在地の変更によって所轄庁の変更を伴う定款変更が生じた場合、変更後の所轄庁が審査権限を有することになります。
 - ロ) ただし、変更後の所轄庁の様式で作成した認証申請書を変更前の所轄庁に提出することになるので注意を要します。
 - ハ) 変更後の所轄庁が認証を決定すると、変更前の所轄庁は、保有している当該法人の関係書類一式を変更後の所轄庁に引き継ぎます。
- 二) 書類の作成方法等については、変更後の所轄庁に相談してください。

■例：事務所をさいたま市から横浜市へ異動する場合



*さいたま市は、法人が市外へ転出する意思があることを確認してから、提出された申請書類を横浜市へ送付します。

(3) 認証を受ける必要のない事項の変更＝定款変更の「届出」

上記(2)に掲げる事項以外の変更は、社員総会の議決を経た後に、所轄庁へ定款変更届を提出しなければなりません。

	書類名	関係法令等	様式等	部数	掲載頁
1	定款変更届出書	規則第8条	様式第9号	1部	86
2	変更後の定款	法第25条第6項	——	2部	
3	定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本	法第25条第6項	記載例17	1部	87

(4) 登記事項の変更

定款を変更したことに伴い、登記事項(名称、目的、事業、事務所の所在地など)に変更が生じた場合は、主たる事務所を所管する法務局において、2週間以内に登記事項の変更手続きを行う必要があります。

(5) 登記事項証明書の提出

定款変更に伴う変更登記をしたときは、遅滞なく、所轄庁に登記事項証明書を提出する必要があります。

	書類名	関係法令等	様式等	部数	掲載頁
1	定款の変更の登記完了提出書	規則第9条	様式第10号	1部	89
2	登記事項証明書(正本1部及び写し1部)	法第25条第7項	——	2部	——

様式
第6号

規則第6条関係

定款変更認証申請書(認証を受けなければならない事項の変更)

- 認証を受けなければならない事項の定款の変更の場合に提出してください。
- 添付書類があります(83ページ参照)。
- 同時に、認証を受ける必要のない事項に係る定款の変更が生じた場合は、定款変更認証申請書とは別に定款変更届出書(86ページ参照)を作成して提出します。

様式第6号

A4

日本産業規格
A列4番

定款変更認証申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(宛先) さいたま市長

埼玉県さいたま市〇〇区〇丁目〇番〇号
 △△△マンション〇〇号室
 特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ
 代表者氏名 埼玉 一郎
 電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

1 変更の内容

変更後	変更前
第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 配食サービス提供事業 ② 講習会・イベント開催事業 ③ 地域ふれあい促進事業 ④ 調査・コンサルティング事業 (2) その他の事業 ① 駐車場の運営事業	第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 ① 配食サービス提供事業 ② 講習会・イベント開催事業 ③ 地域ふれあい促進事業 (2) その他の事業 ① 駐車場の運営事業

2 変更の理由

地域の団体や組織から、食生活に関する専門的知識を求められることが多くなり、これに応えるため、食に関わる専門家を擁しての調査・コンサルティング事業を実施したく、事業の追加を申請するものです。

確認!

*定款の効力は所轄庁による認証書の到達日(または登記日)から発生します。

*変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。

*名称の変更を申請する場合には、現行の名称で申請してください。

様式
第9号
規則第8条関係

定款変更届出書（認証を受ける必要のない事項の変更）

- 認証を受ける必要のない事項に係る定款の変更は、「届出」を行います。
- 同時に、認証を受けなければならない事項の定款変更が生じた場合は、定款変更届出書とは別に定款変更認証申請書（85 ページ参照）を作成して提出します。

様式第9号

A4

日本産業規格
A列4番

(宛先) さいたま市長

定款変更届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

*変更後の住所、電話番号を記入します。

埼玉県さいたま市××区×丁目×番×号

△△△ビル3階

特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ

代表者氏名 埼玉 一郎

電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

1 変更の内容

変更後	変更前
第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市××区×丁目×番×号△△△ビル3階に置く。	第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県さいたま市〇〇区〇丁目〇番〇号 △△△マンション〇〇号室に置く。

2 変更の理由

事業拡大に伴い事務所を改める必要が生じたため、〇〇年〇月〇日に社員総会を開催して定款変更を全員一致の同意で決議した。

↑
*認証を受ける必要のない事項の変更の場合は、社員総会で定款変更を議決した日に変更した時期になります。

確認！

*変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。

*変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載してください。

*事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が変更となる場合は、「定款変更認証申請書」（変更後の所轄庁の様式による）を変更前の所轄庁に提出します（84 ページ参照）。

記載例

17

法第25条第4項

総会議事録の謄本（コピー）

- 原本は事務所に保管し、謄本（コピー）を所轄庁に提出します。
- 総会議事録に記載する内容は、各法人の定款で規定した事項に則って記載してください。

A4

〇〇年度特定非営利活動法人〇〇食生活支援クラブ通常総会議事録

日本産業規格

A列4番

- 日時 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時～〇〇時
- 場所 埼玉県さいたま市〇〇区△△丁目〇〇番地〇〇会館内
- 正会員総数 〇〇人 *正会員総数を必ず記載してください。
- 出席者数 〇〇人（うち書面による出席者〇〇人）
*書面等表決者がある場合は、その旨を明らかにし
て数を区分して記載してください。
- 審議事項
 - 議長及び議事録署名人の選任について
 - 〇〇年度の事業報告案及び決算案について
 - 〇〇年度の事業計画案及び活動予算案について
 - 役員及び代表者の選任について
 - 定款の変更案について
 - 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号の規定に該当することの確認について *所轄庁の変更を伴う事務所移転の場合のみ記載してください。

6 議事の経過の概要及び議決の結果

正会員総数〇〇人のうち〇〇人の出席（うち書面による出席者〇〇人）があり、定款第26条に規定する総会の定足数を満たしており、総会は成立したことを表明した。

- 議長について、〇〇〇〇が選任された。議事録署名人について、△△△△と◇◇◇◇の2名が選任された。
- 〇〇年度の事業報告案及び決算案について審議したところ、全会一致の賛成により議決した。
- 〇〇年度の事業計画案及び活動予算案について審議したところ、全会一致の賛成により議決した。
- 〇〇年〇〇月〇〇日付けで任期が終了する役員について、〇〇年〇〇月〇〇日付けで以下の者が再任することを全会一致で決定した。

理事 埼玉一郎、鈴木〇〇、山田〇〇、佐藤〇〇、渡辺〇〇

監事 加藤〇〇

また上記のうち代表者として、埼玉一郎を全会一致で選任した。

- 定款第〇条、第〇条及び第〇条について以下の変更案のとおり審議したところ、全会一致の賛成により議決した。
*第何条の変更案を議決したのか明記してください。

変更後	変更前

*新旧対照表は別紙でも可能です。

- 当法人が特定非営利活動促進法第2条第2項第2号及び同法第12条第1項第3号の規定に該当していることを出席者全員で確認した。

*所轄庁の変更を伴う事務所移転の場合のみ記載してください。

以上、この議事録が正確であることを証します。

〇〇年〇〇月〇〇日

議長 ○ ○ ○ ○ (印)
議事録署名人 △ △ △ △ (印)
同 ◇ ◇ ◇ ◇ (印)

*議長及び議事録署名人の記名（又は署名）押印

3 変更に伴う登記等の事務

登記に関する申請の手続等については、事務所の所在地を管轄する法務局でご確認ください。

(1) 変更の登記が必要になる場合

下記表の事項に変更があった場合、事務所を管轄する法務局へ変更登記の申請をしなくてはなりません。

	登記事項
①	目的及び業務
②	名称
③	事務所の所在場所
④	代表権を有する者の氏名、住所及び資格
⑤	存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
⑥	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

■変更登記が必要な例

- 代表権を有する理事が再任となったとき
→ 上記表中④に関する事項の変更登記
- 代表権を有する理事Aが辞職して代表権を有する理事Bが就任したとき
→ 上記表中④に関する事項の変更登記
- 代表権を有する理事Aが秩父市から草加市へ引っ越したとき
→ 上記表中④に関する事項の変更登記
- 事務所が移転したとき → 上記表中③に関する事項の変更登記
- 新たにその他の事業を行うことになったとき → 上記表中①に関する事項の変更登記

■変更登記のポイント

- 主たる法人の事務所を管轄する法務局に変更登記の申請（2週間以内）

(2) 登記に必要な書類

変更する登記事項により、必要な書類は異なりますので、管轄の法務局にお問い合わせください（申請書、変更後の定款、定款変更認証書等）。

(3) 事務所への備え置き

変更登記完了後、その登記に関する登記事項証明書の写しを事務所に備え置いて、社員やその他の利害関係人からの閲覧請求に応じなければなりません（NPO法第28条第2項、第3項）。

(4) 所轄庁への報告

上記表中の①、②、③、⑤、⑥についての定款の変更に係る登記をした時は、登記に関する書類（登記事項証明書）を、遅滞なく、所轄庁に提出しなければなりません（NPO法第25条第7項）。



所轄庁へ提出：1部

定款の変更の登記完了提出書

- 定款の変更に係る登記をしたときは、登記事項証明書と併せて提出してください。
- 定款の変更に係る登記をしたことを証する登記事項証明書(正本1部及びその写し1部)を添付します。

A4

日本産業規格
A列4番

定款の変更の登記完了提出書

〇〇年 〇月 〇日

*書類提出日

(宛先) さいたま市長

さいたま市××区×丁目×番×号
 △△△ビル3階
 特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ
 代表理事 埼玉 一郎
 電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、登記事項証明書を提出します。

Ⅲ 総会の開催実務

1 総会の種類と権限事項

■総会の種類

通常総会	毎年1回以上通常総会を開催しなければなりません(NPO法第14条の2)。一般的には、事業年度終了から事業報告書提出までの間に開催され、前年度の事業報告や会計報告、当年度の事業計画・予算等が決議されます。
臨時総会	理事会や監事が必要とした場合や、社員から社員総数の5分の1以上が会議の目的となる事項を示して開催の請求をしたときに臨時に開催される総会のことです。

■総会の権能

総会の権能は、それぞれの法人において定款で規定しています(38ページ参照)。ただし、特定非営利活動促進法においては、特に、次の3つの事項については、総会でしか議決することができません。

- ①定款の変更の議決 : 社員総数の2分の1以上の出席、4分の3以上の多数同意(法第25条第2項)
- ②法人解散の議決 : 社員総数の4分の3以上の多数同意(法第31条の2)
- ③法人の合併の議決 : 社員総数の4分の3以上の多数同意(法第34条第2項)

2 総会開催の実務

- ① 議事内容・審議事項を決め、総会開催(日時・場所等)を、書面等により社員へ通知します。
 - 総会の招集は5日前までに行わなければなりません(法第14条の4)。
5日前というのは、社員総会の日と招集日との間に中5日の期間があればよいという意味ですが、これは少なくとも5日前に通知を発すれば足り、社員に5日前に到着することを要しないと解されています。定款で定めれば変更が可能です(短縮は不可)。
 - 審議事項を明らかにした資料をあらかじめ送付し、委任状も含め総会参加の出欠の事前確認をします。
 - 審議事項について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該審議事項を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされます。また、すべての審議事項について決議があったものとみなされた場合には、社員総会が終結したものとみなされます。
ただし、年1回の通常総会は省略することができません。
- ② 定款に基づき総会の成立(定足数)の確認を行います。
 - 定足数に、委任状による書面表決者の数を入れることができます(議事録に記載)。
- ③ 議事内容に即して総会を開催します。
 - 総会に出席した個人から、議長と議事録署名人を選出します。選出の方法は団体毎にルールを規定します。
 - 総会の議事事項の可否については、定款の規定に基づき決していきます。
- ④ 議事録を作成し、各法人の定款に従い議事録署名人と議長の記名(又は署名)、押印を行います。
 - 議事録には、「社員の現在数・総会に参加した社員数」「審議事項」「議事の経過の概要及び決議の結果」などを記載します。

※社員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思を示し、社員総会の議決があったものとみなされた場合の議事録の記載事項

- ① 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名又は名称
- ③ 社員総会の決議があったものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 通常総会に関わる業務スケジュール例（事業年度末日が3月31日の場合）

	業 務 内 容	実施月日例
1	「決算書類」（事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録等）を作成する	4月20日
2	監事による監査を受け、「監事報告書」等を受領	5月 1日
3	理事会にて、決算と新年度の計画等の作成とその承認を行う	5月 7日
4	通常総会の開催場所の準備手配とともに、社員の招集の案内をする	5月10日
5	通常総会を開催し、必要事項（事業報告・決算等）の決議を行う	5月20日
6	法人税法上の収益事業を行っている場合、税務申告を完了する（事業年度終了後、2か月以内に税務申告を終了する必要がある）	5月25日
7	貸借対照表を公告する	5月31日
8	情報公開のための事業報告書類を作成し、その書類を事務所に備え置き事業報告書類を所轄庁へ提出する（事業年度終了後3か月以内）（66 ページ参照）	6月15日

Ⅳ 貸借対照表の公告

1 貸借対照表の公告について

平成28年のNPO法改正により、平成30年10月1日から、特定非営利活動法人に対し、前事業年度の貸借対照表を作成した後、遅滞なくこれを公告する義務が課されました。

また、これに伴う組合等登記令の改正により、NPO法人の登記事項から「資産の総額」が削除されることとなり、法務局での資産の変更登記は平成30年10月1日以降必要なくなりました。

2 公告の方法

貸借対照表の公告については、以下の①～④のうち定款で定める方法により行います。

①官報に掲載する方法

官報に貸借対照表を掲載する方法です。1事業年度分につき、1度掲載します。

官報掲載で公告を行う場合には、貸借対照表の要旨（※）の公告でも構いません。

②日刊新聞紙に掲載する方法

時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に貸借対照表を掲載する方法です。1事業年度分につき、1度掲載します。

日刊新聞紙で公告を行う場合には、貸借対照表の要旨（※）の公告でも構いません。

定款に規定する際には「〇〇県において発行する〇〇新聞に掲載」など具体的に記載して下さい。

※貸借対照表の要旨の公告とは、掲載金額の単位を「千円」としたり、掲載科目の範囲について、各法人の事業活動の内容や規模、財政状況等の具体的事情に応じて、各法人ごとに重要な項目に適切に区分し、それぞれの合計額を掲載した事項を公告したりすることです。

③電子公告（内閣府NPO法人ポータルサイトを利用する方法を含む）

法人のホームページもしくは内閣府NPO法人ポータルサイト等において貸借対照表を公告する方法です。

電子公告を行う場合には、貸借対照表を作成した日から5年間（5年後の事業年度末日まで）、継続してホームページ等に貸借対照表を掲載する必要があります。

なお、5年間の公告期間中に公告の中断が生じた場合で、以下のいずれの項目にも当てはまるときは、その公告の中断は公告の効力に影響を及ぼしません。

- （1）中断が生じることに付き法人が善意であり、かつ重大な過失がないこと、又は法人に正当な事由があること
- （2）中断の時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと
- （3）法人が中断したことを知った後、速やかにその旨等を追加で公告すること

電子公告による公告の方法を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法として、官報に掲載する方法、又は、日刊新聞に掲載する方法のいずれかを定めることができます。

④法人の掲示場（公衆の見やすい場所）に掲示する方法

法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所（掲示場など）に貸借対照表を掲示する方法です。

公告開始後、1年を経過する日までの間、継続して公告しなければなりません。利害関係者のみならず広く市民が、容易に貸借対照表にアクセスできる状態にあることが必要です。

PART-4

特定非営利活動法人 の解散と合併

I 解散・清算の手続

自然人(個人)は、死亡によって権利能力を喪失し、その財産が相続人に引き継がれます。しかし法人は死亡することはありません。だからといって永久に存続するものともいえません。法人は、一定の事由により消滅して権利能力を喪失することがあります。

この消滅して権利能力を喪失するに至るまでには、まず、事業活動の停止という効果をもたらす「解散」、そして、法律関係の整理と残余財産の処理を目的とする「清算」という手続を経なければなりません。



1 解散

(1) 解散とは

NPO法人が、その目的とする特定非営利活動を継続し得ないと認める事由が生じた場合に、その活動を停止し、法律上の処理や手続きをするとともに、残余財産を整理する段階に入るといいます。

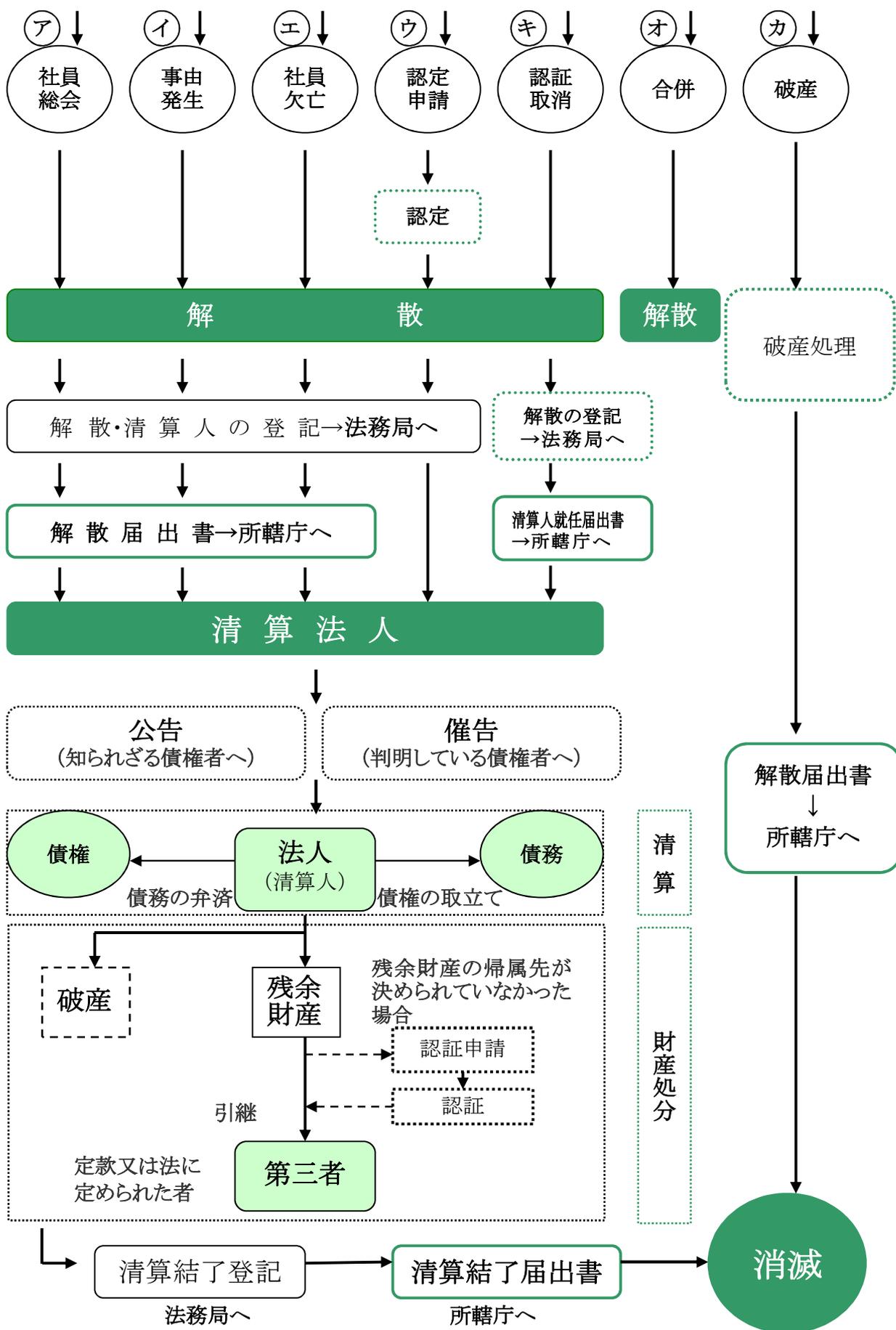
従って、解散したからといって直ちにNPO法人としての責任がなくなる訳ではありませんので注意してください。

(2) 解散の事由

NPO法人は、以下に掲げる事由により解散します(NPO法第31条第1項)。

	解散の事由	備考/要件など
ア	社員総会の決議	NPO法人の社員総数の4分の3以上の承諾が必要になります。定款にこの解散決議の要件が別途定められている場合にはそれによります。
イ	定款で定めた解散事由の発生	NPO法人は定款に定めることで、NPO法で定めたもの以外に解散の要件を規定できます。
ウ	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	NPO法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことを理由とする解散については、さいたま市の認定がなければ解散することはできません。
エ	社員の欠亡	社員がまったくいなくなった場合をいいます。
オ	合併	清算を経ずに合併先に財産が引き継がれます(104 ページ参照)。
カ	破産手続開始の決定	NPO法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権により破産手続開始の決定をすることになります。(NPO法第31条の3)
キ	所轄庁による認証の取消し	改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないときなどは、法人の認証を取り消すことがあります(114 ページ参照)。

特定非営利活動法人



法人の解散から清算法人までの流れ

債権・債務の整理及び残余財産の整理の流れ
(主たる事務所の所在地を管轄する裁判所が監督)

(3) 解散決議の要件

社員総会の決議(ア)を事由として解散する場合

- ◇ 法人の総社員の4分の3以上の承諾が必要になります。ただし、定款にこの解散決議の要件が別途定められている場合にはそれに従います。

(4) 解散認定

目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能(ウ)を事由として解散する場合

- ◇ 所轄庁の認定が必要です。
- ◇ 規則に定める様式第12号の「解散認定申請書」をさいたま市に提出します(99ページ参照)。

(5) 解散の届出

社員総会の決議(ア)、定款で定めた解散事由の発生(イ)、社員の欠亡(エ)、破産手続開始の決定(カ)を事由として解散する場合

- ◇ 所轄庁の認定は不要です。
- ◇ 規則に定める様式第15号の「解散届出書」をさいたま市に提出します(100ページ参照)。
- ◇ 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

2 清算

法人は解散すると、清算法人に移行します。

(1) 清算法人

- ◇ 法人が解散すると直ちに消滅せず、清算という目的の範囲内で法人としての活動を行います(法第31条の4)。
- ◇ 解散後も定款には効力があり、清算法人はこれに拘束されます。
- ◇ 理事は清算人に就任しますが、監事はそのまま留任し、社員総会も残存します。
- ◇ 清算法人は、裁判所の監督を受けることになります(法第32条の2)。

(2) 清算人

- ◇ 清算人には、原則として、解散時に理事であった者が就任します。
- ◇ 定款に特別に定められた者がある場合には、その者が就任します。
- ◇ 社員総会において清算人を選任することも可能です。
- ◇ 清算人は、清算法人の執行機関として活動し、法人が解散した旨及び清算人が就任した旨を登記するとともに以下の業務を行います(法第31条の9)。

1) 現務の結了

- ① 清算人は、法人の現在の活動を終了させる方向で業務を行います。従って、現在の事業の拡大を行うことはできません。
- ② 既に締結されている契約(義務)を遂行するために新たな契約を締結することはできますが、業務を拡大するために新たな資材の購入を行うことなどはできません。

2) 債権の取立て及び債務の弁済

- ① 清算人は、法人に債権があれば取り立て、債務があれば弁済します。
- ② 清算債務の弁済に関しては、解散時に判明している債権者と知られざる債権者双方に催告しなければなりません(法第31条の10)。

これは、解散後遅滞なく、官報及び定款に定めた方法(新聞掲載等)によって行います(債権の申出をする期間は2月以上)。

また、判明している債権者に対しては、各別に債権申出をするように催告しなければなりません。この結果として、債権が超過していれば残余財産が確定します。

【参考】官報掲載の申し込み先

埼玉県官報販売所(榎須原屋) TEL 048-822-5322

- ③ 債務が超過している場合には、裁判所に対して破産手続開始の申立てをしなければなりません。裁判所により破産手続開始の決定が行われ、選任された破産管財人に事務を引き渡すと清算人の任務は終了します。

3) 残余財産の引渡し

債権・債務を整理した結果、残余財産が確定すると、これを第三者に譲渡しなければなりません。

特定非営利活動法人の場合は、社員(表決権を持つもの)が法人の財産について、出資金のような持分を持たないため、社員に配分することはできません。また、法人格取得前の団体に帰属させることもできません。

- ① 定款に、残余財産の帰属先の選定方法や、残余財産の帰属先が特に定められていない場合には、清算人は所轄庁の認証を経て、残余財産を国や地方公共団体に譲渡することとなります。
- ② 定款に残余財産の帰属先が記載されている場合には、解散後、所轄庁の認証を経ることなく残余財産を帰属させることができます。この場合にも法律による制限があります。

*残余財産の帰属先は、法第11条第3項に掲げる者のうちから選定されなければなりません。

1. 他の特定非営利活動法人
2. 国又は地方公共団体
3. 公益社団法人又は公益財団法人
4. 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人
5. 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人
6. 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)第二条第六項に規定する更生保護法人

4) 1)~3)のために必要な一切の事務

清算人は、1)~3)に付帯する必要な事務を行うことができます(官公庁への届出・申請等)。

(3) 清算法人の社員総会

社員総会は、法人が消滅するまで最高機関として存続します。

◇ 清算法人は、清算を目的としているため、社員総会で新たな事業を起こすような決議をすることはできません。

(4) 法人の消滅

清算人は、残余財産の引継ぎが完了したとき「清算終了の登記」を行い、所轄庁にその旨を届け出ます。この手続が終了することによって法人は消滅することになります。

3 解散・清算に関わる登記

登記に関する申請の手続等については、事務所の所在地を管轄する法務局でご確認ください。

「解散」「清算人就任」「清算の終了」に関しては登記が必要になります。登記には、組合等登記令が適用されます。

(1) 解散の登記

法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き解散の登記を行わなければなりません。

- ◇ 主たる事務所の所在地において、2週間以内に解散の登記を行います(組合等登記令第7条)。
- ◇ 解散の登記には、清算人の氏名、住所、解散の原因及び年月日を記載します。

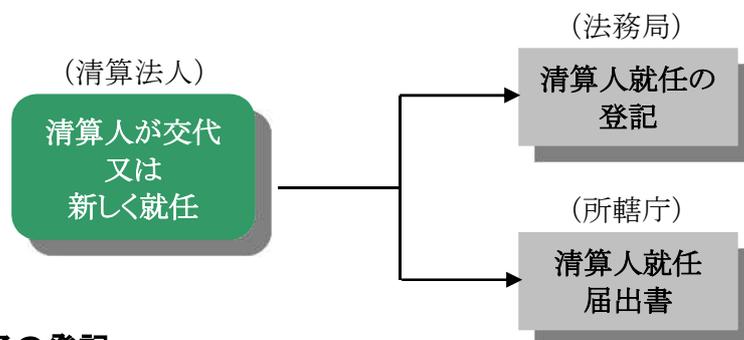
以下の点には注意してください。

- ・「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」を事由とする解散の場合には、所轄庁が認定したことを証する書面が必要になります。
- ・「社員の欠亡」を事由とする解散の場合には、社員が一人もいなくなったことを証する書面が必要になります。

(2) 清算人就任の登記と清算人就任届出

清算人は、解散と同時に登記されます。

- ◇ 解散時に就任していた清算人が交代したり、又は新たに清算人に就任した場合には、改めて登記が必要になります。
- ◇ 規則で定める様式第16号「清算人就任届出書」(101ページ参照)をさいたま市に提出します。
- ◇ 登記には、清算人の資格を証する書面が必要になります。



(3) 清算終了の登記

法人は、清算が終了したときは登記しなければなりません。

- ◇ 主たる事務所の所在地において、2週間以内に清算終了の登記を行います(組合等登記令第10条)。
- ◇ 清算終了の登記申請には、清算が終了したことを証する書面を添付します。

4 清算終了の届出

清算人は、清算が終了(終了)したときは、所轄庁に清算終了の届出を行います(法第32条の3)。

- ◇ 届出は、規則で定める様式第20号「清算終了届出書」(103ページ参照)を使用します。
- ◇ 届出には、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付します。
- ◇ 届出書が受理されると所轄庁との関係は終了します。

様式
第15号
規則第12条関係

解散届出書

提出:1部

- 解散要件のうち、「社員総会の決議」「定款で定めた解散事由の発生」「社員の欠亡」「破産手続開始の決定」で解散した場合に所轄庁へ提出します。
- 解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付してください。

様式第15号

A4

日本産業規格
A列4番

(宛先)さいたま市長

解 散 届 出 書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

*** 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地**

埼玉県さいたま市××区×丁目×番×号△△△ビル3階

*** 特定非営利活動法人の名称**

特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ

清算人 住所又は居所

埼玉県さいたま市△△区〇〇丁目……

氏名 〇〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

*** 該当事由を選択し記載します**

特定非営利活動促進法第31条第1項

第1号
第2号
第4号
第6号

に掲げる事由により、次のとおり特定

非営利活動法人を解散したので、同条第4項の規定により、届け出ます。

1 解散の理由

(例) 〇〇年〇〇月〇〇日に開催された社員総会において解散の決議がなされたため。

2 残余財産の処分方法

残余財産は全額これを〇〇〇に寄附する。

*** 定款や総会で定めた帰属先を記入します。**

確認!

*** 特定非営利活動促進法第31条において特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散するとしています。**

第1号 社員総会の決議

第2号 定款で定めた解散事由の発生

第4号 社員の欠亡

第6号 破産手続開始の決定

様式
第17号

規則第13条関係

残余財産譲渡認証申請書

提出:1部

- 定款に残余財産の帰属先が特に定められていない場合には、所轄庁の認証を経て、国や地方公共団体に譲渡することとなります。
- 所轄庁に認証の申請をするために提出します。

様式第17号

A4

日本産業規格
A列4番

残余財産譲渡認証申請書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先)さいたま市長

* 特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市××区×丁目×番×号△△△ビル3階

* 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ

清算人 住所又は居所

埼玉県さいたま市△△区〇〇丁目……

氏名 〇〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり残余財産を譲渡することについて、特定非営利活動促進法第32条第2項の認証を受けたいので、申請します。

1 譲渡すべき残余財産

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 残余財産の譲渡を受ける者

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

確認!

- * 「2 残余財産の譲渡を受ける者」には、残余財産の譲渡を受ける者が複数ある場合には、各別に譲渡する財産を記載します。

様式
第20号

規則第14条関係

清算終了届出書

提出:1部

- 清算人は、清算が終了(終了)した旨を、所轄庁に届け出る必要があります。
- 清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付します。

様式第20号

A4

日本産業規格
A列4番

清算終了届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先)さいたま市長

*特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市××区×丁目×番×号△△△ビル3階

*特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ

清算人 住所又は居所

埼玉県さいたま市△△区〇〇丁目……

氏名 〇〇〇〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動法人□□食生活支援クラブの解散に係る清算が終了したので、
特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。

Ⅱ 合併の手続

1 合併

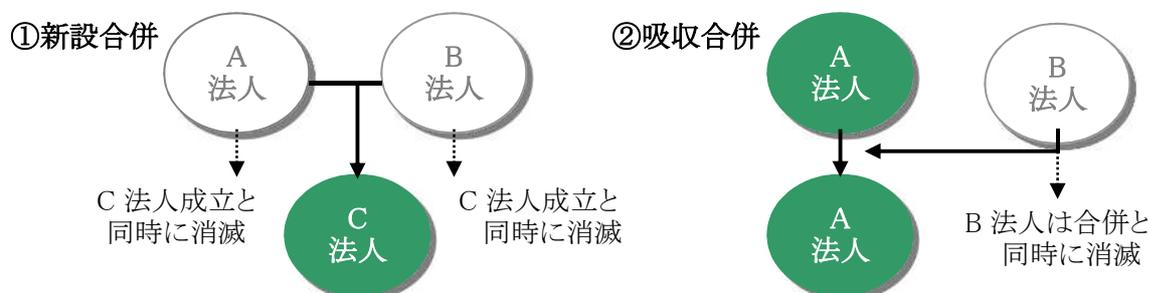
複数の法人が契約により合体して一つの法人になることを合併といいます。NPO法人も、他のNPO法人と合併することができます(法第33条)。

合併は、事実上新たに法人を設立するのと同様な効果があり、合併認証の申請がなされると、公表、縦覧など設立認証の申請とほぼ同様な手続を行います。

(1) 合併の種類

合併によってNPO法人は解散します(法第31条第1項第5号)が、合併により解散したNPO法人は清算手続を経ずに消滅します。

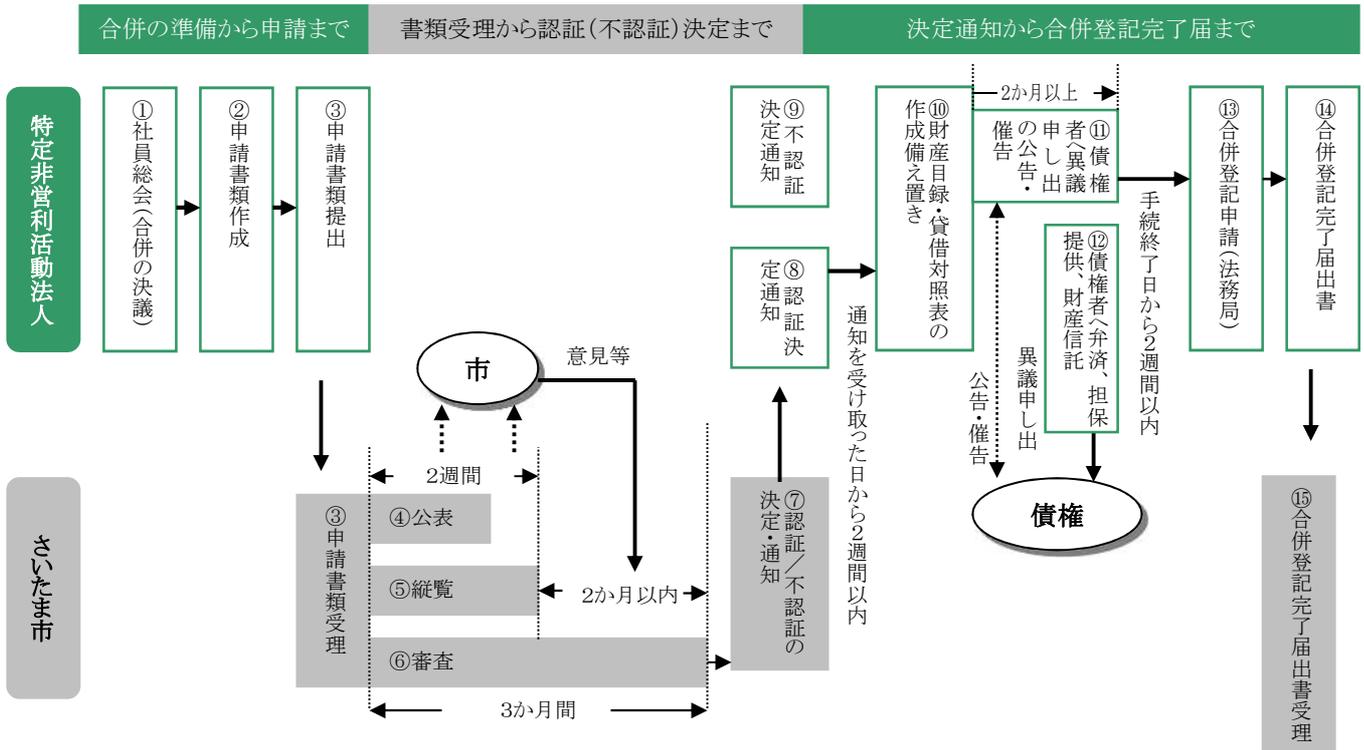
- ① 新設合併 ……当事者の双方が解散して新たな法人を設立します。
- ② 吸収合併 ……当事者の一方が解散して存続する法人に吸収されます。



(2) 権利義務

社員(会員)、財産等は合併後存続する又は合併によって設立する法人に引き継がれ、権利義務も包括的に継承されます。

2 合併の手続



- ◇ NPO法人が合併するときは、社員総会の議決を経て、所轄庁から合併について認証を受ける必要があります。
- ◇ NPO法人は、認証を受けてから、NPO法人の債権者に対して合併することについて異議がある場合には申し出る旨の公告を行います。
- ◇ 異議なく合併が承認された場合には、合併の登記を行います。

3 社員総会の議決

社員総会の議決には、社員総数の4分の3以上の賛成が必要です。ただし、定款に特別の定めがある場合にはその定めによります。合併の決議を理事会に委任することはできません。

- ◇ 総会を開催した日、場所、出席者数、審議事項、議事の経過や議決の結果などを明瞭に記載した議事録を作成し、手続が正当に行われたことを書面に残す必要があります。

4 合併認証申請の手続

(1) 合併認証申請書

さいたま市内のみに事務所を置くこととなる特定非営利活動法人合併認証の申請書類です。

	書類名	提出部数	記載例など	記載ページ
	合併認証申請書	1部	様式第21号	110

(2) 添付書類

上記の合併認証申請書に、以下の10種類の書類を添付します。

	書類名	提出部数	記載例など	記載ページ
1	定款	2部	定款記載例	34
2	役員名簿	2部	記載例1	45
3	各役員の就任承諾及び誓約書の謄本	各1部	記載例2	46
4	各役員の住所又は居所を証する書面	各1部	—	47
5	社員のうち10人以上の者の名簿	1部	記載例3	48
6	確認書	1部	記載例4	49
7	合併趣旨書	2部	記載例5	50
8	合併の議決をした社員総会の議事録の謄本	1部	記載例6	51
9	事業計画書(合併当初の事業年度及び翌事業年度)	各2部	記載例7	52
10	活動予算書(合併当初の事業年度及び翌事業年度)	各2部	記載例8A・B	53～56

→ その他の事業を行う場合は、事業計画書への記載とともに、活動予算書には特定非営利活動に係る事業とは別欄表示することが必要になります。

*7～10の記載例は「設立」を「合併」と読み替えてください。

*申請書類に軽微な不備がある場合は、補正を申し立てることができます(57ページ参照)。

(3) 所轄庁

① さいたま市の市長が所轄庁となる場合

イ)さいたま市にあるA法人とB法人が合併して、事務所をさいたま市に置く場合

ロ)さいたま市にあるA法人と東京都にあるB法人が合併して、事務所をさいたま市にのみ置く場合



② 埼玉県知事が所轄庁となる場合

さいたま市にあるA法人と東京都にあるB法人が合併して、主たる事務所をさいたま市に、その他の事務所を東京都に置く場合



③ 他都道府県の知事が所轄庁となる場合

さいたま市にあるA法人と東京都にあるB法人が合併して、主たる事務所を東京都に、その他の事務所をさいたま市に置く場合



5 債権者への公告及び催告

合併の場合には、破産状態にある法人を救済するために吸収合併する場合も想定されます。このような場合、吸収しようとする法人の債権者の権利が侵害される恐れがありますので、法第35条第1項、第2項及び第36条第2項には、この債権者を保護する措置が規定されています。

- ◇ 債権者を保護する措置を執らなかった場合には、合併登記が不能になる恐れがあります。
- ◇ 法第80条第8号及び第9号の規定よりこの法人の理事又は監事は20万円以下の過料に処せられます。

(1) 財産目録と貸借対照表の作成（法第35条第1項）

合併についての認証があった旨の通知を受け取った日から2週間以内に財産目録と貸借対照表を作成して事務所に備え置かなければなりません。

- ◇ 合併によって設立される法人の合併当初の財産目録、貸借対照表ではなく、合併しようとする法人のものを作成します(それぞれの財務内容を明確にするために作成)。
- ◇ 債権者はこれをもとに自分の債権が害されるかどうかの判断をします。

(2) 異議の申し出の公告と催告（法第35条第2項）

合併しようとする法人は、その債権者に対して、合併に異議があれば申し出るように公告し、さらに債権者として判明している場合には、異議がある場合には申し出るよう、個別に催告しなければなりません。

- ◇ 公告は、定款に定めた方法(官報等)において行います。催告は判明している債権者には個別に通知します。
- ◇ 異議を申し出る期間は、2か月を下ることができません。
- ◇ 期限内に申し出がない場合、合併を承認されたものとして扱われます(法第36条第1項)。

(3) 異議の申し出があった場合の取り扱い（法第36条第2項）

債権者から異議の申し出があった場合には、以下のような取り扱いをします。

イ) 法人は当該債権者に対して弁済若しくは相当の担保を提供しなければなりません。

ロ) 法人は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければなりません。

*** 異議を申し出た債権者の債権が僅少であり、合併したとしても債権者の権利を害しないような場合は、この限りではありません。**

6 合併の登記

登記に関する申請の手続等については、事務所の所在地を管轄する法務局でご確認ください。

法人の合併は、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人の主たる事務所の所在地において登記することにより効力を生じます(法第39条)。

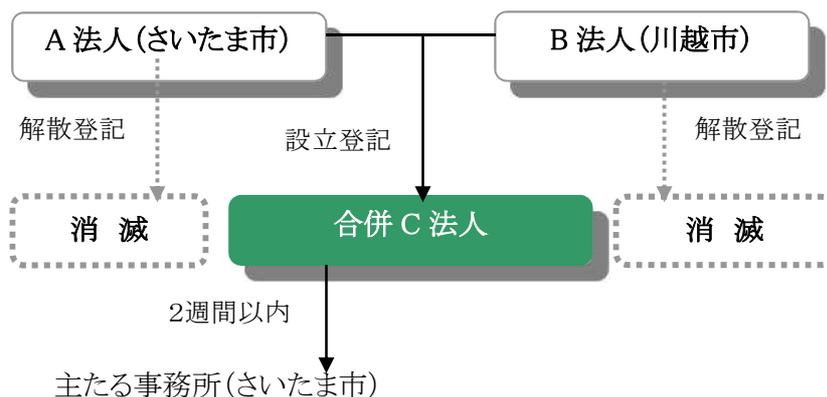
合併の認証を受け、合併に関する手続が終了した日から、2週間以内に登記しなければなりません。以下の点に注意してください。

	登 記	対 象	事 由
1	変更の登記	合併後も存続する法人	登記事項の変更
2	解散の登記	合併により消滅する法人	解散
3	設立の登記	合併により設立した法人	設立

● 吸収合併（A 法人と B 法人が合併し、A 法人が存続する場合）



● 新設合併（A 法人と B 法人が合併して C 法人を設立する場合）



7 合併に関わる登記の完了届

合併の効力は、登記によって発生しますので所轄庁は合併に関わる登記の事実を把握する必要があります。

- 合併に関わる登記を完了したときは、所轄庁にその旨を届け出ることが義務づけられています(法第39条第2項において準用する法第13条第2項)。
- 登記完了届出書、登記事項証明書及び合併当初の財産目録を提出して行います。

	書類名	備考	提出 部数	掲載 ページ
1	合併登記完了届出書	様式第4号	1部	61
2	登記事項証明書	正本1部及びその写し1部	2部	—
3	合併当初の財産目録		2部	76

様式
第21号

規則第15条関係

合併認証申請書

- 法人が合併の認証を受けるときに提出します。
- 添付書類が10種類あります(106ページ参照)。

様式第21号

A4

日本産業規格
A列4番

合併認証申請書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先)さいたま市長

埼玉県さいたま市××区×丁目×番×号
△△△ビル3階特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ
代表者氏名 埼玉 一郎
電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇埼玉県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
特定非営利活動法人△△△△△△の会
代表者氏名 山田 太郎
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

特定非営利活動促進法第34条第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり合併することについて、認証を受けたいので、申請します。

*①どちらかを選択

- 1

合併後存続する 合併によって設立する	特定非営利活動法人の名称(ふりがな)
-----------------------	--------------------

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇

(とくていひえいりかつどうほうじん〇〇〇〇〇)

- 2 代表者の氏名(ふりがな) 〇〇〇〇〇
- 3 主たる事務所の所在地 *事務所の所在地の郵便番号、町名及び番地まで記載すること。
- 4 その他の事務所の所在地
- 5 定款に記載された目的 〇〇〇〇〇

確認!

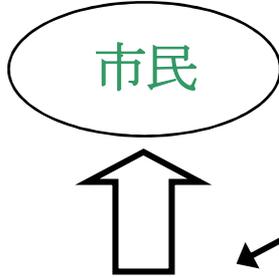
- *①特定非営利活動法人の名称については、以下のどちらかを選択します(104ページ参照)。
- 吸収合併の場合・・・「合併後存続する」
 - 新設合併の場合・・・「合併によって設立する」

PART-5

情報公開・監督・罰則

I 所轄庁による情報公開

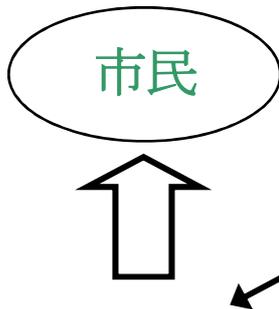
法人は、情報公開の原則に基づき、法人自らが行う情報公開（事務所での社員又は利害関係人による閲覧）のほかに、所轄庁に書類を提出します。これらの書類は所轄庁を通じて、①公表、②縦覧、③閲覧又は謄写が行われることを特定非営利活動促進法（NPO法）では規定しています。



①公表

法人設立認証の申請、定款の変更（認証を受けなければならない事項の変更に限る）の認証申請及び合併の認証申請があった場合には、さいたま市は申請書に基づき、次の事項を公表します。

公表事項	
1	法人設立、定款変更又は合併の認証申請があった旨
2	申請のあった年月日
3	特定非営利活動法人の名称
4	代表者の氏名
5	主たる事務所の所在地
6	定款に記載された目的



②縦覧

法人設立認証の申請、定款の変更（認証を受けなければならない事項の変更に限る）の認証申請及び合併の認証申請があった場合には、さいたま市が申請書を受理した日から2週間、誰でも次に掲げる書類を縦覧することができます。また、一部の書類を除き、さいたま市ホームページでもご覧になれます。

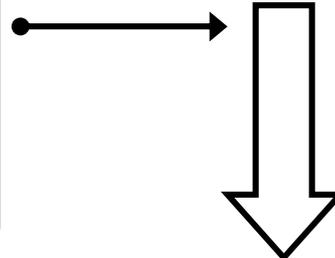
縦覧書類名		設立認証申請時	定款変更認証申請時		合併認証申請時
			所轄庁変更あり	所轄庁変更なし	
1	定款	○	○	○	○
2	役員名簿	○	○		○
3	設立趣旨書	○			
4	設立当初の（定款変更の日の属する）事業年度及び翌事業年度の事業計画書	○	(○)	(○)	
5	設立当初の（定款変更の日の属する）事業年度及び翌事業年度の活動予算書	○	(○)	(○)	
6	合併趣旨書				○
7	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書				○
8	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書				○

③閲覧又は謄写

法人が作成し、さいたま市に提出した書類は、閲覧又は謄写できます（個人の住所又は居所については閲覧又は謄写の対象外）。

また、一部の書類を除き、内閣府NPO法人ポータルサイト (<https://www.npo-homepage.go.jp/npoportal/>) または埼玉県NPO情報ステーションNPOコバトンびん (<https://www.saitamaken-npo.net/>) でもご覧になれます。

市民



	書類名	閲覧・謄写が可能な書類
1	事業報告書	過去5年間に提出を受けたもの
2	活動計算書、計算書類の注記	過去5年間に提出を受けたもの
3	貸借対照表	過去5年間に提出を受けたもの
4	財産目録	過去5年間に提出を受けたもの
5	年間役員名簿 (前事業年度に役員であった者全員の氏名及び住所又は居所並びに報酬の有無を記載した名簿)	過去5年間に提出を受けたもの
6	社員のうち10人以上の名簿 (社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面)	過去5年間に提出を受けたもの
7	役員名簿 (役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	法人から提出を受けた最新のもの
8	定款	法人から提出を受けた最新のもの
9	認証書類の写し	所轄庁が作成した最新のもの
10	登記書類の写し	法人から提出を受けた最新のもの

*設立（合併）後1～6の書類が作成されるまでの間は、事業計画書、活動予算書、設立（合併）時の財産目録を公開します。

II 所轄庁の監督

特定非営利活動促進法（NPO法）の目的は、「特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与する」ことですから、所轄庁が自由な社会貢献活動を行っている法人への過度の干渉は、この目的の実現を阻害する恐れがありますので、監督は必要最小限度でなければなりません。なお、法律では、法制度の信頼性や安定性を損なう行為を正すために行使する監督権限（例えば、特定非営利活動法人を隠れ蓑にした違法な活動の停止や定款を無視した不適切な法人運営の改善など）が所轄庁に与えられています。

さいたま市では、法人から毎年提出される事業報告書等の書類により法人の状況を把握するほか、法に基づき、報告を求め、又は検査を実施し、改善命令及び設立認証の取消しを行うことがあります。

1 報告及び検査（法第41条第1項）

さいたま市は、法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その法人に対して、その業務若しくは財産の状況に関して報告を求め、又はその法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査することがあります。

2 改善命令（法第42条）

さいたま市は、法人が、次の場合に該当すると認めるときは、その法人に対して、期限を決めて改善のために必要な措置をとるように命令することがあります。

①次に掲げる法人の要件を欠くに至った場合

- ・ 営利を目的としない団体であること（法第2条第2項第1号）
- ・ 社員の資格の得喪に関して不当な条件をつけないこと（法第2条第2項第1号イ）
- ・ 役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下であること（法第2条第2項第1号ロ）
- ・ 宗教活動を主目的としないこと（法第2条第2項第2号イ）
- ・ 政治活動を主目的としないこと（法第2条第2項第2号ロ）
- ・ 特定の公職の候補者、公職者、政党の推薦、支持、反対を目的としないこと（法第2条第2項第2号ハ）
- ・ 暴力団、暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある団体でないこと（法第12条第1項第3号）
- ・ 10人以上の社員を有するものであること（法第12条第1項第4号）

②法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反する場合

③運営が著しく適正を欠く場合

3 設立認証の取消し（法第43条第1項、同条第2項）

さいたま市は、次の場合には、法人の設立の認証を取り消すことがあります。認証の取り消しを行おうとする場合には、聴聞の手続をとることとされています。

①さいたま市の改善命令に違反し、他の方法では監督の目的が達成できない場合

②法第29条で毎年1回提出するように定められた事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合

③法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができない場合

Ⅲ 罰則

特定非営利活動促進法は、次の違反行為に対して、罰則規定を設けています。

1 50万円以下の罰金に処せられる場合（法第78条、第79条）

○所轄庁による改善命令に違反した者（法第42条違反）

○代表者又は代理人、使用人その他の従事者が改善命令に違反したときは、その行為者及びその法人（法第42条違反）

2 20万円以下の過料に処せられる場合（法第80条）

○次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人

- ① 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第7条第1項違反）
- ② 法人設立（合併）時に財産目録を作り、備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第14条違反）
- ③ 役員の変更等及び認証を必要としない事項に係る定款の変更をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第23条第1項又は第25条第6項違反）
- ④ 法第28条第1項若しくは第2項の規定する、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第28条第1項・第2項違反）
- ⑤ 定款の変更に係る登記事項証明書若しくは事業報告書等の提出を怠ったとき（法第25条第7項・第29条違反）
- ⑥ 法第28条の2第1項の規定する貸借対照表の公告をせず、又は不正の公告をしたとき。（法第28条の2第1項違反）
- ⑦ 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に作成し、事務所に備え置かなければならない財産目録、及び貸借対照表を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第35条第1項違反）
- ⑧ 合併の認証があったとき、通知のあった日から2週間以内に債権者に対し、合併に異議があれば定めた期間内に述べることを公告せず、あるいは、判明している債権者に対して、各別にこれを催告しなかったとき（法第35条第2項違反）
- ⑨ 合併について債権者が異議を述べた場合に、法人が弁済をせず、若しくは相当の担保を供せず、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなかったとき（法第36条第2項違反）
- ⑩ 法人がその債務を完済することができなくなったにもかかわらず、理事が直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の3第2項違反）
- ⑪ 清算中に法人の財産が、その債務の完済に不足することが明らかになったにもかかわらず、清算人が直ちに裁判所に破産手続開始の申立てをしなかったとき（法第31条の12第1項違反）
- ⑫ 清算人は、債権者に対し、定めた期間内に債権の申し出をすべき旨の公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の10第1項違反）
- ⑬ 清算人は、裁判所に破産手続開始の申立てをしたことを公告しなければならないのに、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法第31条の12第1項違反）
- ⑭ 法第41条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法第41条第1項違反）

3 10万円以下の過料に処せられる場合（法第81条）

○その名称中に「特定非営利活動法人」又は、これに紛らわしい文字を用いた特定非営利活動法人以外の者（法第4条違反）

メ 毛

PART-6

参考資料・情報

I 税務関連

税制度は毎年変更があります。税務に関しては、税務署・県税事務所・さいたま市の税担当課にご確認ください。

1 法人税（国税）の課税

NPO 法人の行う事業は、NPO 法上、特定非営利活動に係る事業とその他の事業を区分していますが、これは法人税法上での区分とは別のものです。特定非営利活動に係る事業であるかどうかにかかわらず、法人税法上の収益事業を行ってれば、法人税が課税されます。

ポイント 法人税法上の課税区分とNPO法上の事業区分

法人税法上の区分	収益事業	NPO法上の区分	
		特定非営利活動に係る事業	その他の事業
	上記以外	課税	課税
		非課税	非課税

*法人税法施行令の34業種については、下図を参照ください。

*損益計算書等を作成し、税務署などに申告することになります。

*NPO 法人については、法人税法に規定する収益事業を営む場合に、その収益事業から生じた所得に対して法人税が課税されます。

特定非営利活動に係る事業であっても、その事業が法人税法に規定する収益事業に該当する場合には、法人税等の課税対象となります。

*法人税法上の収益事業に該当するかどうかははっきりしない場合には、所轄税務署や税理士等の専門家に相談してください。

*収益事業を行っている場合は、事業年度終了後2か月以内に確定申告（税務署・県税・市役所）が必要です。

■収益事業の種類（法人税法施行令の34業種）

法人税法上の収益事業の種類（法人税法施行令第5条第1項）			
1	物品販売業	1 6	料理店業その他の飲食店業
2	不動産販売業	1 7	周旋業
3	金銭貸付業	1 8	代理業
4	物品貸付業	1 9	仲立業
5	不動産貸付業	2 0	問屋業
6	製造業	2 1	鉱業
7	通信業	2 2	土石採取業
8	運送業	2 3	浴場業
9	倉庫業	2 4	理容業
1 0	請負業	2 5	美容業
1 1	印刷業	2 6	興行業
1 2	出版業	2 7	遊技所業
1 3	写真業	2 8	遊覧所業
1 4	席貸業	2 9	医療保健業
1 5	旅館業		
		3 0	洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む）、自動車操縦若しくは小型船舶の操縦の教授、学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授、公開模擬学力試験を行う事業
		3 1	駐車場業
		3 2	信用保証業
		3 3	その有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権の譲渡又は提供を行う事業
		3 4	労働者派遣業

2 法人住民税（地方税）の課税

(1) 法人住民税（法人税割）

法人税法に規定する収益事業を営む場合には、法人県民税法人税割及び法人市民税法人税割が課税されます。

(2) 法人住民税（均等割）

法人県民税均等割及び法人市民税均等割（区ごとに課税されます。）は、収益事業を行っていない場合でも課税されます。

ただし、埼玉県及びさいたま市では条例により、法人税法上の収益事業を行っていないNPO法人が期日までに申請をすれば、法人県民税及び法人市民税の均等割が減免されます。

なお、期日までに減免申請書を提出しなかった場合は、減免されませんのでご注意ください。

詳細については、県税事務所及びさいたま市北部市税事務所法人課税課にお問合せください（143ページ参照）。

***平成29年4月から制度が改正され、県民税については、減免された年度以降は事業内容に変更がなければ減免は継続されます。**

NPO法人の税制上の主な取り扱い

区分		課税内容	所管	
国税	法人税	法人税法上の収益事業から生じた所得	税務署	
	地方法人税	法人税法上の収益事業から生じた所得		
	消費税	国内において、事業として対価を得て行った資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供、並びに特定仕入れ（免税事業者を除く）		
	源泉所得税	利子・配当等による所得に対して課税 また、従業員への給与や税理士、講師等への報酬、講演料等を支払う場合は、所定の所得税を源泉徴収し納付		
地方税	法人県民税	均等割	2万円/年	県税事務所
		法人税割	法人税法上の収益事業の法人税額	
	法人市民税	均等割	5万円/年	さいたま市役所 北部市税事務所 法人課税課
		法人税割	法人税法上の収益事業の法人税額	
	法人事業税	法人税法上の収益事業の年間所得	県税事務所	
	地方法人特別税（国税）	法人税法上の収益事業の法人事業税額 ※都道府県が法人事業税と一緒に申告・納付します。 ※令和元年10月1日以降に開始する事業年度から地方法人特別税が廃止されるとともに、特別法人事業税で課税されます。		

***各租税の詳細については、税務署、県税事務所、市役所の税務を担当する課等で確認してください。**

Ⅱ 認定NPO法人

特定非営利活動法人（NPO法人）は、会費や支援者からの寄附金などにより社会に貢献する活動を行っており、その活動によって利益が得られたとしても、それは内部で分配されることなく、更なる社会貢献活動のために活用されることとなります。

したがって、NPO法人への寄附は、NPO法人の活動を通して社会のニーズの充足につながっていくこととなります。

認定NPO法人制度は、市民や企業からNPO法人への寄附を促していくことを目的として平成13年に創設された制度です。

平成24年4月1日から、認定窓口は国税庁から所轄庁（都道府県又は政令指定都市）となりました。

1 認定NPO法人の優遇措置

ケース	優遇措置	
①個人が認定NPO法人に寄附する場合	所得税	下記のいずれか有利な方の適用を受けるか選択することができる。 ①所得控除：（寄附金額又は総所得金額等の 40%のいずれか低い金額）－2千円 ②税額控除：（寄附金の合計額－2千円）×40% （所得税額の25%相当額を限度）
	個人住民税	（寄附金額又は総所得金額等の 30%のいずれか低い金額－2千円）×10%（※） ※寄附者の住所地の地方公共団体が条例で対象団体として指定している場合は、次の率により控除する。 ・都道府県が指定した寄附金…4%（指定都市以外に住所を有する者）、 2%（指定都市に住所を有する者） ・市区町村が指定した寄附金…6%（指定都市以外に住所を有する者）、 8%（指定都市に住所を有する者）
②法人が認定NPO法人に寄附する場合	法人税（国税）の算定において、認定NPO法人に対する寄附金は、一般の寄附金に関わる損金算入限度額とは別に、損金算入限度額が設けられている。	
③相続または遺贈により財産を取得した人が相続財産を寄附する場合	相続税（国税）の算定において、相続税の申告期限までに認定NPO法人に対して寄附した相続財産は、相続税の課税対象から除かれる。	
④認定NPO法人に対する税の優遇措置	「みなし寄附金制度」によって、法人税法上の収益事業から得た利益を収益事業以外の事業に支出した場合、この部分を寄附金とみなし、一定の範囲内で損金算入することができる。	

2 認定NPO法人になるための要件

- 1) パブリックサポートテスト（PST）
 - (1) (2) (3) のいずれかを満たしていることが必要です。
 - (1) 相対的基準：収入金額に占める寄附金の割合が20%以上である。
 - (2) 絶対値基準：年3,000円以上の寄附者の数が平均100人以上である。
 - (3) 条例個別指定：都道府県又は市町村が条例で個別に指定している。
- 2) 事業活動において、共益的な活動の割合の占める割合が50%未満である。
- 3) 運営組織及び経理が適切である。
- 4) 事業活動の内容が適正である。
- 5) 情報公開を適切に行っている。
- 6) 事業報告書等を所轄庁に提出している。
- 7) 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない。

8) 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している。

3 認定・特例認定制度の比較

特例認定NPO法人とは、設立の日から5年が経過しないNPO法人のうち、その運営組織及び事業活動が適切であり、特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものとして、所轄庁の特例認定を受けたもののことをいいます。

認定NPO法人と特例認定NPO法人の違いについては以下のとおりです。

	認 定	特 例 認 定
認定要件	すべての要件に適合	PST以外の要件に適合
有効期間	5年間	3年間
再申請	できる	できない
申請可能な法人	すべてのNPO法人 ただし、申請書を提出する事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間を経過していること	設立後5年以内の法人 ただし、申請書を提出する事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間を経過していること
税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附者への優遇 1 個人の寄附優遇 2 法人の寄附優遇 3 相続人等の寄附優遇 ・ NPO法人への優遇 4 みなし寄附金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附者への優遇 1 寄附者個人の寄附優遇 2 法人の寄附優遇 (3、4の優遇なし)

◎事前相談をお願いします

事前相談は、認定の要件等についての理解をNPO法人と所轄庁が共有するためのものです。事前相談は予約制です。事前に電話で相談日時のご予約をお願いします。

Ⅲ 関連法規

特定非営利活動促進法 (平成十年三月二十五日法律第七号)

最終改正 令和四年六月十七日法律第六十八号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であつて公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もつて公益の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者にならうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 この法律において「認定特定非営利活動法人」とは、第四十四条第一項の認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

4 この法律において「特例認定特定非営利活動法人」とは、第五十八条第一項の特例認定を受けた特定非営利活動法人をいう。

第二章 特定非営利活動法人

第一節 通則

(原則)

第三条 特定非営利活動法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行つてはならない。

2 特定非営利活動法人は、これを特定の政党のために利用してはならない。

(名称の使用制限)

第四条 特定非営利活動法人以外の者は、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いてはならない。

(その他の事業)

第五条 特定非営利活動法人は、その行う特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、当該特定非営利活動に係る事業以外の事業（以下「その他の事業」という。）を行うことができる。この場合において、利益を生じたときは、これを当該特定非営利活動に係る事業のために使用しなければならない。

- 2 その他の事業に関する会計は、当該特定非営利活動法人の行う特定非営利活動に係る事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(住所)

第六条 特定非営利活動法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(登記)

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

- 2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。

(所轄庁)

第九条 特定非営利活動法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内のみに所在する特定非営利活動法人にあつては、当該指定都市の長）とする。

第二節 設立

(設立の認証)

第十条 特定非営利活動法人を設立しようとする者は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出して、設立の認証を受けなければならない。

一 定款

二 役員に係る次に掲げる書類

イ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。以下同じ。）

ロ 各役員が第二十条各号に該当しないこと及び第二十一条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本

ハ 各役員の住所又は居所を証する書面として都道府県又は指定都市の条例で定めるもの

三 社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

四 第二条第二項第二号及び第十二条第一項第三号に該当することを確認したことを示す書面

五 設立趣旨書

六 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本

七 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書

八 設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。以下同じ。）

- 2 所轄庁は、前項の認証の申請があつた場合には、遅滞なく、その旨及び次に掲げる事項をインターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表するとともに、同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類（同項第二号イに掲げる書類については、これに記載された事項中、役員の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。第二号において「特定添付書類」という。）を、申請書を受理した日から二週間、その指定した場所において公衆の縦覧に供しなければならない。

一 申請のあつた年月日

二 特定添付書類に記載された事項

- 3 前項の規定による公表は、第十二条第一項の規定による認証又は不認証の決定がされるまでの間、行うものとする。

- 4 第一項の規定により提出された申請書又は当該申請書に添付された同項各号に掲げる書類に不備があるときは、当該申請をした者は、当該不備が都道府県又は指定都市の条例で定める軽微なものである場合に限り、これを補正することができる。ただし、所轄庁が当該申請書を受理した日から一週間を経過したときは、この限りでない。

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - 四 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - 五 社員の資格の得喪に関する事項
 - 六 役員に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
 - 九 会計に関する事項
 - 十 事業年度
 - 十一 その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - 十二 解散に関する事項
 - 十三 定款の変更に関する事項
 - 十四 公告の方法
- 2 設立当初の役員は、定款で定めなければならない。
- 3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。
- 一 国又は地方公共団体
 - 二 公益社団法人又は公益財団法人
 - 三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人
 - 四 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人
 - 五 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人

(認証の基準等)

第十二条 所轄庁は、第十条第一項の認証の申請が次の各号に適合すると認めるときは、その設立を認証しなければならない。

- 一 設立の手續並びに申請書及び定款の内容が法令の規定に適合していること。
 - 二 当該申請に係る特定非営利活動法人が第二条第二項に規定する団体に該当するものであること。
 - 三 当該申請に係る特定非営利活動法人が次に掲げる団体に該当しないものであること。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号及び第四十七条第六号において同じ。）
 - ロ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - 四 当該申請に係る特定非営利活動法人が十人以上の社員を有するものであること。
- 2 前項の規定による認証又は不認証の決定は、正当な理由がない限り、第十条第二項の期間を経過した日から二月（都道府県又は指定都市の条例でこれより短い期間を定めたときは、当該期間）以内に行わなければならない。
- 3 所轄庁は、第一項の規定により認証の決定をしたときはその旨を、同項の規定により不認証の決定をしたときはその旨及びその理由を、当該申請をした者に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

(意見聴取等)

第十二条の二 第四十三条の二及び第四十三条の三の規定は、第十条第一項の認証の申請があった場合について準用する。

(成立の時期等)

- 第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。
- 2 特定非営利活動法人は、前項の登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書及び次条の財産目録を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

(財産目録の作成及び備置き)

第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその事務所に備え置かなければならない。

第三節 管理

(通常社員総会)

第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。

(臨時社員総会)

第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(社員総会の招集)

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって内閣府令で定めるものをいう。第二十八条の二第一項第三号において同じ。）により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(社員総会の決議の省略)

第十四条の九 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令で定めるものをいう。）により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 前項の規定により社員総会の目的である事項の全てについての提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該社員総会が終了したものとみなす。

(役員の数)

第十五条 特定非営利活動法人には、役員として、理事三人以上及び監事一人以上を置かなければならない。

(理事の代表権)

第十六条 理事は、すべて特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する。ただし、定款をもって、その代表権を制限することができる。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事の職務)

第十八条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 一 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 二 特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
- 三 前二号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを社員総会又は所轄庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするために必要がある場合には、社員総会を招集すること。
- 五 理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(監事の兼職禁止)

第十九条 監事は、理事又は特定非営利活動法人の職員を兼ねてはならない。

(役員欠格事由)

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、特定非営利活動法人の役員になることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 三 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項の規定を除く。第四十七条第一号ハにおいて同じ。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 四 暴力団の構成員等
- 五 第四十三条の規定により設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者
- 六 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの

(役員親族等の排除)

第二十一条 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(役員欠員補充)

第二十二条 理事又は監事のうち、その定数の三分の一を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員変更等の届出)

第二十三条 特定非営利活動法人は、その役員の名又は住所若しくは居所に変更があったときは、遅滞なく、変更後の役員名簿を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）において前項の届出をするときは、当該役員に係る第十条第一項第二号ロ及びハに掲げる書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員任期)

第二十四条 役員任期は、二年以内において定款で定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、定款で役員を社員総会で選任することとしている特定非営利活動法人にあっては、定款により、後任の役員が選任されていない場合に限り、同項の規定により定款で定められた任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を延長することができる。

(定款の変更)

第二十五条 定款の変更は、定款で定めるところにより、社員総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の議決は、社員総数の二分の一以上が出席し、その出席者の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 定款の変更（第十一条第一項第一号から第三号まで、第四号（所轄庁の変更を伴うものに限る。）、第五号、第六号（役員定数に係るものを除く。）、第七号、第十一号、第十二号（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）又は第十三号に掲げる事項に係る変更を含むものに限る。）は、所轄庁の認証を受けなければならない。
- 4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添付した申請書を、所轄庁

に提出しなければならない。この場合において、当該定款の変更が第十一条第一項第三号又は第十一号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときは、当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を併せて添付しなければならない。

- 5 第十条第二項から第四項まで及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。
- 6 特定非営利活動法人は、定款の変更（第三項の規定により所轄庁の認証を受けなければならない事項に係るものを除く。）をしたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて、その旨を所轄庁に届け出なければならない。
- 7 特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは、遅滞なく、当該登記をしたことを証する登記事項証明書を所轄庁に提出しなければならない。

第二十六条 所轄庁の変更を伴う定款の変更に係る前条第四項の申請書は、変更前の所轄庁を経由して変更後の所轄庁に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該定款の変更を認証したときは、所轄庁は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、変更前の所轄庁から事務の引継ぎを受けなければならない。

(会計の原則)

第二十七条 特定非営利活動法人の会計は、この法律に定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。

- 一 削除
- 二 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- 三 計算書類（活動計算書及び貸借対照表をいう。次条第一項において同じ。）及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- 四 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かななければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かななければならない。
- 3 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から次に掲げる書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。
 - 一 事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録、第三十条及び第四十五条第一項第五号イにおいて同じ。）
 - 二 役員名簿
 - 三 定款等

(貸借対照表の公告)

第二十八条の二 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

三 電子公告（電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものをとる公告の方法をいう。以下この条において同じ。）

四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する貸借対照表の公告の方法として同項第一号又は第二号に掲げる方法を定款で定める特定非営利活動法人は、当該貸借対照表の要旨を公告することで足りる。

3 特定非営利活動法人が第一項第三号に掲げる方法を同項に規定する貸借対照表の公告の方法とする旨を定款で定める場合には、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、同項第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

4 特定非営利活動法人が第一項の規定により電子公告による公告をする場合には、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、継続して当該公告をしなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定により電子公告による公告をしなければならない期間（第二号において「公告期間」という。）中公告の中断（不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置かれた情報がその状態に置かれないこととなったこと又はその情報がその状態に置かれた後改変されたことをいう。以下この項において同じ。）が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼさない。

一 公告の中断が生ずることにつき特定非営利活動法人が善意でかつ重大な過失がないこと又は特定非営利活動法人に正当な事由があること。

二 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の十分の一を超えないこと。

三 特定非営利活動法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと。

（事業報告書等の提出）

第二十九条 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

（事業報告書等の公開）

第三十条 所轄庁は、特定非営利活動法人から提出を受けた事業報告書等（過去五年間に提出を受けたものに限る。）、役員名簿又は定款等について閲覧又は謄写の請求があつたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これらの書類（事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）を閲覧させ、又は謄写させなければならない。

第四節 解散及び合併

（解散事由）

第三十一条 特定非営利活動法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一 社員総会の決議

二 定款で定めた解散事由の発生

三 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

四 社員の欠亡

五 合併

六 破産手続開始の決定

七 第四十三条の規定による設立の認証の取消し

2 前項第三号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認定がなければ、その効力を生じない。

3 特定非営利活動法人は、前項の認定を受けようとするときは、第一項第三号に掲げる事由を証する書面を、所轄庁に提出しなければならない。

4 清算人は、第一項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散の決議）

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

（特定非営利活動法人についての破産手続の開始）

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合に

は、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、特定非営利活動法人が第三十一条第一項各号に掲げる事由によって解散した後、遅滞なく、公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

- 2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。
- 3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。
- 4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後また権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

- 2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。
- 3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。
- 4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十二条 解散した特定非営利活動法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対する清算結了の届出の時において、定款で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。

- 2 定款に残余財産の帰属すべき者に関する規定がないときは、清算人は、所轄庁の認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができる。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

- 2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。
- 3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を

嘱託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

第三十二条の七 削除

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 第三十二条の五及び第三十二条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(合併)

第三十三条 特定非営利活動法人は、他の特定非営利活動法人と合併することができる。

(合併手続)

第三十四条 特定非営利活動法人が合併するには、社員総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決は、社員総数の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、定款に特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 合併は、所轄庁の認証を受けなければ、その効力を生じない。

4 特定非営利活動法人は、前項の認証を受けようとするときは、第一項の議決をした社員総会の議事録の謄本を添付した申請書を、所轄庁に提出しなければならない。

5 第十条及び第十二条の規定は、第三項の認証について準用する。

第三十五条 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、貸借対照表及び財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、前条第三項の認証があったときは、その認証の通知のあった日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下回ってはならない。

第三十六条 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかったときは、合併を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、特定非営利活動法人は、これに弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第三十七条 合併により特定非営利活動法人を設立する場合においては、定款の作成その他特定非営利活動法人の設立に関する事務は、それぞれの特定非営利活動法人において選任した者が共同して行わなければならない。

(合併の効果)

第三十八条 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、合併によって消滅した特定非営利活動法人の一切の権利義務（当該特定非営利活動法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(合併の時期等)

第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。

第四十条 削除

第五節 監督

(報告及び検査)

第四十一条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 所轄庁は、前項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、同項の相当の理由を記載した書面を、あらかじめ、当該特定非営利活動法人の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（以下この項において「特定非営利活動法人の役員等」という。）に提示させなければならない。この場合において、当該特定非営利活動法人の役員等が当該書面の交付を要求したときは、これを交付させなければならない。
- 3 第一項の規定による検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(改善命令)

第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(設立の認証の取消し)

第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

- 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
- 3 前二項の規定による設立の認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該特定非営利活動法人から請求があったときは、公開により行うよう努めなければならない。
- 4 所轄庁は、前項の規定による請求があった場合において、聴聞の期日における審理を公開により行わないときは、当該特定非営利活動法人に対し、当該公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならない。

(意見聴取)

第四十三条の二 所轄庁は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いている疑い又はその役員について第二十条第四号に該当する疑いがあると認めるときは、その理由を付して、警視総監又は道府県警察本部長の意見を聴くことができる。

(所轄庁への意見)

第四十三条の三 警視総監又は道府県警察本部長は、特定非営利活動法人について第十二条第一項第三号に規定する要件を欠いていると疑うに足りる相当な理由又はその役員について第二十条第四号に該当すると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該特定非営利活動法人に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べることができる。

第三章 認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人

第一節 認定特定非営利活動法人

(認定)

第四十四条 特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは、所轄庁の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を添付した申請書を所轄庁に提出しなければならない。ただし、次条第一項第一号ハに掲げる

基準に適合する特定非営利活動法人が申請をする場合には、第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 実績判定期間内の日を含む各事業年度（その期間が一年を超える場合は、当該期間をその初日以後一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）。以下同じ。）の寄附者名簿（各事業年度に当該申請に係る特定非営利活動法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名（法人にあっては、その名称）及び住所並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。以下同じ。）

二 次条第一項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（前号に掲げる書類を除く。）及び第四十七条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

三 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

3 前項第一号の「実績判定期間」とは、第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前五年（同項の認定を受けたことのない特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間をいう。

(認定の基準)

第四十五条 所轄庁は、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

一 広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準として次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 実績判定期間（前条第三項に規定する実績判定期間をいう。以下同じ。）における経常収入金額（(1)に掲げる金額をいう。）のうち寄附金等収入金額（(2)に掲げる金額（内閣府令で定める要件を満たす特定非営利活動法人にあっては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額）をいう。）の占める割合が政令で定める割合以上であること。

(1) 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この(1)において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（次項において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の内閣府令で定めるものの額を控除した金額

(2) 受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニにおいて「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち内閣府令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の内閣府令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3) 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する内閣府令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額

ロ 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者（当該事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）その他の内閣府令で定める事項が明らかな寄附金に限る。以下このロにおいて同じ。）の額の総額（当該同一の者が個人である場合には、当該事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が政令で定める額以上である場合の当該同一の者をいい、当該申請に係る特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。以下同じ。）の数（当該事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者を一人とみなした数）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が政令で定める数以上であること。

ハ 前条第二項の申請書を提出した日の前日において、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三十七条の二第一項第四号（同法第一条第二項の規定により都について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金又は同法第三百十四条の七第一項第四号（同法第一条第二項の規定により特別区について準用する場合を含む。）に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人としてこれらの寄附金を定める条例で定められているもの（その条例を制定した道府県（都を含む。）又は市町村（特別区を含む。）の区域内に事務所を有するものに限る。）であること。

二 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として内閣府令で定める割合

が百分の五十未満であること。

イ 会員又はこれに類するものとして内閣府令で定める者（当該申請に係る特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で内閣府令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの

その他内閣府令で定めるものを除く。）

ロ その便益の及ぶ者が次に掲げる者その他特定の範囲の者（前号ハに掲げる基準に適合する場合にあっては、(4)に掲げる者を除く。）である活動（会員等を対象とする活動で内閣府令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

(1) 会員等

(2) 特定の団体の構成員

(3) 特定の職域に属する者

(4) 特定の地域として内閣府令で定める地域に居住し又は事務所その他これに準ずるものを有する者

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。

(1) 当該役員並びに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と内閣府令で定める特殊の関係のある者

(2) 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の内閣府令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者の配偶者及び三親等以内の親族並びにこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること又は内閣府令で定めるところにより帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること。

ニ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として内閣府令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる基準に適合していること。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令で定める基準に適合していること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、当該書類(イに掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)をその事務所において閲覧させること。

イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

ロ 前条第二項第二号及び第三号に掲げる書類並びに第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類及び同条第三項の書類

六 各事業年度において、事業報告書等を第二十九条の規定により所轄庁に提出していること。

七 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

八 前条第二項の申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ並びに第五号から第七号までに掲げる基準（当該実績判定期間中に、前条第一項の認定又は第五十八条第一項の特例認定を受けていない期間が含まれる場合には、当該期間については第五号ロに掲げる基準を除く。）に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、前条第一項の認定の申請をした特定非営利活動法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合及び政令で定める小規模な特定非営利活動法人が同項の認定の申請をした場合における前項第一号イに規定する割合の計算については、政令で定める方法によることができる。

(合併特定非営利活動法人に関する適用)

第四十六条 前二条に定めるもののほか、第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人が合併後存続した特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人で同条第二項の申請書を提出しようとする事業年度の初日においてその合併又は設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における前二条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(欠格事由)

第四十七条 第四十五条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けることができない。

一 その役員のうち、次のいずれかに該当する者があるもの

イ 認定特定非営利活動法人が第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとするに關する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 暴力団の構成員等

二 第六十七条第一項若しくは第二項の規定により第四十四条第一項の認定を取り消され、又は第六十七条第三項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により第五十八条第一項の特例認定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しないもの

三 その定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているもの

四 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から三年を経過しないもの

五 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から三年を経過しないもの

六 次のいずれかに該当するもの

イ 暴力団

ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にあるもの

(認定に関する意見聴取)

第四十八条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。

一 前条第一号ニ及び第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長

二 前条第四号及び第五号に規定する事由 国税庁長官、関係都道府県知事又は関係市町村長（以下「国税庁長官等」という。）

(認定の通知等)

第四十九条 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときはその旨を、同項の認定をしないことを決定したときはその旨及びその理由を、当該申請をした特定非営利活動法人に対し、速やかに、書面により通知しなければならない。

2 所轄庁は、第四十四条第一項の認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該認定に係る認定特定非営利活動法人に係る次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 名称
 - 二 代表者の氏名
 - 三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
 - 四 当該認定の有効期間
 - 五 前各号に掲げるもののほか、都道府県又は指定都市の条例で定める事項
- 3 所轄庁は、特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第四十四条第一項の認定をしたときは、当該認定に係る認定特定非営利活動法人の名称その他の内閣府令で定める事項を、その主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県でその事務所が所在する都道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」という。）に対し通知しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものは、第一項の規定による認定の通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる書類を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 一 直近の事業報告書等（合併後当該書類が作成されるまでの間は、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第七号の事業計画書、第三十四条第五項において準用する第十条第一項第八号の活動予算書及び第三十五条第一項の財産目録、第五十二条第四項及び第五項において同じ。）
 - 二 役員名簿及び定款等
 - 三 第四十四条第二項の規定により所轄庁に提出した同項各号に掲げる添付書類の写し
 - 四 認定に関する書類の写し

(名称等の使用制限)

- 第五十条 認定特定非営利活動法人でない者は、その名称又は商号中に、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 2 何人も、不正の目的をもって、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。

(認定の有効期間及びその更新)

- 第五十一条 第四十四条第一項の認定の有効期間（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、当該更新された有効期間。以下この条及び第五十七条第一項第一号において同じ。）は、当該認定の日（次項の有効期間の更新がされた場合にあつては、従前の認定の有効期間の満了の日の翌日。第五十四条第一項において同じ。）から起算して五年とする。
- 2 前項の有効期間の満了後引き続き認定特定非営利活動法人として特定非営利活動を行おうとする認定特定非営利活動法人は、その有効期間の更新を受けなければならない。
- 3 前項の有効期間の更新を受けようとする認定特定非営利活動法人は、第一項の有効期間の満了の日の六月前から三月前までの間（以下この項において「更新申請期間」という。）に、所轄庁に有効期間の更新の申請をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により更新申請期間にその申請をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前項の申請があつた場合において、第一項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の認定は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項、第四十五条第一項（第三号ロ、第六号、第八号及び第九号に係る部分を除く。）及び第二項、第四十六条から第四十八条まで並びに第四十九条第一項、第二項及び第四項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、第二項の有効期間の更新について準用する。ただし、第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(役員の変更等の届出、定款の変更の届出等及び事業報告書等の提出に係る特例並びにこれらの書類の閲覧)

- 第五十二条 認定特定非営利活動法人についての第二十三条、第二十五条第六項及び第七項並びに第二十九条の規定の適用については、これらの規定中「所轄庁に」とあるのは、「所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に」とする。
- 2 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人は、第二十五条第三項の定款の変更の認証を受けたときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を所轄庁以外の関係知事に提出しなければならない。
- 3 第二十六条第一項の場合においては、認定特定非営利活動法人は、同条第二項に掲げる添付書類のほか、内閣府令で定めるところにより、寄附者名簿その他の内閣府令で定める書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 認定特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。
- 5 認定特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分

を除くことができる。

(代表者の氏名の変更の届出等並びに事務所の新設及び廃止に関する通知等)

第五十三条 認定特定非営利活動法人は、代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人について、第四十九条第二項各号（第二号及び第四号を除く。）に掲げる事項に係る定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき若しくは同条第六項の届出を受けたとき、前項の届出を受けたとき又は第四十九条第二項第五号に掲げる事項に変更があったときは、インターネット

の利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。

3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人の事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置する旨又はその主たる事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内の全ての事務所を廃止する旨の定款の変更についての第二十五条第三項の認証をしたとき又は同条第六項の届出を受けたときは、その旨を当該都道府県の知事に通知しなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、その事務所が所在する都道府県以外の都道府県の区域内に新たに事務所を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、第四十九条第四項各号に掲げる書類を、当該都道府県の知事に提出しなければならない。

(認定申請の添付書類及び役員報酬規程等の備置き等及び閲覧)

第五十四条 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、同条第一項の認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

一 前事業年度の寄附者名簿

二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

三 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類

四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

4 認定特定非営利活動法人は、第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは前項の書類の閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これをその事務所において閲覧させなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第五十五条 認定特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度一回、前条第二項第二号から第四号までに掲げる書類（同項第三号に掲げる書類については、資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。）を所轄庁（二以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人にあっては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、前条第二項第二号に掲げる書類については、既に所轄庁に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は、この限りでない。

2 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前条第三項の書類を所轄庁に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第五十六条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人から提出を受けた第四十四条第二項第二号若しくは第三号に掲げる書類又は第五十四条第二項第二号から第四号までに掲げる書類若しくは同条第三項の書類（過去五年間に提出を受けたものに限る。）について閲覧又は謄写の請求があったときは、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、これを閲覧させ、又は謄写させなければならない。

(認定の失効)

第五十七条 認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第四十四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 第四十四条第一項の認定の有効期間が経過したとき（第五十一条第四項に規定する場合にあっては、更新拒否処分がされたとき。）。

- 二 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
 - 三 認定特定非営利活動法人が解散したとき。
- 2 所轄庁は、前項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
 - 3 所轄庁は、認定特定非営利活動法人で二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するものについて第一項の規定により第四十四条第一項の認定がその効力を失ったときは、その旨を所轄庁以外の関係知事に対し通知しなければならない。

第二節 特例認定特定非営利活動法人

(特例認定)

- 第五十八条 認定特定非営利活動法人であって新たに設立されたもののうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは、所轄庁の特例認定を受けることができる。
- 2 第四十四条第二項（第一号に係る部分を除く。）及び第三項の規定は、前項の特例認定を受けようとする認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、同条第三項中「五年（同項の認定を受けたことのない認定特定非営利活動法人が同項の認定を受けようとする場合にあっては、二年）」とあるのは、「二年」と読み替えるものとする。

(特例認定の基準)

- 第五十九条 所轄庁は、前条第一項の特例認定の申請をした認定特定非営利活動法人が次の各号に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の特例認定をするものとする。
- 一 第四十五条第一項第二号から第九号までに掲げる基準に適合すること。
 - 二 前条第二項において準用する第四十四条第二項の申請書を提出した日の前日において、その設立の日（当該認定特定非営利活動法人が合併後存続した認定特定非営利活動法人である場合にあっては当該認定特定非営利活動法人又はその合併によって消滅した各認定特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日、当該認定特定非営利活動法人が合併によって設立した認定特定非営利活動法人である場合にあってはその合併によって消滅した各認定特定非営利活動法人の設立の日のうち最も早い日）から五年を経過しない認定特定非営利活動法人であること。
 - 三 第四十四条第一項の認定又は前条第一項の特例認定を受けたことがないこと。

(特例認定の有効期間)

第六十条 第五十八条第一項の特例認定の有効期間は、当該特例認定の日から起算して三年とする。

(特例認定の失効)

- 第六十一条 特例認定認定特定非営利活動法人について、次のいずれかに掲げる事由が生じたときは、第五十八条第一項の特例認定は、その効力を失う。
- 一 第五十八条第一項の特例認定の有効期間が経過したとき。
 - 二 特例認定認定特定非営利活動法人が特例認定認定特定非営利活動法人でない認定特定非営利活動法人と合併をした場合において、その合併が第六十三条第一項又は第二項の認定を経ずにその効力を生じたとき（同条第四項に規定する場合にあっては、その合併の不認定処分がされたとき。）。
 - 三 特例認定認定特定非営利活動法人が解散したとき。
 - 四 特例認定認定特定非営利活動法人が第四十四条第一項の認定を受けたとき。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第六十二条 第四十六条から第五十条まで、第五十二条から第五十六条まで並びに第五十七条第二項及び第三項の規定は、特例認定認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第五十四条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「第六十条の有効期間の満了の日」と、第五十六条中「五年間」とあるのは「三年間」と読み替えるものとする。

第三節 認定特定非営利活動法人等の合併

- 第六十三条 認定特定非営利活動法人が認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。
- 2 特例認定特定非営利活動法人が特例認定特定非営利活動法人でない特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人であるものを除く。）と合併をした場合は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その合併について所轄庁の認定がされたときに限り、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継する。
- 3 第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は前項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、第三十四条第三項の認証の申請に併せて、所轄庁に第一項の認定又は前項の認定の申請をしなければならない。
- 4 前項の申請があった場合において、その合併がその効力を生ずる日までにその申請に対する処分がされないときは、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立した特定非営利活動法人は、その処分がされるまでの間は、合併によって消滅した特定非営利活動法人のこの法律の規定による認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人としての地位を承継しているものとみなす。
- 5 第四十四条第二項及び第三項、第四十五条、第四十七条から第四十九条まで並びに第五十四条第一項の規定は第一項の認定について、第五十八条第二項において準用する第四十四条第二項及び第三項、第五十九条並びに前条において準用する第四十七条から第四十九条まで及び第五十四条第一項の規定は第二項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 認定特定非営利活動法人等の監督

（報告及び検査）

- 第六十四条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠いている疑いがあると認めるときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、当該都道府県の区域内における業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該都道府県の区域内に所在する当該認定特定非営利活動法人等の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、あらかじめ、当該認定特定非営利活動法人等の役員その他の当該検査の対象となっている事務所その他の施設の管理について権限を有する者（第五項において「認定特定非営利活動法人等の役員等」という。）に提示させなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事が第一項又は第二項の規定による検査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、前項の規定による書面の提示を要しない。
- 5 前項の場合において、所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による検査を終了するまでの間に、当該検査をする職員に、これらの項の疑いがあると認める理由を記載した書面を、認定特定非営利活動法人等の役員等に提示させるものとする。
- 6 第三項又は前項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査をする職員が、当該検査により第三項又は前項の規定により理由として提示した事項以外の事項について第一項又は第二項の疑いがあると認められることとなった場合において、当該事項に関し検査を行うことを妨げるものではない。この場合において、第三項又は前項の規定は、当該事項に関する検査については適用しない。
- 7 第四十一条第三項及び第四項の規定は、第一項又は第二項の規定による検査について準用する。

（勧告、命令等）

- 第六十五条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、

当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。

- 2 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等について、第六十七条第二項各号（第一号にあっては、第四十五条第一項第三号に係る部分を除く。）のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、当該都道府県の区域内における事業活動について、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。
- 3 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、前二項の規定による勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。
- 4 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項又は第二項の規定による勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。
- 5 第一項及び第二項の規定による勧告並びに前項の規定による命令は、書面により行うよう努めなければならない。
- 6 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第四項の規定による命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示しなければならない。
- 7 所轄庁又は所轄庁以外の関係知事は、第一項若しくは第二項の規定による勧告又は第四項の規定による命令をしようとするときは、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該事由の有無について、当該各号に定める者の意見を聴くことができる。
 - 一 第四十七条第一号ニ又は第六号に規定する事由 警視總監又は道府県警察本部長
 - 二 第四十七条第四号又は第五号に規定する事由 国税庁長官等

(その他の事業の停止)

第六十六条 所轄庁は、その他の事業を行う認定特定非営利活動法人につき、第五条第一項の規定に違反してその他の事業から生じた利益が当該認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動に係る事業以外の目的に使用されたと認めるときは、当該認定特定非営利活動法人に対し、その他の事業の停止を命ずることができる。

- 2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(認定又は特例認定の取消し)

第六十七条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消さなければならない。

- 一 第四十七条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するとき。
 - 二 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定を受けたとき。
 - 三 正当な理由がなく、第六十五条第四項又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。
 - 四 認定特定非営利活動法人から第四十四条第一項の認定の取消しの申請があったとき。
- 2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第四十四条第一項の認定を取り消すことができる。
 - 一 第四十五条第一項第三号、第四号イ若しくはロ又は第七号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
 - 二 第二十九条、第五十二条第四項又は第五十四条第四項の規定を遵守していないとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反したとき。
 - 3 前二項の規定は、第五十八条第一項の特例認定について準用する。この場合において、第一項第二号中「、第五十一条第二項の有効期間の更新又は第六十三条第一項の認定」とあるのは、「又は第六十三条第二項の認定」と読み替えるものとする。
 - 4 第四十三条第三項及び第四項、第四十九条第一項から第三項まで並びに第六十五条第七項の規定は、第一項又は第二項の規定による認定の取消し（第六十九条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第一項又は第二項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。

(所轄庁への意見等)

第六十八条 所轄庁以外の関係知事は、認定特定非営利活動法人等が第六十五条第四項の規定による命令に従わなかった場合その他の場合であって、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認めるときは、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができる。

- 2 次の各号に掲げる者は、認定特定非営利活動法人等についてそれぞれ当該各号に定める事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、所轄庁が当該認定特定非営利活動法人等に対して適当な措置を採ることが必要であると認められる場合には、所轄庁に対し、その旨の意見を述べるることができる。
 - 一 警視總監又は道府県警察本部長 第四十七条第一号ニ又は第六号に該当する事由

- 二 国税庁長官等 第四十七条第四号又は第五号に該当する事由
- 3 所轄庁は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して特に必要があると認めるときは、所轄庁以外の関係知事に対し、当該所轄庁以外の関係知事が採るべき措置について、必要な要請をすることができる。

(所轄庁への指示)

第六十九条 内閣総理大臣は、この章に規定する認定特定非営利活動法人等に関する事務の実施に関して地域間の均衡を図るため特に必要があると認めるときは、所轄庁に対し、第六十五条第一項の規定による勧告、同条第四項の規定による命令、第六十六条第一項の規定による命令又は認定の取消し若しくは特例認定の取消しその他の措置を採るべきことを指示することができる。

第四章 税法上の特例

第七十条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第二項中「除く」とあるのは「除くものとし、特定非営利活動法人を含む」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六の規定を適用する場合には同条中「みなされているもの」とあるのは「みなされているもの（特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人については、小規模な法人として政令で定めるものに限る。）」とする。

- 2 特定非営利活動法人は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。
- 3 特定非営利活動法人は、地価税法（平成三年法律第六十九号）その他地価税に関する法令の規定（同法第三十三条の規定を除く。）の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。ただし、同法第六条の規定による地価税の非課税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第七号に規定する人格のない社団等とみなす。

第七十一条 個人又は法人が、認定特定非営利活動法人等に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

第五章 雑則

(情報の提供等)

第七十二条 内閣総理大臣及び所轄庁は、特定非営利活動法人に対する寄附その他の特定非営利活動への市民の参画を促進するため、認定特定非営利活動法人等その他の特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関するデータベースの整備を図り、国民にインターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 所轄庁及び特定非営利活動法人は、特定非営利活動法人の事業報告書その他の活動の状況に関する情報を前項の規定により内閣総理大臣が整備するデータベースに記録することにより、当該情報の積極的な公表に努めるものとする。

(協力依頼)

第七十三条 所轄庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の適用)

第七十四条 第十条第一項（第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による提出及び第十条第二項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による縦覧、第十二条第三項（第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十三条第二項（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出、第二十三条第一項の規定による届出、第二十五条第四項の規定による提出、同条第六項の規定による届出及び同条第七項の規定による提出、第二十九条の規定による提出、第三十条の規定による閲覧、第三十一条第三項の規定による提出、第三十四条第四項の規定による提出、第四十三条第四項（第六十七条第四項において準用する場合

を含む。)の規定による交付、第四十四条第二項(第五十一条第五項、第五十八条第二項(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第四十九条第一項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))、第六十三条第五項及び第六十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知及び第四十九条第四項(第五十一条第五項、第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十二条第二項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十三条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出、第五十五条第一項及び第二項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による提出並びに第五十六条(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)の規定を適用する場合には、同法第六条第一項及び第四項から第六項まで、第七条第一項、第四項及び第五項、第八条第一項並びに第九条第一項及び第三項中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とする。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)

第七十五条 第十四条(第三十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き、同条第二項の規定による備置き並びに同条第三項の規定による閲覧、第三十五条第一項の規定による作成及び備置き、第四十五条第一項第五号(第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十二条第四項及び第五項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧、第五十四条第一項(第六十二条(第六十三条第五項において準用する場合を含む。))及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。)の規定による備置き、第五十四条第二項及び第三項(これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による作成及び備置き並びに第五十四条第四項(第六十二条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧について民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)の規定を適用する場合には、同法中「主務省令」とあるのは、「都道府県又は指定都市の条例」とし、同法第九条の規定は、適用しない。

(実施規定)

第七十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な細則は、内閣府令又は都道府県若しくは指定都市の条例で定める。

第六章 罰則

第七十七条 偽りその他不正の手段により第四十四条第一項の認定、第五十一条第二項の有効期間の更新、第五十八条第一項の特例認定又は第六十三条第一項若しくは第二項の認定を受けた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、第四十二条の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 二 第五十条第一項の規定に違反して、認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 三 第五十条第二項の規定に違反して、他の認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 四 第六十二条において準用する第五十条第一項の規定に違反して、特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある文字をその名称又は商号中に用いた者
- 五 第六十二条において準用する第五十条第二項の規定に違反して、他の特例認定特定非営利活動法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用した者
- 六 正当な理由がないのに、第六十五条第四項の規定による命令に違反して当該命令に係る措置を採らなかった者
- 七 正当な理由がないのに、第六十六条第一項の規定による停止命令に違反して引き続きその他の事業を行った者

第七十九条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき

法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠ったとき。
- 二 第十四条（第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 三 第二十三条第一項若しくは第二十五条第六項（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第五十三条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第二十八条第一項若しくは第二項、第五十四条第一項（第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十四条第二項及び第三項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 五 第二十五条第七項若しくは第二十九条（これらの規定を第五十二条第一項（第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第四十九条第四項（第五十一条第五項、第六十二条（第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条第二項、第五十三条第四項若しくは第五十五条第一項若しくは第二項（これらの規定を第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。
- 六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。
- 七 第二十八条の二第一項、第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。
- 八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。
- 九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。
- 十 第四十一条第一項又は第六十四条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八十一条 第四条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

以下、附則略

別表（第二条関係）

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 観光の振興を図る活動
- 五 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 六 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 七 環境の保全を図る活動
- 八 災害救援活動
- 九 地域安全活動
- 十 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 十一 国際協力の活動
- 十二 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十三 子どもの健全育成を図る活動
- 十四 情報化社会の発展を図る活動
- 十五 科学技術の振興を図る活動
- 十六 経済活動の活性化を図る活動
- 十七 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十八 消費者の保護を図る活動
- 十九 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 二十 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

IV 関連行政機関

さいたま地方法務局

庁名	郵便番号・所在地	電話番号	商業・法人登記管轄区域	不動産登記管轄区域
本局	〒338-8513 さいたま市中央区 下落合 5-12-1 (さいたま第2法務総合庁舎)	048-851-1000	さいたま市	さいたま市

税 務 署

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄地区
浦和	330-9590	さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-5400	さいたま市のうち中央区、桜区、浦和区、南区、緑区
大宮	330-0801	さいたま市大宮区土手町 3-184	048-641-4945	さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区
春日部	344-8686	春日部市大沼 2-12-1	048-733-2111	さいたま市のうち岩槻区

県税事務所

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
さいたま県税事務所	330-0074	さいたま市浦和区 北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎内	048-822-5526	さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区
春日部県税事務所	344-8555	春日部市大沼 1-76 埼玉県春日部地方庁舎内	048-737-2206	さいたま市のうち岩槻区

さいたま市役所

名称	郵便番号	所在地	電話番号
北部市税事務所 法人課税課	330-8501	さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1 (大宮区役所 5階)	048-646-3272

公共職業安定所（ハローワーク）

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
浦和公共職業安定所	330-0061	さいたま市浦和区 常盤 5-8-40	048-832-2461	さいたま市のうち中央区、桜区、浦和区、南区、緑区
大宮公共職業安定所	330-0852	さいたま市大宮区 大成町 1-525	048-667-8609	さいたま市のうち西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区

労働基準監督署

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄地域
さいたま 労働基準監督署	330-6014	さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さい たま新都心ビル ラン ド・アクシス・タワー14F	048-600-4801	さいたま市（岩槻 区をのぞく）
春日部 労働基準監督署	344-8506	春日部市南 3-10-13	048-735-5226	さいたま市のうち 岩槻区

年金事務所（日本年金機構）

名称	郵便番号	所在地	電話番号	管轄地域
浦和年金事務所	330-8580	さいたま市浦和区 北浦和 5-5-1	048-831-1638	さいたま市のうち桜区、 浦和区、南区、緑区
大宮年金事務所	331-9577	さいたま市北区 宮原町 4-19-9	048-652-3399	さいたま市のうち西区、北区、 大宮区、見沼区、中央区
春日部年金事務所	344-8561	春日部市中央 1-52-1 春日部セントラルビル 4 階・6階	048-737-7112	さいたま市のうち岩槻区

V 参考

■法人情報の変更について

定款変更を伴わない事務所の所在地、又は電話番号、代表者の変更があった場合は、以下の書式を参考に所轄庁へ報告してください。

変更届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛先) さいたま市長

埼玉県さいたま市××区×丁目×番×号
△△△ビル3階
特定非営利活動法人□□食生活支援クラブ
代表者氏名 埼玉 一郎
電話番号 048-〇〇〇-〇〇〇〇

次のとおり、(定款変更を伴わない事務所の所在地・電話番号・代表者)の変更があったので、届け出ます。

定款の変更を伴わない事務所の所在地の変更

事務所の種類	変更後	変更前
主たる・その他		

電話番号の変更

変更後	変更前

ホームページへの掲載の可否 【 可 ・ 否 】

代表者の変更

	変更年月日	氏名 (ふりがな)
新任		
前任		

販売価格：400円